

(1) 添付資料

目 次

資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

　　資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性

　　資料1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性

資料2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書

資料3 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書

資料4 耐震性に関する説明書

資料5 原子炉格納容器内的一次冷却材の漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計

測範囲及び警報動作範囲に関する説明書

資料6 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

　　資料6-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

　　資料6-2 本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画

資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

目 次

資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性

資料1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性

資料 1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性

目 次

頁

1. 概要	M3-添1-1-1
2. 発電用原子炉の設置の許可との整合性	M3-添1-1-1

1. 概要

本資料は、今回の設計及び工事計画届出書（以下「本届出」という。）が発電用原子炉の設置の許可に抵触するものでないことを説明するものである。

2. 発電用原子炉の設置の許可との整合性

本届出は、美浜発電所第3号機格納容器サンプ水位上昇率測定装置の改造にあたり、格納容器サンプ水位上昇率測定装置の設備仕様を変更するものであり、設計及び工事の計画のうち「機器等の主要仕様表（以下「要目表」という。）」の記載事項である「種類」が変更となる。

格納容器サンプ水位上昇率測定装置の設備仕様については、美浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和2年12月23日付け原規規発第2012235号までに許可された発電用原子炉設置変更許可申請書）（以下「原子炉設置変更許可申請書」という。）の基本方針に記載がないため、要目表の記載事項である「種類」の変更は許可に抵触するものではない。

また、設計及び工事の計画のうち「基本設計方針」については、令和3年11月17日付け原規規発第2111173号までに認可された設計及び工事の計画（以下「既工事計画」という。）から変更はなく、既工事計画において確認された整合性に変更はない。

資料 1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性

	目	次	
1.	概要		頁
2.	基本方針		M3-添1-2-1
3.	記載の基本事項		M3-添1-2-1
4.	発電用原子炉の設置の許可との整合性		
十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な 体制の整備に関する事項			M3-添1-2-2

1. 概要

本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。

2. 基本方針

設計及び工事の計画が美浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和2年12月23日付け原規規発第2012235号までに許可された発電用原子炉設置変更許可申請書）（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、設置許可申請書との整合性により示す。

設置許可申請書との整合性は、設置許可申請書「本文（十一号）」と設計及び工事の計画のうち「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」について示す。

3. 記載の基本事項

- (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「本文」、「設計及び工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。
- (2) 説明書の記載順は、「本文（十一号）」に記載する順とする。

4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。</p> <p>A. 1号炉、2号炉及び3号炉</p> <p>1. 目的 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「品質管理に関する事項」という。）は、<u>発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品管規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</u></p> <p>2. 適用範囲 <u>品質管理に関する事項は、美浜発電所の保安活動に適用する。</u></p> <p>3. 定義 <u>品質管理に関する事項における用語の定義は、次に掲げるもののほか品管規則に従う。</u></p> <p>(1) 原子炉施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(2) 原子力部門 当社の品質マネジメントシステムに基づき、原子炉施設を運営管理（運転開始前の管理を含む。）する各組織（組織の最小単位）の総称をいう。</p>	<p>1. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム 当社は、<u>原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動を行う仕組みを含めた原子炉施設の設計、工事及び検査段階から運転段階に係る保安活動を確實に実施するための品質マネジメントシステムを確立し、「美浜発電所原子炉施設保安規定」（以下「保安規定」という。）の品質マネジメントシステム計画（以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。）に定めている。</u> <u>「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」（以下「設工認品質管理計画」という。）は、<u>保安規定品質マネジメントシステム計画</u>に基づき、<u>設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項を示したものである。</u></u></p> <p>2. 適用範囲・定義</p> <p>2.1 適用範囲 <u>設工認品質管理計画は、美浜発電所3号機原子炉施設の設計、工事及び検査に係る保安活動に適用する。</u></p> <p>2.2 定義 設工認品質管理計画における用語の定義は、以下を除き保安規定品質マネジメントシステム計画に従う。</p> <p>(1) 実用炉規則 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）をいう。</p> <p>(2) 技術基準規則 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）をいう。</p> <p>(3) 実用炉規則別表第二対象設備 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）の別表第二「設備別記載事項」に示された設備をいう。</p> <p>(4) 適合性確認対象設備 設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）に基づき、技術基準規則への適合性を確保するために必要となる設備をいう。</p>	<p>設置許可申請書（本文（十一号））において、設計及び工事の計画の内容は以下のとおり満足している。</p> <p>設計及び工事の計画では、美浜発電所原子炉施設保安規定に品質マネジメントシステム計画を定め、その品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理計画を定めることから整合している。（以下、設置許可申請書（本文十一号）に対応した設計及び工事の計画での説明がない箇所については、保安規定品質マネジメントシステム計画にて対応していることを以て整合している。）</p> <p>設計及び工事の計画の適用範囲は、設置許可申請書（本文十一号）の適用範囲に示す美浜発電所の保安活動に含まれていることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画の用語の定義に従ってことから整合している。</p>	

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																												
<p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 原子力部門は、品質管理に関する事項にしたがって、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 原子力部門は、<u>保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する</u>この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 原子炉施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響 <p>(3) 原子力部門は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p>	<p>3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用 設工認におけるグレード分けは、原子炉施設の安全上の重要性に応じて以下のとおり行う。</p> <p style="text-align: center;">設計・調達の管理に係るグレード分け（原子炉施設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">重要度*</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">グレードの区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">次のいずれかに該当する工事</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="radio"/> クラス1の設備に係る工事</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">Aクラス 又は Bクラス</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="radio"/> クラス2の設備に係る工事</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="radio"/> クラス3の設備及びその他の設備のうち、発電への影響度区分がR3「その故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備」を除く設備に係る工事</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">Cクラス</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">上記以外の設備に係る工事</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>*：上記の「クラス1～3」は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」のクラス1～3であり、発電への影響度区分との関係は以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center; width: 20%;">発電への影響度区分</th> <th colspan="6" style="text-align: center;">安全上の機能別重要度区分</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">クラス1</th> <th style="text-align: center;">クラス2</th> <th style="text-align: center;">クラス3</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">その他</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">PS-1</td> <td style="text-align: center;">MS-1</td> <td style="text-align: center;">PS-2</td> <td style="text-align: center;">MS-2</td> <td style="text-align: center;">PS-3</td> <td style="text-align: center;">MS-3</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">R1</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">B</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R2</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">A</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R3</td> <td colspan="5"></td> <td style="text-align: center;">C</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">R1：その故障により発電停止となる設備 R2：その故障がプラント運転に重大な影響を及ぼす設備（R1を除く） R3：上記以外でその故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備</p> <p>設計・調達の管理に係るグレード分け（原子炉施設のうち重大事故等対処施設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">重要度</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">グレードの区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="radio"/> 特定重大事故等対処施設</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">SA常設</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="radio"/> 重大事故等対処設備（常設設備）</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="radio"/> 重大事故等対処設備（可搬設備）</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">SA可搬（工事等含む） 又は SA可搬（購入のみ）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.6.2 供給者の選定 調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力の安全に及ぼす影響や供給者の実績等を考慮し、「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要度に応じてグレード分けを行い管理する。</p> <p>3.6.3 調達製品の調達管理 業務の実施に際し、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。</p>	重要度*	グレードの区分	次のいずれかに該当する工事		<input type="radio"/> クラス1の設備に係る工事	Aクラス 又は Bクラス	<input type="radio"/> クラス2の設備に係る工事		<input type="radio"/> クラス3の設備及びその他の設備のうち、発電への影響度区分がR3「その故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備」を除く設備に係る工事	Cクラス	上記以外の設備に係る工事		発電への影響度区分	安全上の機能別重要度区分						クラス1	クラス2	クラス3	その他			PS-1	MS-1	PS-2	MS-2	PS-3	MS-3	R1	B						R2	A						R3						C	重要度	グレードの区分	<input type="radio"/> 特定重大事故等対処施設	SA常設	<input type="radio"/> 重大事故等対処設備（常設設備）		<input type="radio"/> 重大事故等対処設備（可搬設備）	SA可搬（工事等含む） 又は SA可搬（購入のみ）	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い品質管理を行うことから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十二号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計のグレード分けを行うことから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達のグレード分けを行うことから整合している。</p>	
重要度*	グレードの区分																																																														
次のいずれかに該当する工事																																																															
<input type="radio"/> クラス1の設備に係る工事	Aクラス 又は Bクラス																																																														
<input type="radio"/> クラス2の設備に係る工事																																																															
<input type="radio"/> クラス3の設備及びその他の設備のうち、発電への影響度区分がR3「その故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備」を除く設備に係る工事	Cクラス																																																														
上記以外の設備に係る工事																																																															
発電への影響度区分	安全上の機能別重要度区分																																																														
	クラス1	クラス2	クラス3	その他																																																											
PS-1	MS-1	PS-2	MS-2	PS-3	MS-3																																																										
R1	B																																																														
R2	A																																																														
R3						C																																																									
重要度	グレードの区分																																																														
<input type="radio"/> 特定重大事故等対処施設	SA常設																																																														
<input type="radio"/> 重大事故等対処設備（常設設備）																																																															
<input type="radio"/> 重大事故等対処設備（可搬設備）	SA可搬（工事等含む） 又は SA可搬（購入のみ）																																																														

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(4) 原子力部門は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを原子力部門に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にする。 b. プロセスの順序及び相互の関係を明確にする。 c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力部門の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。 d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。 e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。 f. プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずる。 g. プロセス及び原子力部門の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。 h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。 <p>(5) 原子力部門は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>(6) 原子力部門は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>原子力部門は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 品質方針及び品質目標 (2) 品質マニュアル (3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようするために、原子力部門が必要と決定した文書 (4) 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。） <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>原子力部門は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 (2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 (3) 品質マネジメントシステムの適用範囲 (4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 (5) プロセスの相互の関係 <p>4.2.3 文書の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力部門は、<u>品質マネジメント文書を管理する。</u> (2) 原子力部門は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。 b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改 <p>3.7.1 文書及び記録の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録 設計、工事及び検査に係る組織の長は、設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し、これらを適切に管理する。 (2) 供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合の管理 設工認において供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計、 			

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号）	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
<p>訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。</p> <p>c. 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する原子力部門内における各組織の要員を参画させること。</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようすること。</p> <p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようすること。</p> <p>g. 原子力部門の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>品質規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるよう</u>に作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。</p>	<p>工事及び検査に用いる場合、供給者の品質保証能力の確認、かつ、対象設備での使用が可能な場合において、適用可能な図書として扱う。</p> <p>(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録 使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場合に用いる記録は、上記(1)、(2)を用いて実施する。</p>		
<p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>(1) 品質方針を定めること。</p> <p>(2) 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようすること。</p> <p>(4) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>(5) 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。</p> <p>(8) すべての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、原子力部門の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>(1) 原子力部門の目的及び状況に対して適切なものであること。</p> <p>(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>(3) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p>			

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
<p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、原子力部門内における各組織において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようする。</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようする。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持 c. 資源の利用可能性 d. 責任及び権限の割当て <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、原子力部門内における各組織及び要員の責任及び権限並びに原子力部門内における各組織相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようすること。 b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。 c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上すること。 d. 関係法令を遵守すること。 <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようすること。 b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上すること。 c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。 e. 関係法令を遵守すること。 	<p>3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）</p> <p>設計、工事及び検査は、本店組織及び発電所組織で構成する体制で実施する。</p> <p>設計、工事及び検査に係る組織は、担当する設備に関する設計、工事及び検査について責任と権限を持つ。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき美浜発電所原子炉施設保安規定に品質マネジメントシステム計画を定め、その品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理計画にて設計、工事及び検査に係る組織を定めていることから整合している。</p>	

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号）	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
<p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。 b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。 c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。 d. 常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。 e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。 <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>(1) 社長は、原子力部門の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>原子力部門は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 内部監査の結果 (2) 原子力部門の外部の者の意見 (3) プロセスの運用状況 (4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果 (5) 品質目標の達成状況 (6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況 (7) 関係法令の遵守状況 (8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 (9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置 (10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更 (11) 原子力部門内における各組織又は要員からの改善のための提案 (12) 資源の妥当性 (13) 保安活動の改善のために講じた措置の実効性 <p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善 c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 e. 関係法令の遵守に関する改善 			

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
<p>(2) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 原子力部門は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>原子力部門は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) 原子力部門は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 原子力部門は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。</p> <p>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 原子力部門は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</p> <p>(3) 原子力部門は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起これ得る結果</p> <p>b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 原子力部門は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p>			

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項 原子力部門は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 原子力部門の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項 b. 関係法令 c. a. b. に掲げるもののほか、原子力部門が必要とする要求事項 <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子力部門は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。 (2) 原子力部門は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。 b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。 c. 原子力部門が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。 (3) 原子力部門は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (4) 原子力部門は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。 <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>原子力部門は、原子力部門の外部の者からの情報の収集及び原子力部門の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>7.3 設計開発</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子力部門は、<u>設計開発</u>（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、<u>設計開発を管理する</u>。 (2) 原子力部門は、<u>設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</u> <ul style="list-style-type: none"> a. <u>設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</u> b. <u>設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</u> c. <u>設計開発に係る各組織及び要員の責任及び権限</u> d. <u>設計開発に必要な原子力部門の内部及び外部の資源</u> (3) 原子力部門は、<u>実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当がなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</u> (4) 原子力部門は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。 	<p>3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査</p> <p>設工認における設計、工事及び検査の流れを第3.2-1図に示すとともに、設計、工事及び検査の各段階と保安規定品質マネジメントシステム計画との関係を第3.2-1表に示す。</p> <p>なお、実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認申請（届出）が不要な工事を行う場合は、設工認品質管理計画のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。</p> <p>設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、第3.2-1表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。</p> <p>なお、設計の各段階におけるレビューについては、本店組織及び発電所組織で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</p> <p>設工認のうち、主要な耐圧部の溶接部に対する必要な検査は、「3.3 設計に係る品質管理の方法」、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す管理（第3.2-1表における「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）～「3.6 設工認における調達管理の方法」）のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文（十一号））に基づき美浜発電所原子炉施設保安規定に品質マネジメントシステム計画を定め、その品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理計画にて設計、工事及び検査に係る組織を定めていることから整合している。</p>	

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項				整合性	備考																																																						
	<p>第3.2-1表 設工認における設計、工事及び検査の各段階</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">各段階</th> <th>保安規定品質マネジメントシステム 計画の対応項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">設計</td> <td>3.3 設計に係る品質管理の方法</td> <td>7.3.1 設計開発計画</td> <td>適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画</td> </tr> <tr> <td>3.3.1 様々な要求事項の明確化</td> <td>7.3.2 設計開発に用いる情報</td> <td>設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化</td> </tr> <tr> <td>3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定</td> <td></td> <td>技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出</td> </tr> <tr> <td>3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）</td> <td>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</td> <td>要求事項を満足する基本設計方針の作成</td> </tr> <tr> <td>3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）</td> <td>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</td> <td>適合性確認対象設備に必要な設計の実施</td> </tr> <tr> <td>3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証</td> <td>7.3.5 設計開発の検証</td> <td>基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック</td> </tr> <tr> <td>3.3.4 設計における変更</td> <td>7.3.7 設計開発の変更の管理</td> <td>設計対象の追加や変更時の対応</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">工事及び検査</td> <td>3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）</td> <td>7.3.3 設計開発の結果に係る情報 7.3.5 設計開発の検証</td> <td>設工認を実現するための具体的な設計</td> </tr> <tr> <td>3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施</td> <td>—</td> <td>適合性確認対象設備の工事の実施</td> </tr> <tr> <td>3.5.1 使用前事業者検査での確認事項</td> <td>—</td> <td>適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していること</td> </tr> <tr> <td>3.5.2 使用前事業者検査の計画</td> <td>—</td> <td>適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する計画と方法の決定</td> </tr> <tr> <td>3.5.3 検査計画の管理</td> <td>—</td> <td>使用前事業者検査を実施する際の工程管理</td> </tr> <tr> <td>3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理</td> <td>—</td> <td>主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理</td> </tr> <tr> <td>3.5.5 使用前事業者検査の実施</td> <td>7.3.6 設計開発の妥当性確認 8.2.4 機器等の検査等</td> <td>適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認</td> </tr> <tr> <td>調達</td> <td>3.6 設工認における調達管理の方法</td> <td>7.4 調達 8.2.4 機器等の検査等</td> <td>適合性確認に必要な、設計、工事及び検査に係る調達管理</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	各段階		保安規定品質マネジメントシステム 計画の対応項目	概要	設計	3.3 設計に係る品質管理の方法	7.3.1 設計開発計画	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画	3.3.1 様々な要求事項の明確化	7.3.2 設計開発に用いる情報	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化	3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定		技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出	3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	要求事項を満足する基本設計方針の作成	3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	適合性確認対象設備に必要な設計の実施	3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計開発の検証	基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック	3.3.4 設計における変更	7.3.7 設計開発の変更の管理	設計対象の追加や変更時の対応	工事及び検査	3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報 7.3.5 設計開発の検証	設工認を実現するための具体的な設計	3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施	—	適合性確認対象設備の工事の実施	3.5.1 使用前事業者検査での確認事項	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していること	3.5.2 使用前事業者検査の計画	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する計画と方法の決定	3.5.3 検査計画の管理	—	使用前事業者検査を実施する際の工程管理	3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理	3.5.5 使用前事業者検査の実施	7.3.6 設計開発の妥当性確認 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認	調達	3.6 設工認における調達管理の方法	7.4 調達 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認に必要な、設計、工事及び検査に係る調達管理			<p>※：「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。</p>				
各段階		保安規定品質マネジメントシステム 計画の対応項目	概要																																																									
設計	3.3 設計に係る品質管理の方法	7.3.1 設計開発計画	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画																																																									
	3.3.1 様々な要求事項の明確化	7.3.2 設計開発に用いる情報	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化																																																									
	3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定		技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出																																																									
	3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	要求事項を満足する基本設計方針の作成																																																									
	3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	適合性確認対象設備に必要な設計の実施																																																									
	3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計開発の検証	基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック																																																									
	3.3.4 設計における変更	7.3.7 設計開発の変更の管理	設計対象の追加や変更時の対応																																																									
工事及び検査	3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報 7.3.5 設計開発の検証	設工認を実現するための具体的な設計																																																									
	3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施	—	適合性確認対象設備の工事の実施																																																									
	3.5.1 使用前事業者検査での確認事項	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していること																																																									
	3.5.2 使用前事業者検査の計画	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する計画と方法の決定																																																									
	3.5.3 検査計画の管理	—	使用前事業者検査を実施する際の工程管理																																																									
3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理																																																										
3.5.5 使用前事業者検査の実施	7.3.6 設計開発の妥当性確認 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認																																																										
調達	3.6 設工認における調達管理の方法	7.4 調達 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認に必要な、設計、工事及び検査に係る調達管理																																																									

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>第3.2-1図 設工認として必要な設計、工事及び検査の流れ</p> <p>※1: バックフィット制度における設工認申請上の「設計」とは、要求事項を満足した設備とするための基本設計方針を作成（設計1）し、既に設置されている設備の状況を念頭に置きながら、適合性確認対象設備を各条文に適合させるための設計（設計2）を行う業務をいう。 また、この設計の結果を基に、設工認として申請が必要な範囲について、設工認申請書にまとめる。</p> <p>※2: 条文ごとに適合性確認対象設備が技術基準規則に適合していることを確認するための検査方法（代替確認の考え方を含む。）の決定とその実施を使用前事業者検査の計画として明確にする。</p> <p>■ : 設工認の範囲 → : 必要に応じ実施する業務の流れ</p>	<p>3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1） 3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2） 3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証 3.3.4(1) 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3） 3.3.4(2) 具体的な設備に基づく工事の実施 3.4.1(1) 設工認における調達管理の方法 3.4.2(1) 対象設備の現状（工事実績） 3.4.2(2) 検査・試験記録（定期事業者検査、自主検査、定期試験等） 3.5.1(1) 工事の方法 3.5.1(2) 使用前事業者検査の計画^{※2} 3.5.2(1) 使用前事業者検査の計画^{※2} 3.5.3(1) 検査計画の管理 3.5.4(1) 主要な耐震部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理 3.5.5(1) 使用前事業者検査の実施</p>	<p>7.3.2 設計開発に用いる情報 (1) 原子力部門は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 a. 機能及び性能に係る要求事項 b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの c. 関係法令 d. その他設計開発に必要な要求事項 (2) 原子力部門は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1） 3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2） 3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証 3.3.4(1) 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3） 3.3.4(2) 具体的な設備に基づく工事の実施 3.4.1(1) 設工認における調達管理の方法 3.4.2(1) 対象設備の現状（工事実績） 3.4.2(2) 検査・試験記録（定期事業者検査、自主検査、定期試験等） 3.5.1(1) 工事の方法 3.5.1(2) 使用前事業者検査の計画^{※2} 3.5.2(1) 使用前事業者検査の計画^{※2} 3.5.3(1) 検査計画の管理 3.5.4(1) 主要な耐震部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理 3.5.5(1) 使用前事業者検査の実施</p>

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</u></p> <p>(2) 原子力部門は、<u>設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</u></p> <p>(3) 原子力部門は、<u>設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c. 合否判定基準を含むものであること。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。 	<p>3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、<u>適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下とおり実施する。</u></p> <p>(1) <u>基本設計方針の作成（設計1）</u> 「設計1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、<u>必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。</u></p> <p>(2) <u>適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）</u> 「設計2」として、「設計1」で明確にした<u>基本設計方針を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。</u></p> <p>なお、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を計画し信頼性を確保する。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十二号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い<u>設計・開発からのアウトプットを作成するために設計を実施していることから整合している。</u></p>	
<p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>設計開発の適切な段階において、設計開発計画にしたがって、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 <p>(2) 原子力部門は、<u>設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する各組織の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</u></p> <p>(3) 原子力部門は、<u>設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p>	<p>3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査</p> <p>なお、<u>設計の各段階におけるレビューについては、本店組織及び発電所組織で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</u></p> <p>設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、<u>第3.2.1表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。</u></p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い<u>設計のレビューには専門家を含めていることから整合している。</u></p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十二号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い<u>設計のレビューの記録を管理していることから整合している。</u></p>	
<p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画にしたがって検証を実施する。</u></p> <p>(2) 原子力部門は、<u>設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(3) 原子力部門は、<u>当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</u></p>	<p>3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>(3) <u>設計のアウトプットに対する検証</u> 設計を主管する箇所の長は、<u>設計1及び設計2の結果について、適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に検証を実施させる。</u></p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い<u>設計の検証を実施していることから整合している。</u></p>	
<p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するため、設計開発計画にしたがって、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。</u></p> <p>(2) 原子力部門は、<u>機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</u></p> <p>(3) 原子力部門は、<u>設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p>	<p>3.5.5 使用前事業者検査の実施</p> <p>使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。</p> <p>(1) <u>使用前事業者検査の独立性確保</u> 使用前事業者検査は、組織的独立を確保して実施する。</p> <p>(2) <u>使用前事業者検査の体制</u> 使用前事業者検査の体制は、検査要領書で明確にする。</p> <p>(3) <u>使用前事業者検査の検査要領書の作成</u> 検査を担当する箇所の長は、<u>適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定し</u></p>		

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																												
	<p>た確認方法を基に、<u>使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成し、検査実施責任者が制定する。</u> 実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。</p> <p>(4) 使用前事業者検査の実施 <u>検査実施責任者は、検査を担当する箇所の長の依頼を受け、検査要領書に基づき、確立された検査体制のもとで、使用前事業者検査を実施する。</u></p> <p style="text-align: center;">第3.5-1表 要求事項に対する確認項目及び確認の視点</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">要求種別</th> <th>確認項目</th> <th>確認視点</th> <th>主な検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle; text-align: center;">設備</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">設置要求</td> <td>名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態</td> <td>設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。</td> <td>据付検査 状態確認検査 外観検査</td> </tr> <tr> <td>材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様（要目表）</td> <td>要目表の記載どおりであることを確認する。</td> <td>材料検査 寸法検査 建物・構築物構造検査 外観検査 据付検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">機能要求</td> <td>系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性</td> <td>実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。</td> <td>状態確認検査 耐圧検査 漏えい検査</td> </tr> <tr> <td>上記以外の所要の機能要求事項</td> <td>目的とする機能・性能が發揮できることを確認する。</td> <td>特性検査 機能・性能検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">運用</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">運用要求</td> <td>解析書のインプット条件等の要項事項</td> <td>評価条件を満足していることを確認する。</td> <td>内容に応じて、評価条件を設置要求、機能要求の検査を適用</td> </tr> <tr> <td>手順確認</td> <td>(保安規定) 手順化されていることを確認する。</td> <td>状態確認検査</td> </tr> </tbody> </table>	要求種別		確認項目	確認視点	主な検査項目	設備	設置要求	名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態	設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。	据付検査 状態確認検査 外観検査	材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様（要目表）	要目表の記載どおりであることを確認する。	材料検査 寸法検査 建物・構築物構造検査 外観検査 据付検査	機能要求	系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	状態確認検査 耐圧検査 漏えい検査	上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が發揮できることを確認する。	特性検査 機能・性能検査	運用	運用要求	解析書のインプット条件等の要項事項	評価条件を満足していることを確認する。	内容に応じて、評価条件を設置要求、機能要求の検査を適用	手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認する。	状態確認検査	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計の変更管理を実施していることから整合している。</p>	
要求種別		確認項目	確認視点	主な検査項目																											
設備	設置要求	名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態	設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。	据付検査 状態確認検査 外観検査																											
		材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様（要目表）	要目表の記載どおりであることを確認する。	材料検査 寸法検査 建物・構築物構造検査 外観検査 据付検査																											
	機能要求	系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	状態確認検査 耐圧検査 漏えい検査																											
		上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が發揮できることを確認する。	特性検査 機能・性能検査																											
運用	運用要求	解析書のインプット条件等の要項事項	評価条件を満足していることを確認する。	内容に応じて、評価条件を設置要求、機能要求の検査を適用																											
		手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認する。	状態確認検査																											
<p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようになるとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(2) 原子力部門は、<u>設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</u></p> <p>(3) 原子力部門は、<u>設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</u></p> <p>(4) 原子力部門は、<u>(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p>	<p>3.3.4 設計における変更 設計を主管する箇所の長は、<u>設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、設計結果を必要に応じ修正する。</u></p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計の変更管理を実施していることから整合している。</p>																													
<p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</u></p>	<p>3.6 設工認における調達管理の方法 <u>設工認で行う調達管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下に示す管理を実施する。</u></p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達管理を実施していることから整合している。</p>																													

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(2) 原子力部門は、<u>保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める</u>。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 原子力部門は、調達物品等要求事項にしたがい、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 原子力部門は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 原子力部門は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 原子力部門は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、<u>適切な調達の実施に必要な事項</u>（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項 e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項 f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 g. その他調達物品等に必要な要求事項 <p>(2) 原子力部門は、調達物品等要求事項として、原子力部門が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに係ることを含める。</p> <p>(3) 原子力部門は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 原子力部門は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に對し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p>	<p>3.6.3 調達製品の調達管理</p> <p>(2) 調達製品の管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、<u>製品に応じた必要な管理を実施する</u>。</p> <p>(1) 調達文書の作成</p> <p>調達を主管する箇所の長は、<u>一般汎用品を原子炉施設に使用するに当たって、当該一般汎用品に係る情報の入手に関する事項及び調達を主管する箇所の長が供給先で検査を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることを供給者へ要求する</u>。</p> <p>3.6.1 供給者の技術的評価</p> <p>調達を主管する箇所の長は、<u>供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を有することを判断の根拠として供給者の技術的評価を実施する</u>。</p> <p>3.6.2 供給者の選定</p> <p>調達を主管する箇所の長は、<u>設工認に必要な調達を行う場合、原子力の安全に及ぼす影響や供給者の実績等を考慮し、「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要度に応じてグレード分けを行い管理する</u>。</p> <p>3.6.3 調達製品の調達管理</p> <p><u>業務の実施に際し、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する</u>。</p> <p>(1) 調達文書の作成</p> <p>調達を主管する箇所の長は、<u>業務の内容に応じ、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す調達要求事項を含めた調達文書（以下「仕様書」という。）を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「(2) 調達製品の管理」参照）</u></p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達管理における一般汎用品の管理及び原子力規制委員会の職員が供給先の工場等への施設への立ち入りがあることを供給者へ要求していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い供給者の評価を実施していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い供給者を選定していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達仕様書を作成していることから整合している。</p>	
			- M3-添1-2-14 -

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 原子力部門は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>原子力部門は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。</p> <p>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>(3) 当該個別業務に見合った設備を使用していること。</p> <p>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>(5) 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>(6) 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p>	<p>(2) 調達製品の管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調達製品の検証</p> <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。</p> <p>調達を主管する箇所の長は、供給先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>3.6.4 請負会社他品質監査</p> <p>供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し及び維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。</p> <p>3.4 工事に係る品質管理の方法</p> <p>工事を主管する箇所の長は、工事段階において、設工認に基づく設備の具体的な設計（設計3）、その結果を反映した設備を導入するために必要な工事を以下のとおり実施する。</p> <p>また、これらの活動を調達する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を適用して実施する。</p> <p>3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施</p> <p>工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施する。</p> <p>3.5 使用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。</p> <p>3.5.1 使用前事業者検査での確認事項</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために以下の項目について検査を実施する。</p> <p>①実設備の仕様の適合性確認</p> <p>②実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）」及び「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。</p> <p>これらの項目のうち、①を第3.5-1表に示す検査として、②を品質マネジメントシステムに係る検査（以下「QA検査」という。）として実施する。</p> <p>②については、工事全般に対して実施するものであるが、工事実施箇所が「3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理」を実施する場合は、工事実施箇所が実施する溶接に関するプロセス管理が適切に行われていることの確認をQA検査に追加する。</p> <p>また、QA検査では上記②に加え、上記①のうち工事実施箇所が実施する検査の、記録の信頼性確認を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い、その他の活動を含む調達製品の検証を実施していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い、工事の実施、使用前事業者検査の計画の策定を業務の管理として実施していることから整合している。</p>	
			- M3-添1-2-15 -

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>3.5.2 使用前事業者検査の計画</p> <p>検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第3.5-1表に定める要求種別ごとに確認項目、確認視点及び主な検査項目を基に計画を策定する。</p> <p>適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置（運用）に必要な設備についても、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運転に影響を及ぼしていないことを総合的に確認するため、定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる使用前事業者検査（負荷検査）の計画を必要に応じて策定する。</p> <p>また、使用前事業者検査の実施に先立ち、設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を使用前事業者検査の方法として明確にする。</p> <p>3.5.3 検査計画の管理</p> <p>検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、<u>使用前事業者検査を適切な段階で実施するため、関係箇所と調整のうえ検査計画を作成する。</u></p> <p><u>使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確實に行われることを適切に管理する。</u></p> <p>3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理</p> <p>主要な耐圧部の溶接部に係る検査を担当する箇所の長は、<u>溶接が特殊工程であることを踏まえ、工程管理等の計画を策定し、溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。</u></p> <p>また、溶接継手に対する要求事項は、溶接部詳細一覧表（溶接方法、溶接材料、溶接施工法、熱処理条件、検査項目等）により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ、それを審査、承認し、必要な管理を実施する。</p> <p>3.5.5 使用前事業者検査の実施</p> <p>使用前事業者検査は、<u>検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。</u></p> <p>(1) 使用前事業者検査の独立性確保</p> <p>使用前事業者検査は、組織的独立を確保して実施する。</p> <p>(2) 使用前事業者検査の体制</p> <p>使用前事業者検査の体制は、<u>検査要領書で明確にする。</u></p> <p>(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成</p> <p>検査を担当する箇所の長は、<u>適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に、使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成し、検査実施責任者が制定する。</u></p> <p>実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。</p> <p>(4) 使用前事業者検査の実施</p> <p>検査実施責任者は、検査を担当する箇所の長の依頼を受け、<u>検査要領書に基づき、確立された検査体制のもとで、使用前事業者検査を実施する。</u></p>		

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項				整合性	備考
第3.5-1表 要求事項に対する確認項目及び確認の視点						
	要求種別	確認項目	確認視点	主な検査項目		
	設備 設計 要求	名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態	設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。	据付検査 状態確認検査 外観検査		
7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認		材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様（要目表）	要目表の記載どおりであることを確認する。	材料検査 寸法検査 建物・構築物構造検査 外観検査 据付検査		
(1) 原子力部門は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。 (2) 原子力部門は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。 (3) 原子力部門は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。 (4) 原子力部門は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。 a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準 b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法 c. 妥当性確認の方法		系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	状態確認検査 耐圧検査 漏えい検査 特性検査 機能・性能検査		
		上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が發揮できることを確認する。	内容に応じて、評価条件を満足していることを確認する。		
	運用 運用要求	解析書のインプット条件等の要件事項	評価条件を満足していることを確認する。	評価条件を満足していることを確認する。		
		手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認する。	手順化されていることを確認する。		
7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	3.7.2 識別管理及びトレーザビリティ					
(1) 原子力部門は、個別業務計画及び個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。 (2) 原子力部門は、トレーザビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	<p>(2) 機器、弁及び配管等の管理 工事を主管する箇所の長は、機器、弁及び配管等について、保安規定品質マネジメントシステム計画に従った管理を実施する。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い識別管理を実施していることから整合している。</p>					
7.5.4 組織の外部の者の物品						
原子力部門は、原子力部門の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。						
7.5.5 調達物品の管理	3.7.2 識別管理及びトレーザビリティ					
(1) 原子力部門は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。	<p>(1) 計量器の管理 設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、保安規定品質マネジメントシステム計画に従い、設計及び工事、検査で使用する計量器について、校正・検証及び識別等の管理を実施する。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十二号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い監視測定のための設備の管理を実施していることから整合している。</p>					
7.6 監視測定のための設備の管理						
(1) 原子力部門は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。 (2) 原子力部門は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。 (3) 原子力部門は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、						

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
<p>校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 c. 所要の調整がなされていること。 d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 <p>(4) 原子力部門は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 原子力部門は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 原子力部門は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 原子力部門は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力部門は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。 (2) 原子力部門は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。 <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力部門は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する原子力部門の外部の者の意見を把握する。 (2) 原子力部門は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。 <p>8.2.2 内部監査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う各組織その他の体制により内部監査を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> a. 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項 b. 実効性のある実施及び実効性の維持 (2) 原子力部門は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。 (3) 原子力部門は、内部監査の対象となり得る各組織、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。 (4) 原子力部門は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。 (5) 原子力部門は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。 (6) 原子力部門は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。 (7) 原子力部門は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。 			

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
<p>(8) 原子力部門は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 原子力部門は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 原子力部門は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 原子力部門は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>機器等に係る要求事項への適合性を検証するためには、個別業務計画にしたがって、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</u></p> <p>(2) 原子力部門は、<u>使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(3) 原子力部門は、<u>プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(4) 原子力部門は、<u>個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</u></p> <p>(5) 原子力部門は、<u>保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する各組織に属する要員と組織を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</u></p> <p>(6) 原子力部門は、<u>保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する各組織に属する要員と必要に応じて組織を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</u></p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</u></p> <p>(2) 原子力部門は、<u>不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。</u></p> <p>(3) 原子力部門は、<u>次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</u></p> <p>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての</p>	<p>3.5.5 使用前事業者検査の実施</p> <p>使用前事業者検査は、<u>検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。</u></p> <p>(1) 使用前事業者検査の独立性確保</p> <p>使用前事業者検査は、<u>組織的独立を確保して実施する。</u></p> <p>(2) 使用前事業者検査の体制</p> <p>使用前事業者検査の体制は、<u>検査要領書で明確にする。</u></p> <p>(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成</p> <p>検査を担当する箇所の長は、<u>適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に、使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成し、検査実施責任者が制定する。</u></p> <p>実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。</p> <p>(4) 使用前事業者検査の実施</p> <p>検査実施責任者は、<u>検査を担当する箇所の長の依頼を受け、検査要領書に基づき、確立された検査体制のもとで、使用前事業者検査を実施する。</u></p> <p>3.5 使用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、<u>適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。</u></p> <p>3.8 不適合管理</p> <p>設工認に基づく設計、工事及び検査において発生した不適合については、<u>保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき処置を行う。</u></p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い、<u>使用前事業者検査を実施していることから整合している。</u></p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い、<u>不適合管理を実施していることから整合している。</u></p>	

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
<p>承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 原子力部門は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 原子力部門は、(3)a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 原子力部門の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見 b. 個別業務等要求事項への適合性 c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。） d. 調達物品等の供給者の供給能力 <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 繙続的な改善</p> <p>原子力部門は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 原子力部門は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化 (b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。 c. 講じたすべてのは正処置の実効性の評価を行う。 d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。 e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。 f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。 g. 講じたすべてのは正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。 <p>(2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>(3) 原子力部門は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p>			

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 原子力部門は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 起こり得る不適合及びその原因について調査する。 b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。 c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。 d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。 e. 講じたすべての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。 <p>(2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p>			

資料2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書

目 次

頁

1. 概要	M3-添2-1
2. 原子炉冷却系統施設	M3-添2-2
2.1 原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置	M3-添2-2

1. 概 要

本資料は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第二に基づき、当該届出に係る設備別記載事項のうち個数の設定根拠について説明するものである。

2. 原子炉冷却系統施設

2.1 原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置

名 称		格納容器サンプ水位上昇率測定装置
個 数	一	1

【設 定 根 拠】

(概 要)

格納容器サンプ水位上昇率測定装置は、格納容器サンプに設置する差圧式水位検出器及び演算装置である。

格納容器サンプ水位上昇率測定装置は、設計基準対処施設として格納容器サンプの水位を検出し演算装置にて水位上昇率を測定するために設置する。

1. 個数

格納容器サンプ水位上昇率測定装置は、格納容器サンプの水位上昇率を測定するために必要な個数として1個設置する。

資料3 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書

目 次

	頁
1. 概要	M3-添3-1
2. 基本方針	M3-添3-1
2.1 環境条件等	M3-添3-1
2.2 試験・検査性	M3-添3-4

1. 概要

本資料は、格納容器サンプ水位上昇率測定装置について「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第14条、第15条（第1項及び第3項を除く。）並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に基づき、設備が使用される条件の下における健全性について説明するものである。

今回は、健全性として、格納容器サンプ水位上昇率測定装置に要求される機能を有効に発揮するための、系統設計及び構造設計に係る事項を考慮して、「安全設備に想定される事故時の環境条件（使用条件含む。）等における機器の健全性（技術基準規則第14条第2項及びその解釈）」（以下「環境条件等」という。）及び「要求される機能を達成するために必要な試験・検査性、保守点検性等（技術基準規則第15条第2項及びその解釈）」（以下「試験・検査性」という。）を説明する。

なお、「多重性、多様性、独立性に係る要求事項（技術基準規則第14条第1項及びその解釈）」については、安全設備を含めた安全機能を有する系統のうち安全機能の重要度が特に高い安全機能を有する施設（以下「安全設備を含めた重要施設」という。）に対する要求であり、格納容器サンプ水位上昇率測定装置は安全設備を含めた重要施設ではなく、多重性、多様性、独立性及び位置的分散の確保が必要な設備ではないため考慮不要である。

また、「機器相互の悪影響（技術基準規則第15条第4項、第5項、第6項及びそれらの解釈）」については、格納容器サンプ水位上昇率測定装置の設置場所に変更はなく、蒸気タービン、発電機、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管並びに高速回転機器ではないこと、発電用原子炉施設間で共用及び相互に接続していないことから考慮不要である。

上記の健全性を確認することで、技術基準規則第28条において、格納容器サンプ水位上昇率測定装置が安全施設として使用できることを確認している。

2. 基本方針

格納容器サンプ水位上昇率測定装置が使用される条件の下における健全性について、以下のとおり「環境条件等」及び「試験・検査性」の2項目を説明する。

2.1 環境条件等

環境条件等については、技術基準規則第14条第2項に基づき、安全施設としての格納容器サンプ水位上昇率測定装置が想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。

安全施設としての格納容器サンプ水位上昇率測定装置の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。安全施設の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮するが、格納容器サンプ水位上昇率測定装置において、屋外の天候による影響については屋内設備であること、海水を通水する系統への影響については海水を通水しないこと、周辺機器等からの悪影響については他設備からの波及的影響を考慮する対象ではないこと、設置場所における放射線の影響については、設置場所での操作及び復旧作業が不要であること、冷却材の性状については冷却材を使用しないことから考慮不要である。

以上のことから、技術基準規則第 14 条第 2 項に基づき、格納容器サンプ水位上昇率測定装置について、以下の(1) (2)に環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、荷重並びに電磁波による影響に対する設計上の考慮を説明する。

(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響並びに荷重

安全施設としての格納容器サンプ水位上昇率測定装置は、事故時等における環境条件を考慮した設計とする。

a. 環境圧力

原子炉格納容器内の機器については、使用時に想定される環境圧力が加わっても、機能を損なわない設計とする。

安全施設に対しては、発電用原子炉設置変更許可申請書「十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」（以下「許可申請書十号」という）ロ.において評価した設計基準事故の中で、原子炉格納容器内の圧力が最も高くなる「原子炉冷却材喪失（原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化）」での最高圧力約 [] MPa[gage] を包絡する圧力（原子炉格納容器最高使用圧力約 [] MPa[gage]）を設定する。

安全施設としての格納容器サンプ水位上昇率測定装置は、通常運転状態からの逸脱を検知する計器であることから、通常運転時の原子炉格納容器内環境圧力である大気圧(0MPa[gage])にて機能を損なわない設計とする。

確認の方法としては、環境圧力を再現した試験環境下において機器が機能することを確認した実証試験等によるものとする。

耐環境圧力の確認結果として、格納容器サンプ水位上昇率測定装置は大気圧が通常の使用環境であることから、通常運転時において機能を発揮できる設計となっている。

b. 環境温度及び湿度による影響

安全施設に対しては、事故時に想定される環境温度及び湿度にて機能を損なわない設計とする。環境温度及び湿度については、設備の設置場所において想定事故時に到達する最高値とし、原子炉格納容器内の環境温度及び湿度以上の最高使用温度等を機器仕様として設定する。

原子炉格納容器内の安全施設に対しては、「許可申請書十号」ロ.において評価した設計基準事故の中で、原子炉格納容器内の温度が最も高くなる「原子炉冷却材喪失（原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化）」での温度約□℃を包絡する温度（原子炉格納容器最高使用温度約□℃）及び湿度□%を設定する。

安全施設としての格納容器サンプ水位上昇率測定装置は、通常運転状態からの逸脱を検知する計器であることから、通常運転時の原子炉格納容器内環境温度□℃及び湿度□%にて機能を損なわない設計とする。

環境温度に対する確認の方法としては、環境温度と機器の最高使用温度の比較によるものとする。

湿度に対する確認の方法としては、環境湿度と機器仕様の比較によるものとする。

耐環境温度の確認結果として、格納容器サンプ水位上昇率測定装置は最高使用温度□℃の条件で設計・製作されていることから、通常運転時において機能を発揮できる設計となっている。

耐環境湿度の確認結果として、格納容器サンプ水位上昇率測定装置は□%湿度で使用可能な仕様であることから、通常運転時において機能を発揮できる設計となっている。

c. 放射線による影響

放射線については、設備の設置場所において想定される事故時に到達する最大線量とし、放射線量に対して、遮蔽等の効果を考慮して、機能を損なわない材料、構造、原理等を用いる設計とする。

安全施設に対しては、設計基準事故時の空間線量の放射線影響が考えられるが、「許可申請書十号」ロ.において評価した設計基準事故の中で、原子炉格

納容器内の線量が最も高くなる「原子炉冷却材喪失」（以下、「L O C A」という。）を選定し、L O C A時の最大放射線量を包絡する線量として、[] を設定する。

第1表～第2表にこれらの放射線量評価に用いた評価条件等を示す。

安全施設としての格納容器サンプ水位上昇率測定装置は、通常運転状態からの逸脱を検知する計器であることから、通常運転時の原子炉格納容器内環境放射線量 [] にて機能を損なわない設計とする。

確認の方法としては、環境放射線を再現した試験環境下において機器が機能することを確認した実証試験等によるものとする。

耐放射線の確認結果として、格納容器サンプ水位上昇率測定装置は格納容器内の環境放射線下で使用可能な仕様であることから、通常運転時において機能を発揮できる設計となっている。

d. 荷重

安全施設としての格納容器サンプ水位上昇率測定装置は、自然現象（地震）による荷重の評価を行い、荷重に対して機能を有効に発揮できる設計とする。

格納容器サンプ水位上昇率測定装置の地震荷重に対する設計については、資料4「耐震性に関する説明書」の「耐震設計の基本方針」に基づき実施する。

(2) 電磁波による影響

安全施設としての格納容器サンプ水位上昇率測定装置は、事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれないよう、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルを適用し電磁波の進入を防止する等の措置を講じた設計とする。

2.2 試験・検査性

試験・検査性については、技術基準規則第15条第2項に基づき、格納容器サンプ水位上昇率測定装置の健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）が可能な構造であり、かつ、そのために必要な配置、空間及びアクセス性を備えた設計とする。

これらの試験及び検査については、使用前事業者検査及び定期事業者検査の法定検査を実施できることに加え、保全プログラムに基づく点検、日常点検の保守点検内容を考慮する。

以下に試験・検査性に対する設計上の考慮を説明する。

(1) 試験・検査性

格納容器サンプ水位上昇率測定装置は、その健全性及び能力を確認するために、

発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）が可能な構造であり、かつ、そのために必要な配置、空間及びアクセス性を備えた設計とする。

また、格納容器サンプル水位上昇率測定装置は、使用前事業者検査及び定期事業者検査及び技術基準規則に定められた試験及び検査ができるように具体的に以下に示す試験・検査が実施可能な設計とする。

- ・特性又は機能・性能検査が可能なように、校正ができる設計とする。
- ・特性検査が可能なように、設定値確認ができる設計とする。
- ・機能・性能検査が可能なよう、ロジック回路動作確認ができる設計とする。

第1表 放射線の環境条件設定方法

(設計基準事故時)

対象区画	環境条件設定方法			環境条件
	想定する事象	線源等	線量評価	
原子炉格納容器内	原子炉格納容器内で発生する事象として、原子炉格納容器内に放出される放射性物質の量が多くなることから、原子炉格納容器内の線量が最も高くなる「原子炉冷却材喪失」を想定する。	原子炉設置変更許可申請書 添付書類十「4.2.1 原子炉冷却材喪失」時に原子炉格納容器内に放出される放射性物質の線源強度（第2表）を用いる。	原子炉格納容器自由体積を保存し区画内に線源が均一に分布するとして線量を評価した結果、[]となるため、環境条件は≤[]と設定する。	≤[]

第2表 「原子炉冷却材喪失」時の原子炉格納容器内線源強度

代表エネルギー (MeV/dis)	積算線源強度 (MeV/1年間)
0.4	[]
0.8	[]
1.3	[]
1.7	[]
2.5	[]

資料4 耐震性に関する説明書

目 次

頁

1. 概要	M3-添4-1
2. 耐震設計の基本方針	M3-添4-1
2.1 基本方針	M3-添4-1
2.2 適用規格	M3-添4-1
3. 設計基準対象施設の耐震重要度分類	M3-添4-1
4. 設計用地震力	M3-添4-1
4.1 静的地震力の算定法	M3-添4-1
4.2 設計用地震力	M3-添4-1
5. 機能維持の基本方針	M3-添4-1

1. 概要

本資料は、格納容器サンプ水位上昇率測定装置が、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第5条（地震による損傷の防止）に適合するための耐震設計の基本方針を説明するものである。

2. 耐震設計の基本方針

2.1 基本方針

発電用原子炉施設の耐震設計は、設計基準対象施設については地震により安全機能が損なわれるおそれがないことを目的とし、「技術基準規則」に適合するように設計する。

格納容器サンプ水位上昇率測定装置に関する耐震設計の基本方針は、平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画の資料13-1「耐震設計の基本方針」から変更はない。

2.2 適用規格

適用する規格は、平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画の資料13-1「耐震設計の基本方針」の2.2項によるものとする。

3. 設計基準対象施設の耐震重要度分類

設計基準対象施設の耐震重要度分類の基本方針については、平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画の資料13-4「重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」によるものとする。

4. 設計用地震力

4.1 静的地震力の算定法

耐震設計に用いる静的地震力の算定は、平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画の資料13-1「耐震設計の基本方針」によるものとする。

4.2 設計用地震力

「4.1地震力の算定法」に基づく設計用地震力は、平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画の資料13-9「機能維持の基本方針」に従い算定するものとする。

5. 機能維持の基本方針

機能維持の基本方針については、平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画の資料13-9「機能維持の基本方針」によるものとする。

資料5 原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを
監視する装置の構成に関する説明書並びに
計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書

目 次

	頁
1. 概要	M3-添5-1
2. 基本方針	M3-添5-1
3. 漏えいを監視する装置の構成	M3-添5-4
3.1 凝縮液量測定装置	M3-添5-5
3.2 炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置	M3-添5-6
3.3 格納容器サンプ水位上昇率測定装置	M3-添5-7
3.4 漏えい検出時間	M3-添5-8
3.4.1 検出時間の評価方法	M3-添5-8
3.4.2 漏えい水が蒸気になる割合	M3-添5-9
3.4.3 記号の定義	M3-添5-11
3.4.4 検出時間の算出	M3-添5-14
3.4.5 検出時間	M3-添5-20
4. 漏えいを監視する装置の計測範囲及び警報動作範囲	M3-添5-25
4.1 凝縮液量測定装置の計測範囲及び警報動作範囲	M3-添5-25
4.2 炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置の計測範囲及び 警報動作範囲	M3-添5-26
4.3 格納容器サンプ水位上昇率測定装置の計測範囲及び警報動作範囲	M3-添5-27

1. 概要

本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第28条及びその「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に基づく、原子炉冷却材圧力バウンダリに属する配管（以下「R C P B配管」という。）から1次冷却材の漏えいが生じた場合に、漏えいを確実に、かつ速やかに検出する監視装置の構成並びに計測範囲及び警報動作範囲について説明するものである。また、これらの監視装置は、R C P B配管の破断前漏えいを監視する観点で使用する。

なお、今回の届出においては、格納容器サンプ水位上昇率測定装置の設備仕様を変更するものであり、設計及び工事の計画の内「機器等の主要仕様表」の記載事項である「種類」が浮力式水位検出器から差圧式水位検出器へ変更となる。

本資料では、上記に示す設備仕様の変更後においても、変更前と同様に1次冷却材の漏えいを監視できる設計であることを説明する。

2. 基本方針

R C P B配管からの1次系冷却材の漏えいの検出装置として、原子炉格納容器内への漏えいに対しては、格納容器サンプ水位計、凝縮液量測定装置、格納容器サンプ水位上昇率測定装置、炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置、放射線管理施設の格納容器ガスマニタ及び格納容器じんあいモニタを設置する設計とする。そのうち、R C P B配管からの漏えいでないことが確認されていない原子炉格納容器内への漏えいに対しては、R C P B配管の破断前漏えいを監視する観点から、凝縮液量測定装置並びに炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置又は格納容器サンプ水位上昇率測定装置により、[] 以内に [] の漏えい量を検出する能力を有した設計とともに中央制御室に警報を発信する設計とする。なお、R C P B配管からの漏えいでないことは確認されているが、1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えいについては、化学体積制御系統の充てん機能による1次冷却材確保等の観点から、凝縮液量測定装置及び格納容器サンプ水位上昇率測定装置により、[] の漏えい量を検出する能力を有した設計とともに中央制御室に警報を発信する設計とする。

1次冷却材は高温高圧であり、R C P B配管からの漏えいは蒸気と液体(水)に分離され、原子炉格納容器内へ漏えいする。

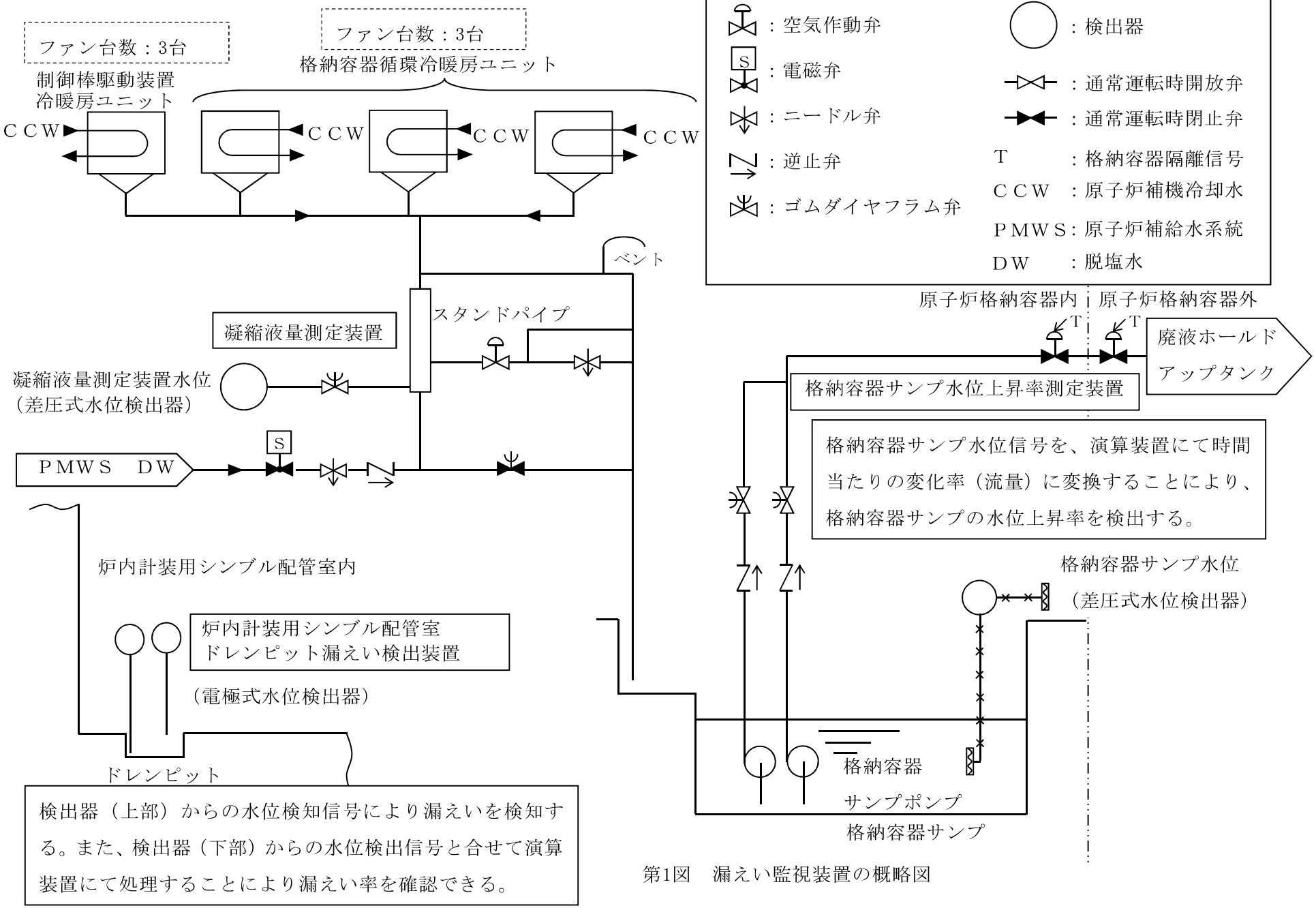
原子炉格納容器内への漏えいのうち蒸気分については、原子炉格納容器内に設置する各機器からの放熱量に漏えいした蒸気分 [] を凝縮させるための熱量を加えても十分な冷却能力を有する格納容器循環冷暖房ユニット及び制御棒駆動装置冷暖房ユニット（以下「冷却ユニット」という。）により凝縮され、これらの凝縮液は凝縮液量測定装置のスタンドパイ

プに流入した後、格納容器サンプへ流入する。スタンドパイプに流入した凝縮液は、凝縮液の流量に応じてスタンドパイプに溜まることから、スタンドパイプの水位を監視することにより、漏えい量を検出できる設計とする。

なお、冷却ユニット以外の凝縮液として、冷却材ポンプモータ冷却ユニット(以下「R C P モータ冷却ユニット」という。)からの凝縮液を回収可能な構成とするが、モータを冷却した後の排気温度は、吸気温度と同じ又は高い温度となることから凝縮液の発生は殆どなく、R C P モータ冷却ユニットからの凝縮液の発生は考慮しない。

原子炉格納容器内への漏えいのうち液体分については、漏えい水がR C P B配管の保温材内に滞留した後、保温材から漏れ出し、床ドレン管等を経由して、炉内計装用シンプル配管室の床面に設置されたドレンピット又は原子炉格納容器内の最下層に設置している格納容器サンプに流入する。炉内計装用シンプル配管室のドレンピットには、原子炉容器周りのR C P B配管からの漏えい水が流入する。この流入水を炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置で水位検知することにより、漏えい量を検出できる設計とする。格納容器サンプには、ループ室内のR C P B配管からの漏えい水、つまり、炉内計装用シンプル配管室のドレンピットに流入した漏えい水以外の漏えい水が流入するとともに、凝縮液量測定装置のスタンドパイプに流入した凝縮液も含め流入する。これらの流入水を格納容器サンプ水位上昇率測定装置で格納容器サンプ水位の上昇率を監視することにより、漏えい量を検出できる設計とする。

(第1図 「漏えい監視装置の概略図」 参照)



3. 漏えいを監視する装置の構成

高温高圧の1次冷却材が原子炉格納容器内に放出されると、原子炉格納容器内の雰囲気における飽和蒸気と飽和水になる。漏えいの検出装置は、エネルギー保存の式より□%相当が飽和蒸気となり、残り□%相当が飽和水となることを考慮する。（「3.4.2 漏えい水が蒸気になる割合」参照）

R C P B配管からの漏えいのうち蒸気分については、漏えい量の□%相当の蒸気を冷却ユニットで凝縮することにより漏えい水を回収し、凝縮液量測定装置にて漏えいを検出する設計とする。その構成について「3.1 凝縮液量測定装置」に示す。

漏えいのうち液体分については、原子炉容器周りのR C P B配管からの漏えい水は炉内計装用シンプル配管室のドレンピットへ、また、ループ室のR C P B配管からの漏えい水は床ドレン管を経由して、格納容器サンプに流入する。原子炉容器周りのR C P B配管からの漏えいについては、炉内計装用シンプル配管室の床に設置されているドレンピットの漏えい検出装置にて検出する設計とする。その構成について「3.2 炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置」に示す。また、ループ室のR C P B配管からの漏えいについては、液体分が格納容器サンプに流入するとともに、凝縮液量測定装置からの凝縮液が格納容器サンプに流入する設計であり、ループ室内のR C P B配管からの漏えい水すべてを格納容器サンプ水位上昇率測定装置で検出する設計とする。その構成について「3.3 格納容器サンプ水位上昇率測定装置」に示す。

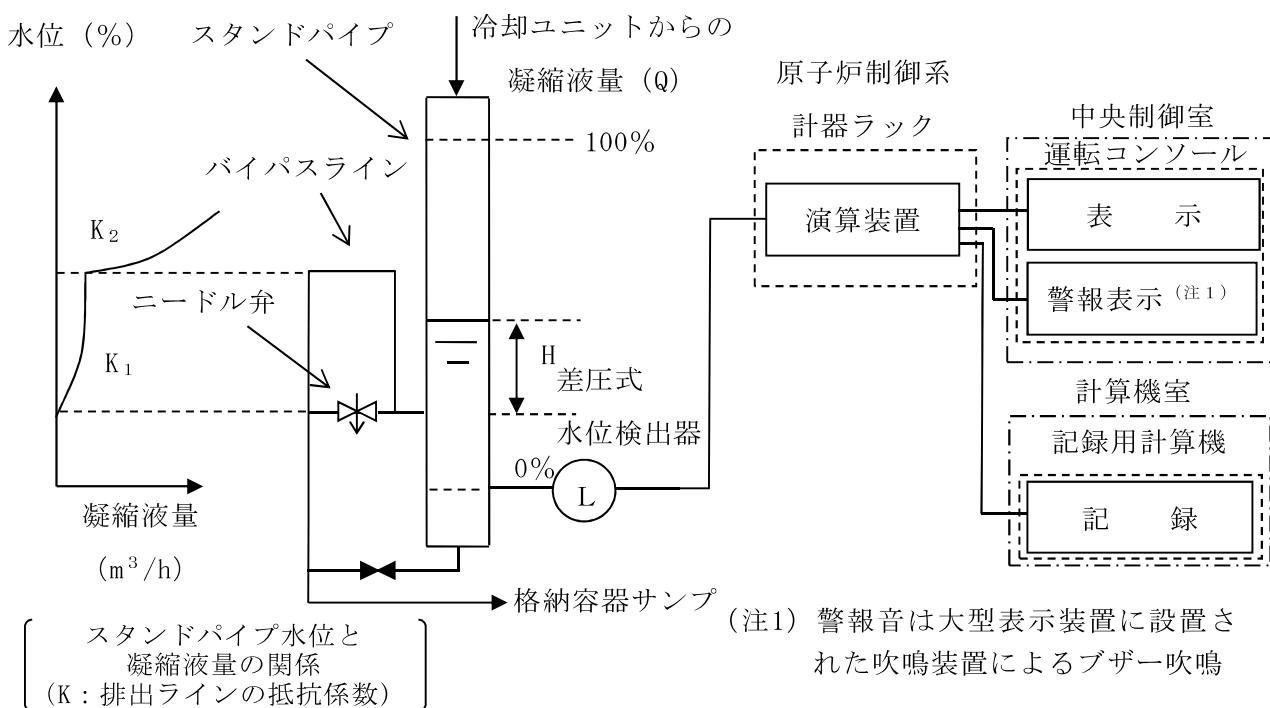
これらの漏えいの検出装置が、□以内に□の漏えいを検出することについて「3.4 漏えい検出時間」に示す。

3.1 凝縮液量測定装置

R C P B配管からの漏えいのうち蒸気分は、冷却ユニットの冷却コイルに付着して凝縮液となりスタンドパイプに流入する。凝縮液量測定装置のスタンドパイプは、以下の「第2図 凝縮液量測定装置の概略構成図」のようにスタンドパイプ、ニードル弁、関連配管及び差圧式水位検出器にて構成され、スタンドパイプへの流入量と排出量が安定している状態では、排出ラインに係る静水頭 (H) とスタンドパイプへの流入量 (Q) 及び排出ラインの抵抗係数 (K) の関係式 ($H=KQ^2$) が成立し、スタンドパイプへの流入量と水位には一意的な関係となりスタンドパイプの水位を監視することにより、漏えい量に相当する凝縮液量を検出できる。スタンドパイプの排出ラインは、ニードル弁を経由して排出する経路と、流入量が多い場合にも同一スタンドパイプで対応可能なようにスタンドパイプ中央付近の高さに設定するバイパスラインを経由する経路を設ける。

全漏えい量(蒸気分と液体分の漏えい量の和) [] に相当する凝縮液の流入については、ニードル弁で排出する際に安定する水位(第2図の K_1 の領域)で検出する設計とする。全漏えい量 [] に相当する凝縮液の流入については、ニードル弁及びバイパスラインで排出する際に安定する水位(第2図の K_2 の領域)で検出する設計とする。

凝縮液量測定装置の検出信号は、差圧式水位検出器からの電流信号を、原子炉制御系計器ラック内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、凝縮液量測定装置のスタンドパイプ水位を中央制御室に表示し、記録する。また、全漏えい量 [] の [] % に相当する水位及び全漏えい量 [] に相当する水位を検出した場合には、中央制御室に水位高及び水位異常高の警報(警報表示及びブザー鳴動)を発信する設計とする。



第2図 凝縮液量測定装置の概略構成図

3.2 炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置

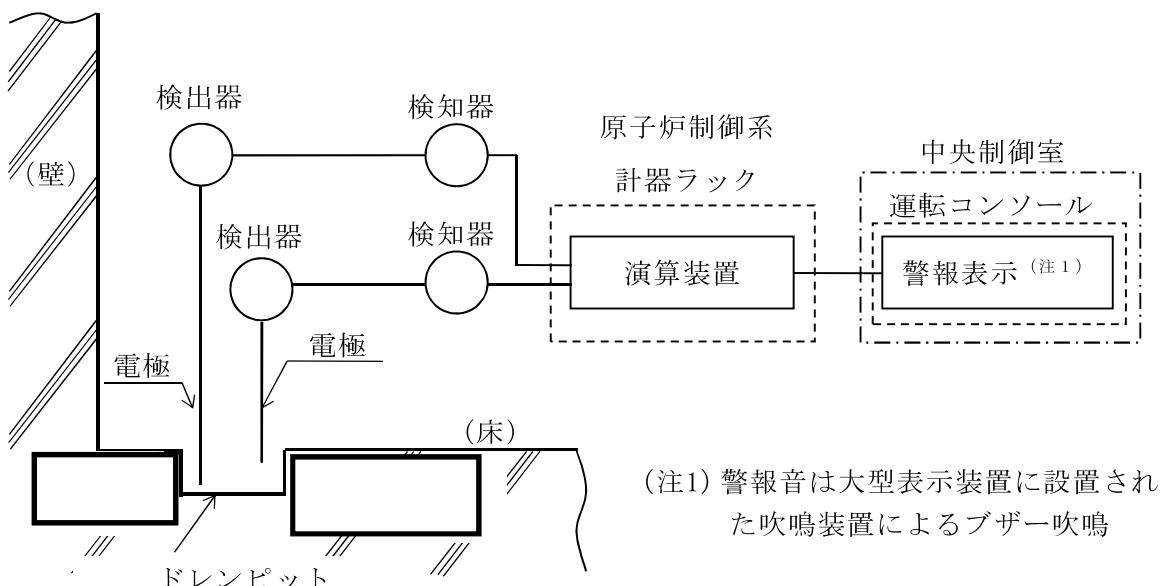
原子炉容器周りのR C P B配管からの漏えいのうち液体分は、炉内計装用シンプル配管室のドレンピットに流入する。

炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置の上部検出器については、電極の検知高さをドレンピット底面から□とし、また下部検出器については、電極の検知高さをドレンピット底面から□とする。

炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置の検出信号は、上部及び下部の電極式検出器からの水位検知信号を、原子炉制御系計器ラック内の演算装置にて処理することにより、中央制御室に警報（警報表示及びブザー鳴動）を発信する設計とする。

また、下部検出器と上部検出器の検出時間差から演算装置にて漏えい率を判断し、全漏えい量□に相当する漏えい率を確認した場合には、中央制御室に警報（警報表示及びブザー鳴動）を発信する設計とする。

（第3図「炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置の概略構成図」参照）



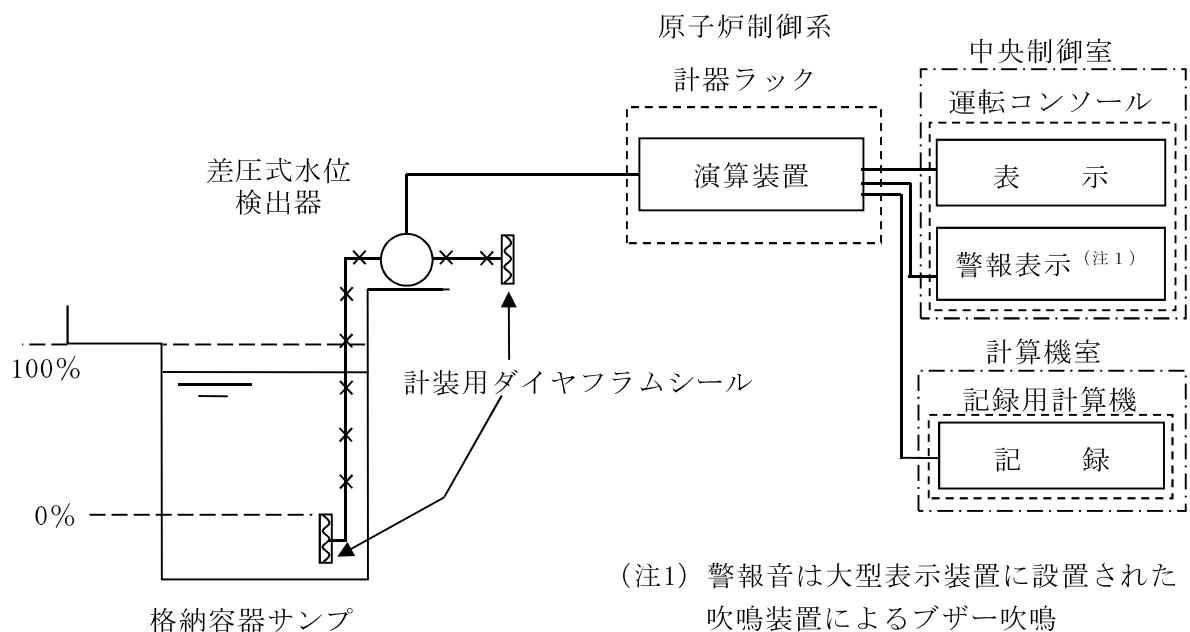
第3図 炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置の概略構成図

3.3 格納容器サンプ水位上昇率測定装置

ループ室のR C P B配管からの漏えいのうち液体分は、床面の床ドレン受口から床ドレン管を経由して、原子炉格納容器の最下層に設置されている格納容器サンプに流入する。さらに、格納容器サンプには、凝縮液量測定装置からの凝縮液が流入するため、格納容器サンプに炉内計装用シンプル配管室以外のすべての漏えい水が流入する。

格納容器サンプ水位の検出信号は、差圧式水位検出器からの電流信号を、原子炉制御系計器ラック内の演算装置にて不完全微分することにより、時間当たりの変化率(水位の上昇)を流量(漏えい率)に変換した後、中央制御室に表示し、記録する。

また、[] 及び [] の漏えい率を検出した場合には、中央制御室に格納容器サンプ水位上昇率高及び格納容器サンプ水位上昇率異常高の警報(警報表示及びブザー鳴動)を発信する設計とする。(第4図「格納容器サンプ水位上昇率測定装置の概略構成図」参照)



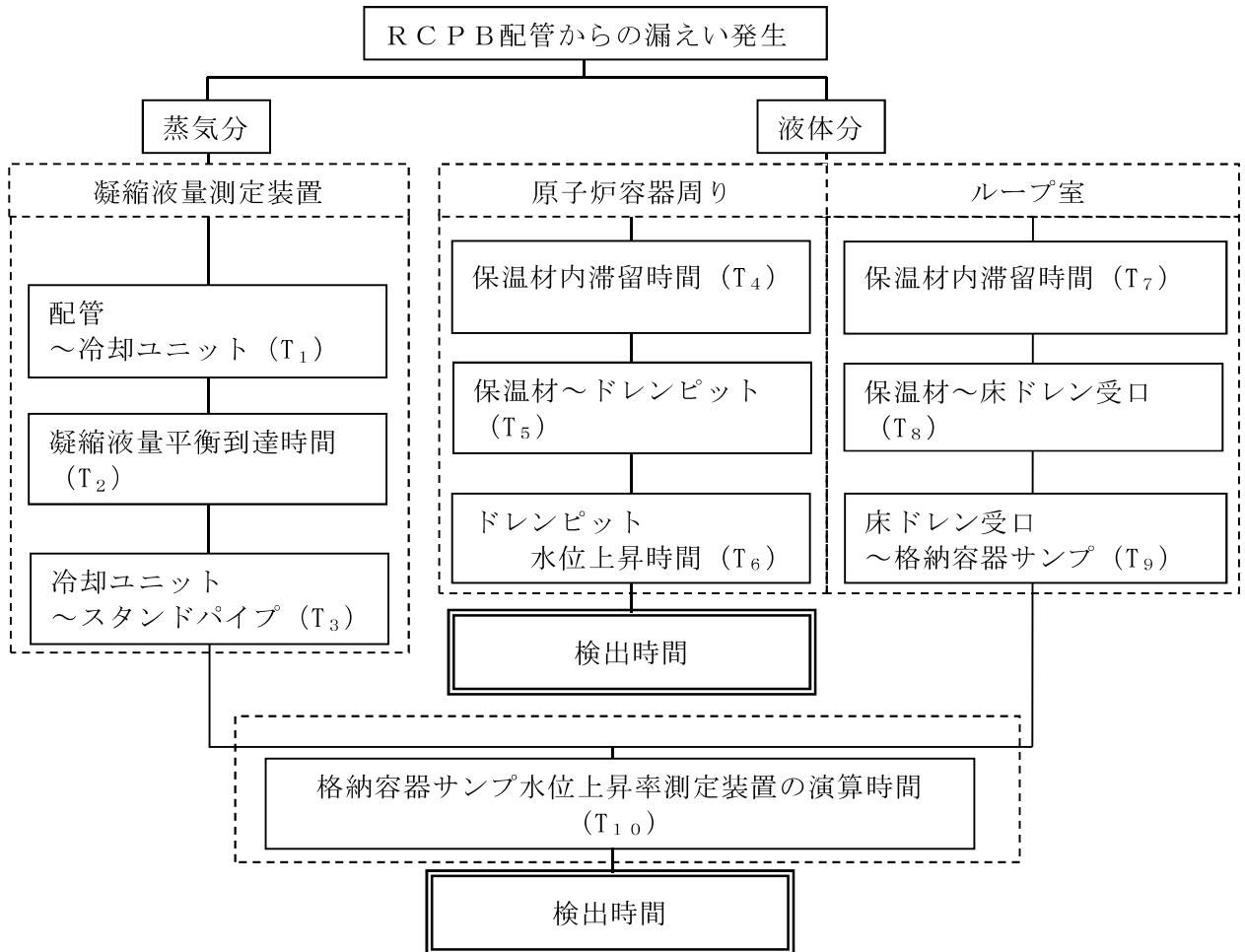
第4図 格納容器サンプ水位上昇率測定装置の概略構成図

3.4 漏えい検出時間

3.4.1 検出時間の評価方法

R C P B配管からの漏えいは蒸気と液体（水）に分離されることから、飽和蒸気と飽和水になる割合を求め、[]相当の漏えい量を検出するまでの時間について個別に算出する。蒸気分は、冷却ユニットで凝縮することにより漏えい水を回収し凝縮液量測定装置で漏えい量を検出するまでの時間となる。液体分のうち原子炉容器周りの漏えいについては、炉内計装用シンプル配管室に流入しドレンピットで検知されるまでの時間となる。液体分のうちループ室側の漏えいについては、床ドレン管を経由して格納容器サンプに回収する時間とともに、凝縮液量測定装置からの凝縮液を格納容器サンプに回収し上昇率として検出するまでの時間となる。ここでは、凝縮液量測定装置、炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置及び格納容器サンプ水位上昇率測定装置での漏えい検出時間について、以下の「第5図 漏えい検出時間について」に示す漏えい箇所から各々の検出装置までの経路における遅れ時間要素 ($T_1 \sim T_{10}$) を考慮し最大となる時間を算出しても [] 以内に漏えいが検出できることを評価する。（[]に [] の漏えい量を検出できる設計であれば、R C P B配管の破断前漏えいの判断基準である[] の漏えい率を監視可能である。）

なお、R C P B配管保温材から床面への漏えい水の落下に要する時間並びに凝縮液がスタンドパイプの排出配管から垂直ドレン管等を経由して格納容器サンプへ流入するまでに要する時間については、連続して発生している流体の自由落下であり、時間評価への影響は軽微で上記検出時間の算出における保守性に包絡される。



第5図 漏えい検出時間について

3.4.2 漏えい水が蒸気になる割合

RCPB配管からの漏えい水は、漏れ出した際、瞬時に原子炉格納容器内の雰囲気における飽和蒸気と飽和水に変化するため、断熱変化として評価する。漏えい水が蒸気になる割合を以下のエネルギー保存の式より求める。

なお、液体分よりも、蒸気分が凝縮液として回収され格納容器サンプで漏えいを検出すまでに要する時間が長く（「3.4.5 検出時間」参照）、凝縮液の流量が少ない方が検出に要する時間が長くなることから、蒸気分の評価が保守的になるよう飽和水の蒸発による凝縮液の増加は考慮しない。（「3.4.4 検出時間の算出」参照）

$$i_1 = i_2 \cdot X + i'_2 \cdot (1-X)$$

$$= i_2 \cdot X + i'_2 - i'_2 \cdot X$$

$$X = \frac{i_1 - i_2'}{i_2 - i_2'}$$

第1表 漏えい水が蒸気になる割合に使用する記号の説明

	記号	単位	定義
漏 え い 水 が 蒸 気 なる 割 合	X	—	蒸発する割合
	i ₁	J/kg	1次冷却材のエンタルピ ^(注1)
	i ₂	J/kg	大気圧での蒸気のエンタルピ
	i _{2'}	J/kg	大気圧での水のエンタルピ

(注1) 1次冷却材低温側配管の1次冷却材温度(□℃)における飽和水のエンタルピ

第2表 漏えい水が蒸気と液体(水)になる割合

インプットパラメータ	計算結果	
	蒸気になる 割合	液体になる 割合
i ₁ :1次冷却材の エンタルピ ^(注1)		
i ₂ :大気圧での蒸気 のエンタルピ		
i _{2'} :大気圧での水の エンタルピ		

(注1) 1次冷却材低温側配管の1次冷却材温度(□℃)における飽和水のエンタルピ

(注2) 蒸気になる割合の残りを液体の割合

3.4.3 記号の定義

漏えい検出時間の計算に用いる記号について、以下に説明する。

第3表 凝縮液量測定装置水位の検出時間の計算に使用する記号の定義

	記号	単位	定義
凝縮液量測定装置水位の検出時間	T ₁	min	冷却ユニットまでの蒸気到達時間 (配管～冷却ユニット)
	T ₂	min	凝縮液量が平衡に達する時間
	T ₃	min	凝縮液ドレン管移送時間 (冷却ユニット～スタンドパイプ)
	V	m ³	原子炉格納容器内自由体積
	Q _F	m ³ /min	冷却ファン風量
	Q ₁	kg/min	漏えい量(蒸気分)
	X	kg/m ³	原子炉格納容器内雰囲気湿分
	X ₀	kg/m ³	冷却ユニット出口湿分
	Q	kg/min	冷却ユニットでの凝縮液量
	v ₃	m/s	ドレン管を流れる漏えい水の流速
	C	—	流速係数
	i	—	こう配
	n	—	粗度係数
	A	m ²	流路断面積
	Q _D	m ³ /h	ドレン管を流れる漏えい水の流量
	m	m	平均深さ
	L	m	ドレン管のぬれ縁長さ
	L ₃	m	ドレン管の長さ

第4表 炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置の検出時間
の計算に使用する記号の定義（原子炉容器周りの漏えい）

	記号	単位	定義
炉内計装用 シンプル配管室 ドレンピット漏えい 検出装置の 検出時間 (原子炉容器 周りの漏えい)	T ₄	min	保温材から漏れ出るまでの時間
	T ₅	min	ドレンピットまでの到達時間 (保温材～ドレンピット)
	T ₆	min	ドレンピット水位上昇時間
	d ₁	m	保温材外径
	d ₂	m	配管外径
	L ₄	m	保温材最大長さ
	Q ₂	m ³ /h	漏えい量（液体分）
	v ₅	m/s	床面を流れる漏えい水の流速
	d ₆	m	ドレンピット内径
	L ₆	m	床面からの漏えい検出電極高さ
	V ₆	m ³	ドレンピット容量
	C	—	流速係数
	i	—	こう配
	n	—	粗度係数
	A	m ²	流路断面積
	Q _D	m ³ /h	ドレンピットに流入する漏えい水の 流量
	m	m	平均深さ
	L	m	床面のぬれ縁長さ
	L ₅	m	ドレンピットまでの床面距離

第5表 格納容器サンプの水位上昇率検出時間の計算に使用する記号の定義
(ループ室の漏えい)

	記号	単位	定義
格納容器サンプの水位上昇率検出時間 (ループ室の漏えい)	T ₇	min	保温材から漏れ出るまでの時間
	T ₈	min	床ドレン受口までの到達時間 (保温材～床ドレン受口)
	T ₉	min	床ドレン管移送時間 (床ドレン受口～格納容器サンプ)
	v ₈	m/s	床面を流れる漏えい水の流速
	v ₉	m/s	床ドレン管を流れる漏えい水の流速
	C	—	流速係数
	i	—	こう配
	n	—	粗度係数
	A	m ²	流路断面積
	Q _D	m ³ /h	床面及びドレン管を流れる漏えい水の流量
	m	m	平均深さ
	L	m	床面及び床ドレン管のぬれ縁長さ
	L ₈	m	床ドレン受口までの床面距離
	L ₉	m	垂直部分を含んだ最長距離

3.4.4 検出時間の算出

検出時間の評価方法に基づき、漏えい水が蒸気になる割合及び記号の定義を踏まえ各装置での漏えい検出時間を算出する。

(1) 凝縮液量測定装置水位の検知時間

a. 冷却ユニットまでの蒸気到達時間 : T_1 (配管～冷却ユニット)

R C P B 配管からの漏えいのうち、蒸気分は保温材継目より直ちに保温材外に出ると考える。漏れ出した蒸気は、やがて冷却ユニットの冷却コイルに達し、冷却されて凝縮液となる。

本項では、R C P B 配管からの漏えいした蒸気が冷却ユニットの冷却コイルに達し、冷却が開始されるまでの時間を評価する。なお、本評価における時間内には、次項(「b. 凝縮液量が平衡に達する時間」)における評価において、原子炉格納容器内に漏えいした蒸気が徐々に充満し平衡状態となる過程も一部で始まっているが、そのことは考慮せず安全側に評価を行う。

R C P B 配管が設置されている空間の空気は冷却ファンにより強制的に循環することから、R C P B 配管から漏えいした蒸気が冷却ユニットの冷却コイルに達する最長経路は、漏えい蒸気を含む原子炉格納容器内の空気が冷却ファンにより一巡する経路であると考える。

従って、冷却ユニットまでの蒸気到達時間は、安全側に評価して、原子炉格納容器内の空気が冷却ファンにより一巡する時間 T_1 を求める。

$$T_1 = \frac{V}{Q_F}$$

b. 凝縮液量が平衡に達する時間 : T_2 (凝縮液量平衡到達時間)

R C P B 配管から漏えいした蒸気により、一定の時間をかけて原子炉格納容器内の湿分が増加するとともに、冷却ユニットにおける凝縮液量が増加するが、最終的には漏えい蒸気量と冷却ユニットにおける凝縮液量が同量になり、原子炉格納容器内の状態が平衡状態に達する。

本項では、漏えい蒸気量と冷却ユニットにおける凝縮液量が同量になるまでの時間を評価する。

冷却ユニットの冷却コイルで冷却された凝縮液が平衡に達するために必要な時間 T_2 は、以下の式の原子炉格納容器内湿分の時間変化量(左辺)と原子炉格納容器内部への漏えい量及び凝縮量(右辺)により、微分方程式及び初期条件 $t=0$ において、 $X=X_0$ が成り立ち、これらを解くことにより (1) 式に示す凝縮液量 Q と凝縮開始

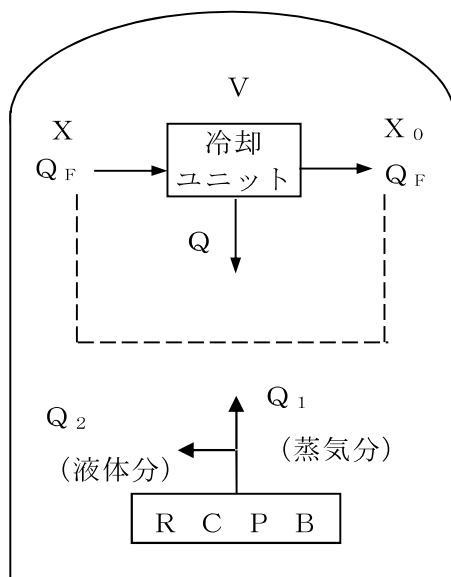
後の経過時間tとの関係により求めることができる。具体的には、(1)式の結果から凝縮液が平衡に達する時間として評価し、凝縮液量が平衡に達する時間(T_2)は、凝縮液量Qが漏えい量 Q_1 の□%以上となる平衡到達時間とする。

なお、□に相当する漏えいを検出し、警報を発信するための設定値は、凝縮液量Qが漏えい量 Q_1 の□%となる値に設定する。(第6図「凝縮液量平衡時間算出の概略図」参照)

$$V \cdot \frac{dX}{dt} = Q_l - Q_f \cdot (X - X_0)$$

$$Q = Q_f (X - X_0)$$

初期条件 $t=0, X=X_0$



第6図 凝縮液量平衡時間算出の概略図

$$Q = Q_l \left\{ 1 - \exp \left(- \frac{Q_f}{V} \cdot t \right) \right\} \quad \dots \dots \dots \quad (1)$$

なお、本評価時間は、原子炉格納容器の体積が大きいため、徐々に変化するとともに、検出時間の評価として最も大きな値となることから、冷却ユニットまでの蒸気到達時間 (T_1) 及び凝縮液ドレン管移送時間 (T_3) の一部が包絡される。

c. 凝縮液ドレン管移送時間 : T_3 (冷却ユニット～スタンドパイプ)

冷却ユニットにて凝縮した凝縮液は凝縮液量測定装置にて流量を測定する設計としている。

本項では、凝縮液が冷却ユニットのドレン管を経由し、凝縮液量測定装置のスタンドパイプに到達するまでの時間を評価する。

冷却ユニットからスタンドパイプまでの呼び径 \square のドレン管 (内径 \square m) には、スタンドパイプに向かってこう配を設ける設計であり、ドレン管を流れる流速 v_3 を、シェジー形の公式及びガンギエ・クッタの経験式(「新版機械工学便覧」(1987年4月日本機械学会編) A5-11.8項より)から算出することにより、凝縮液ドレン管移送時間 T_3 を求める。(第7図「ドレン管の概略図」参照)

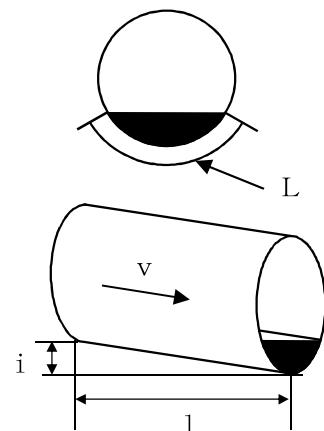
$$v = C \sqrt{m \cdot i}$$

$$C = \frac{23 + (1/n) + (0.00155/i)}{1 + \{23 + (0.00155/i)\} (n/\sqrt{m})}$$

$$T_3 = \frac{L_3}{v_3}$$

$$Q_D = v \cdot A \cdot 3,600$$

$$m = A / L$$



第7図 ドレン管の概略図

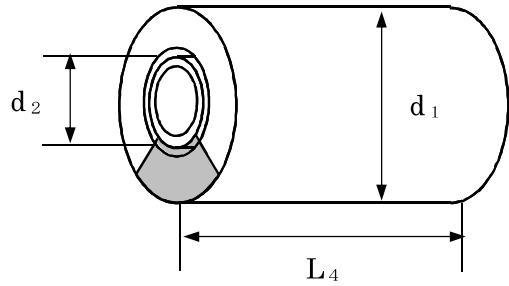
(2) 炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置の検知時間

RCPB配管からの漏えい水のうち炉内計装用シンプル配管室へ流入する液体分については、炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置により監視し、検出時間は以下のとおり評価する。

a. 保温材から漏れ出るまでの時間: T_4 (保温材内滞留時間)

原子炉容器周りの1次冷却材管は保温材(金属保温)を設置しており、保温材から漏えい水が漏れ出るまでの時間 T_4 は、保守的に保温材の一部が損傷したことを仮定し、漏えい水が \square の一部の保温材及び保温材と1次冷却材管のすき間の \square \square に滞留後(保温材は円周方向に一体構造のものではなく、独立に \square された金属保温を止め合わせて取り付けていることから漏えい水は保温材内に入り込むとは考えにくいが安全側の評価としている。)に接合部から漏れ出ると仮定し、次式により保温材内滞留時間 T_4 を求める。(第8図「保温材の概略図」参照)

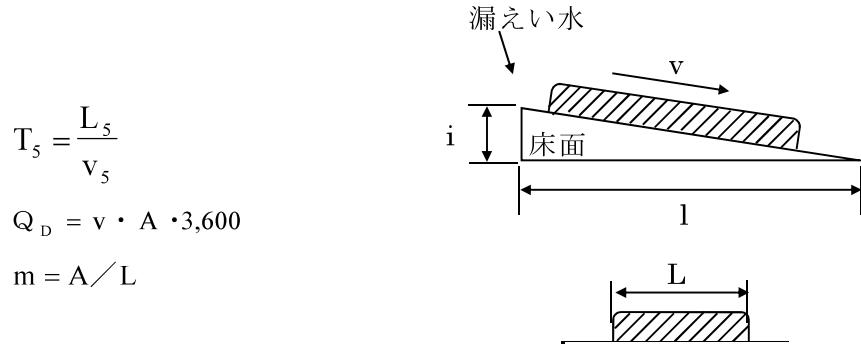
$$T_4 = \frac{\left\{ \frac{1}{4} \cdot \frac{\pi}{4} (d_1^2 - d_2^2) L_4 \right\} \times 60}{Q_2}$$



第8図 保温材の概略図

b. ドレンピットまでの到達時間 : T_5 (保温材～ドレンピット)

保温材からの漏えい水は炉内計装用シンプル配管室の床面に落下するが、床面にはドレンピットがあり、このドレンピットに向かってこう配を設ける設計であり、床面を流れる流速 v_5 を、3.4.4 (1) c. 凝縮液ドレン管移送時間で用いたシェジー形の公式及びガンギエ・クッタの経験式から算出することにより、床ドレン受口までの到達時間 T_5 を求める。(第9図「床面の概略図」参照)



第9図 床面の概略図

c. ドレンピット漏えい検出時間 : T_6 (ドレンピット水位上昇時間)

ドレンピットに漏えい水が流入し、ドレンピット底面から漏えい検出器の上部の電極の設置高さまでの到達時間 T_6 を求める。

$$T_6 = \frac{V_6}{Q_D}$$

$$V_6 = \pi \frac{d_6^2}{4} \times L_6$$

(3) 格納容器サンプの水位上昇率検出時間

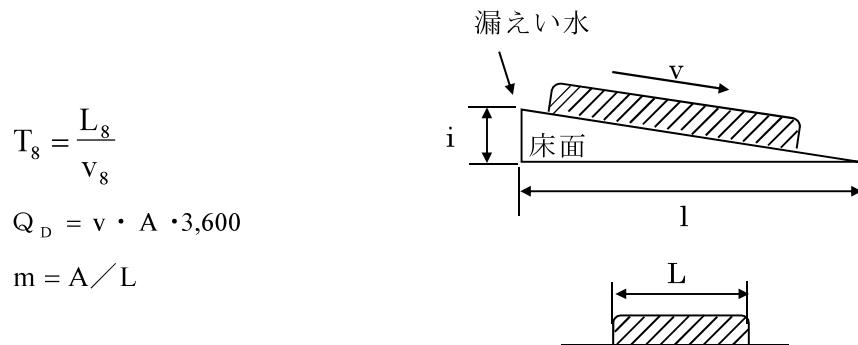
R C P B 配管からの漏えい水のうち炉内計装用シンプル配管室へ流入する以外の液体分については、格納容器サンプ水位上昇率測定装置で格納容器サンプ水位の上昇率を監視することにより漏えい量を検出する。検出時間は以下のとおり評価する。

a. 保温材から漏れ出るまでの時間:T₇（保温材内滞留時間）

R C P B 配管の保温材から漏れ出るまでの時間 T₇は、保温材からの漏えい時間としては前述の原子炉容器周りからの漏えい時間 T₄が最大となることから、これと同じ時間とする。

b. 床ドレン受口までの到達時間 :T₈（保温材～床ドレン受口）

保温材からの漏えい水はループ室の床面に落下するが、床面には床ドレン受口があり、この床ドレン受口に向かってこう配を設ける設計であり、床面を流れる流速 v₈を、3.4.4 (1) c. 凝縮液ドレン管移送時間で用いたシェジー形の公式及びガンギエ・クッタの経験式から算出することにより、床ドレン受口までの到達時間T₈を求める。（第10図「床面の概略図」参照）



第10図 床面の概略図

c. 床ドレン管移送時間 :T₉（床ドレン受口～格納容器サンプ）

床ドレン管には格納容器サンプに向かってこう配を設ける設計であり、呼び径□の床ドレン管（内径□m）を流れる流速v₉を、3.4.4 (1) c. 凝縮液ドレン管移送時間で用いたシェジー形の公式及びガンギエ・クッタの経験式から算出することにより、床ドレン管移送時間T₉を求める。

$$T_9 = \frac{L_9}{v_9}$$

d. 格納容器サンプル水位上昇率測定装置の演算時間:T₁₀

格納容器サンプル水位上昇率測定装置の演算時間は、様々な経路を経て格納容器サンプルに流入する漏えい水を、格納容器サンプル水位計で検出し、演算装置にて微分することにより、水位の上昇を時間当たりの変化率として流量（漏えい率）に変換して算出するために必要な時間である。

格納容器サンプル水位上昇率測定装置は、[] の流入を [] 以内に検出することを実現させるため、漏えい箇所から格納容器サンプルに流入するまでの遅れ時間要素(T₁～T₃, T₇～T₉)を考慮し演算時間として許容される時間以内とする設計とする。

また、格納容器サンプル水位上昇率の演算は、[] 及び [] の漏えい水が流入してきた場合に、格納容器サンプル水位の計測範囲内で流量の計算を行うとともに、水位変動の影響により、不要な動作を防止するために必要な演算時間を設定する。

演算は上記の条件を満たすように不完全微分方程式を用いて上昇率を演算する設計とし、漏えい水が流入してきた場合、流入開始から約 [] 分後に流量が計算できる設計とする。

以上より、演算時間T₁₀は [] minとする。

3.4.5 検出時間

「3.4.1 検出時間の評価方法」及び「3.4.2 漏えい水が蒸気になる割合」を踏まえて検出時間の算出を行った結果を「第6表 漏えい検出時間の整理表」に示す。蒸気分として凝縮液量測定装置により漏えい量を検出するまでの時間($T_1 + T_2 + T_3$)は□minである。また、液体分として漏えい量を検出するまでの時間は、炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置による原子炉容器周りの漏えいの検出時間($T_4 + T_5 + T_6$)、凝縮液量測定装置水位の検出時間に格納容器サンプル水位上昇率測定装置の演算時間を加算した時間($T_1 + T_2 + T_3 + T_{10}$)、及びループ室の漏えいの検出時間($T_7 + T_8 + T_9 + T_{10}$)のうち最大時間としても□minで検出可能であることから、いずれも□以内に検出できる設計である。

第6表 漏えい検出時間の整理表 (1/4)

項目	計算パラメータ	評価時間(min)
凝縮液量測定装置水位の検出時間	a. 冷却ユニットまでの蒸気到達時間 (配管～冷却ユニット) : T_1 (min)	V : 原子炉格納容器内自由体積 (m^3) Q_F : 冷却ファン風量 (m^3/min)
	b. 凝縮液量が平衡に達する時間 (凝縮液量平衡到達時間) : T_2 (min)	V : 原子炉格納容器内自由体積 (m^3) Q_F : 冷却ファン風量 (m^3/min) Q_1 : 漏えい量(蒸気分 $\square \text{ m}^3/\text{h}$) (kg/min) Q : 冷却ユニットでの凝縮液量 (kg/min)
	c. 凝縮液ドレン管移送時間 (冷却ユニット～スタンドパイプ) : T_3 (min)	v_3 : ドレン管を流れる漏えい水の平均流速 (m/s) C : 流速係数 i : こう配 (\square) n : 粗度係数 A : 流路断面積 (m^2) Q_D : ドレン管を流れる漏えい水の流量 (m^3/h) m : 平均深さ (m) L : ドレン管のぬれ縁長さ (m) L_3 : ドレン管の長さ (m)
	検出時間合計	$T_1 + T_2 + T_3$
	(注1) 冷却ファン流量 = 格納容器循環ファン風量 + 制御棒駆動装置冷却ファン風量 = $\square = \square \text{ m}^3/\text{min}$	
	(注2) 凝縮液量 Q が警報設定値である漏えい量 Q_1 の \square % 以上となる平衡到達時間として算出 (第11図参照)	
	(注3) 「機械工学便覧」の金属配管 (黄銅管) の係数を参考に、実機における配管仕様 (材質 ステンレス鋼, 粗度係数 \square 以下) を踏まえて設定した値	
	(注4) 配管外径 \square を基に算出	
	(注5) 流体平均深さ m を仮定し収束計算によって得られる値 (四捨五入)	

第6表 漏えい検出時間の整理表 (2/4)

項目	計算パラメータ	評価時間 (min)
炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置の検出時間 (原子炉容器周りの漏えい)	d. 保温材から漏れ出るまでの時間 (保温材内滞留時間) : T_4 (min) d ₁ : 保温材外径 (m) d ₂ : 配管外径 (m) L_4 : 保温材最大長さ (m) Q_2 : 漏えい量 (液体分) (m^3/h) e. ドレンピットまでの到達時 (保温材～ドレンピット) : T_5 (min) v_5 : 床面を流れる漏えい水の平均流速 (m/s) C : 流速係数 i : こう配 (■) n : 粗度係数 A : 流路断面積 (m^2) Q_D : 床面を流れる漏えい水の流量 (m^3/h) m : 平均深さ (m) L : 床面のぬれ縁長さ (m) L_5 : 床ドレン受口までの床面距離 (m) f. ドレンピット水位上昇時間 : T_6 (min) d ₆ : ドレンピット内径 (m) L_6 : 床面からの漏えい検出装置設置高さ (m) V_6 : ドレンピット容積 (m^3) Q_D : ドレンピットに流入する漏えい水流量 (m^3/h)	
検出時間合計	$T_4 + T_5 + T_6$	

(注1) 「機械工学便覧」の純セメント平滑面又は金属配管(黄銅管)の係数を参考に、実機における床面塗装の有無、配管仕様(材質 ステンレス鋼、粗度係数 ■)を踏まえて設定した値

(注2) 実測値に基づき設定した値

(注3) 流体平均深さ m を仮定し収束計算によって得られる値(四捨五入)

第6表 漏えい検出時間の整理表 (3/4)

項目	計算パラメータ	評価時間(min)
g. 保温材から漏れ出るまでの時間 (保温材内滞留時間) : T_7 (min)	d. 項と同じ	
h. 床ドレン受口までの到達時間 (保温材～床ドレン受口) : T_8 (min)	v_8 : 床面を流れる漏えい水の平均流速 (m/s) C : 流速係数 i : こう配 (■) n : 粗度係数 A : 流路断面積 (m^2) Q_D : 床面を流れる漏えい水の流量 (m^3/h) m : 平均深さ (m) L : 床面のぬれ縁長さ (m) L_8 : 床ドレン受口までの床面距離 (m)	
i. 床ドレン管移送時間 (床ドレン受口～格納容器サンプ) : T_9 (min)	v_9 : ドレン管を流れる漏えい水の平均流速 (m/s) C : 流速係数 i : こう配 (■) n : 粗度係数 A : 流路断面積 (m^2) Q_D : ドレン管を流れる漏えい水の流量 (m^3/h) m : 平均深さ (m) L : ドレン管のぬれ縁長さ (m) L_9 : ドレン管長さ (m)	
j. 格納容器サンプ水位上昇率計の演算時間 : T_{10} (min)	— (注5)	
検出時間合計	$T_7 + T_8 + T_9 + T_{10}$	

(注1) 「機械工学便覧」の純セメント平滑面又は金属配管（黄銅管）の係数を参考に、実機における床面塗装の有無、配管仕様（材質 ステンレス鋼、粗度係数 ■）を踏まえて設定した値

(注2) 実測値に基づき設定した値

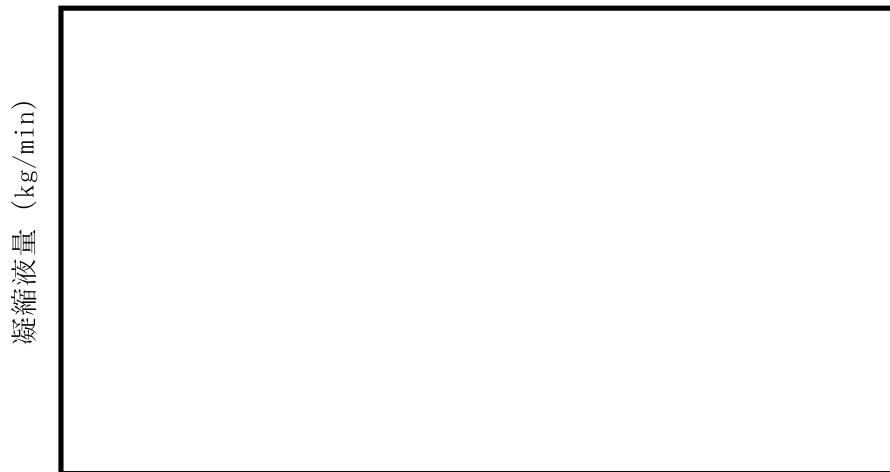
(注3) 配管外径 ■ を基に算出

(注4) 流体平均深さ m を仮定し収束計算によって得られる値（四捨五入）

(注5) 計算パラメータなし

第6表 漏えい検出時間の整理表 (4/4)

項 目	評価 時間 (min)
格納容器サンプの 水位上昇率検出時間	凝縮液量測定装置水位の検出時間($T_1 + T_2 + T_3$) + 格納容器サンプ水位上昇率測定装置の演算時間(T_{10})
炉内計装用シンプル 配管室ドレンピット 漏えい検出装置の検 出時間	格納容器サンプ水位上昇率測定装置の検出時間($T_7 + T_8 + T_9 + T_{10}$) (ループ室の漏えい)
検出時間	炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置の検出 時間($T_4 + T_5 + T_6$) (原子炉容器周りの漏えい) 上記検出時間の最大時間



第11図 凝縮液量が平衡に達する時間について

4. 漏えいを監視する装置の計測範囲及び警報動作範囲

4.1 凝縮液量測定装置の計測範囲及び警報動作範囲

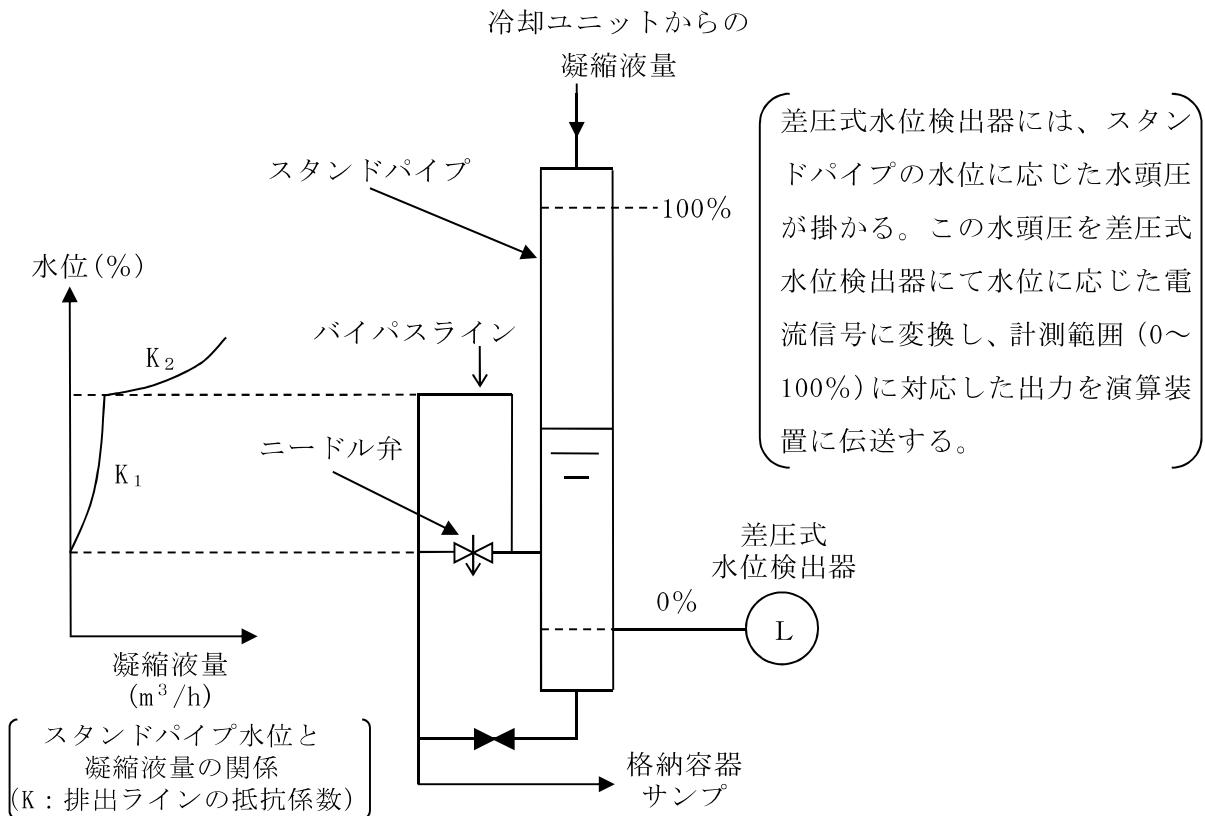
凝縮液量測定装置のスタンドパイプの計測範囲は、R C P B配管からの漏えいのうち蒸気分の凝縮液がスタンドパイプに流入し、全漏えい量 [] に相当する凝縮液がニードル弁を経由して排出する際に安定する水位（第12図のK₁の領域）を検出できるとともに、[] に相当する凝縮液がニードル弁及びスタンドパイプ中央付近の高さに設定するバイパスラインで排出する際に安定する水位（第12図のK₂の領域）を超える水位が計測できるよう0～100%を設定する。

警報動作範囲は、0～100%で設定可能であり、全漏えい量 [] に相当する水位になる前に水位高の警報（警報表示及びブザー鳴動）を中央制御室に発信する。さらに、全漏えい量 [] に相当する水位になると水位異常高の警報（警報表示及びブザー鳴動）を中央制御室に発信する。

水位高の警報設定値は、「3.4.5 検出時間」の凝縮液量は平衡に達する時間T₂の評価に用いた、全漏えい量 [] の□%に相当する水位とする。

なお、水位が警報設定値以上では、警報動作状態を継続する。

（第12図「凝縮液量測定装置の計測範囲」参照）



第12図 凝縮液量測定装置の計測範囲

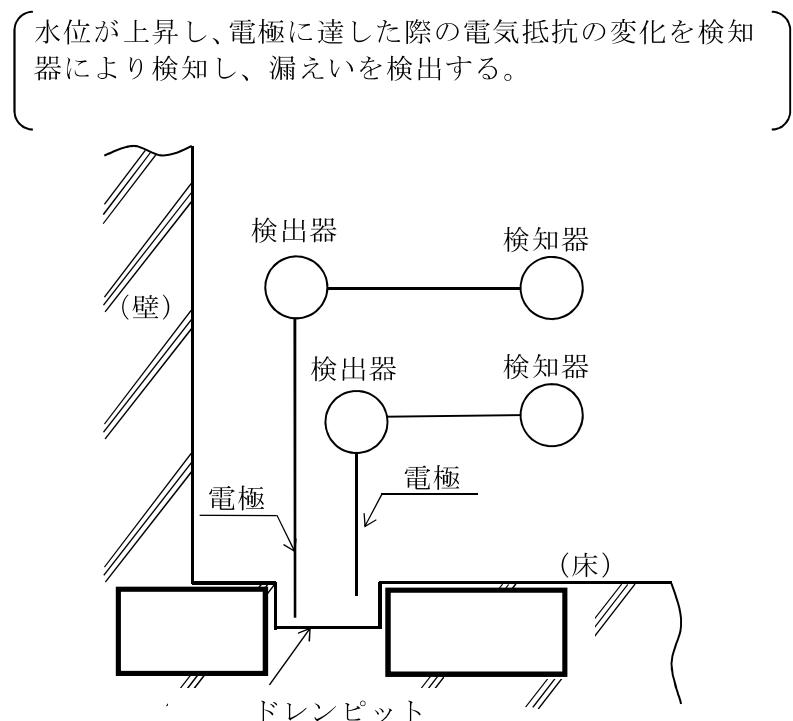
4.2 炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置の計測範囲及び警報動作範囲

炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置のうち、上部検出器の計測範囲は、炉内計装用シンプル配管室にて全漏えい量 [] に相当する流入が検出できるよう、[] (電極の検知高さをドレンピット底面から []) とする。

また、下部検出器の計測範囲は、原子炉容器周りの R C P B 配管からの漏えいに対し、下部検出器と上部検出器の検出時間差から漏えい率を判断できるよう、[] (電極の検知高さをドレンピット底面から []) とする。

警報動作範囲も計測範囲と同様に、上部検出器で []、下部検出器で [] とし、各検出器で水位検知した場合に水位検知の警報（警報表示及びブザー鳴動）を中央制御室に発信する。また、下部検出器と上部検出器の検出時間差から演算装置にて漏えい率を判断し、全漏えい量 [] に相当する漏えいを確認した場合には、漏えい率高の警報（警報表示及びブザー鳴動）を中央制御室に発信する。なお、水位が警報設定値以上では、警報動作状態を継続する。

（第13図「炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置の計測範囲」参照）



第13図 炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置の計測範囲

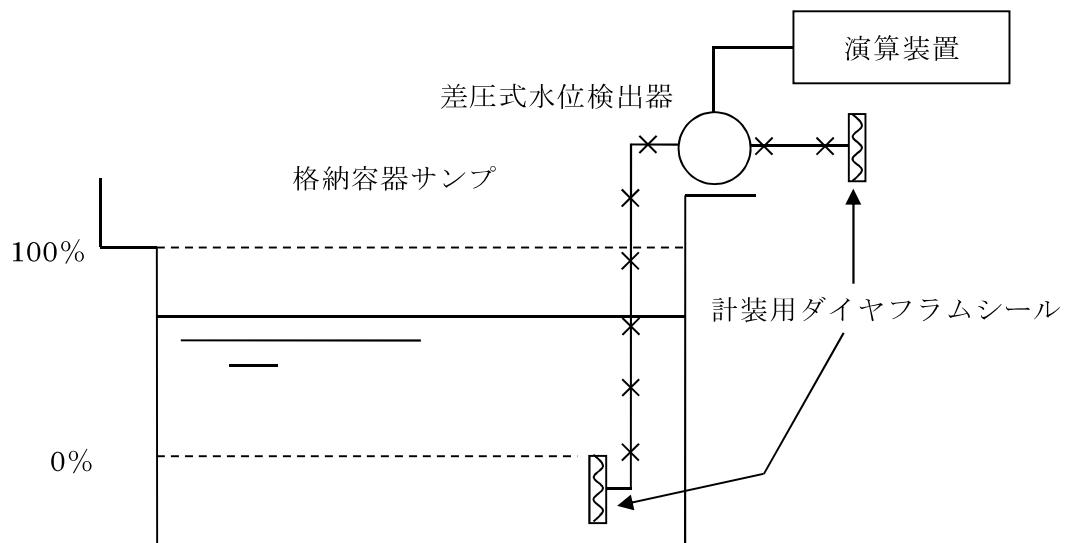
4.3 格納容器サンプ水位上昇率測定装置の計測範囲及び警報動作範囲

格納容器サンプ水位上昇率測定装置の計測範囲は、ループ室のR C P B配管からの漏えいに対し、格納容器サンプへの[]の流入量が計測できるとともに、その[]倍の[]の流入量に余裕を見込んだ値が計測できるよう[]を設定する。

格納容器サンプ水位上昇率（流量）は、格納容器サンプの差圧式水位検出器からの信号を、演算装置にて不完全微分することにより流量（漏えい率）に変換し監視する。

警報動作範囲は、[]で設定可能であり、[]の漏えい率を検出した場合に格納容器サンプ水位上昇率高の警報（警報表示及びブザー鳴動）を中央制御室に発信する。さらに、[]の漏えい率を検出した場合に格納容器サンプ水位上昇率異常高の警報（警報表示及びブザー鳴動）を中央制御室に発信する。なお、漏えい率が警報設定値以上では、警報動作状態を継続する。

（第14図「格納容器サンプ水位上昇率測定装置の計測範囲」参照）



差圧式水位検出器には、計装用ダイヤフラムシールを介して、サンプ水位に応じた水頭圧と差圧式水位検出器周囲圧との差圧が伝達される。この差圧を水位に応じた電気信号に変換し、演算装置に伝送する。
この演算装置にて格納容器サンプ水位の時間当たりの変化率を演算することにより計測範囲 [] に対応した値を出力する。

第14図 格納容器サンプ水位上昇率測定装置の計測範囲

資料6 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

目 次

資料6-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

資料6-2 本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画

資料6-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

目	次	頁
1. 概要		M3-添6-1-1
2. 基本方針		M3-添6-1-1
3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等		M3-添6-1-3
3.1 設計、工事及び検査に係る組織 (組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)		M3-添6-1-3
3.1.1 設計に係る組織		M3-添6-1-4
3.1.2 工事及び検査に係る組織		M3-添6-1-4
3.1.3 調達に係る組織		M3-添6-1-4
3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査		M3-添6-1-7
3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用		M3-添6-1-7
3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査		M3-添6-1-7
3.3 設計に係る品質管理の方法		M3-添6-1-10
3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化		M3-添6-1-10
3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定		M3-添6-1-10
3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証		M3-添6-1-12
3.3.4 設計における変更		M3-添6-1-22
3.4 工事に係る品質管理の方法		M3-添6-1-22
3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施 (設計3)		M3-添6-1-22
3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施		M3-添6-1-23
3.5 使用前事業者検査の方法		M3-添6-1-24
3.5.1 使用前事業者検査での確認事項		M3-添6-1-24
3.5.2 使用前事業者検査の計画		M3-添6-1-25
3.5.3 検査計画の管理		M3-添6-1-28
3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理		M3-添6-1-28
3.5.5 使用前事業者検査の実施		M3-添6-1-28
3.6 設工認における調達管理の方法		M3-添6-1-33
3.6.1 供給者の技術的評価		M3-添6-1-33
3.6.2 供給者の選定		M3-添6-1-33
3.6.3 調達製品の調達管理		M3-添6-1-33
3.6.4 請負会社他品質監査		M3-添6-1-37
3.6.5 設工認における調達管理の特例		M3-添6-1-37
3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ		M3-添6-1-38

3.7.1 文書及び記録の管理	M3-添6-1-38
3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ	M3-添6-1-42
3.8 不適合管理	M3-添6-1-42
4.適合性確認対象設備の施設管理	M3-添6-1-43
4.1 使用開始前の適合性確認対象設備の保全	M3-添6-1-43
4.1.1 工事を着手し設置が完了している常設又は可搬の設備	M3-添6-1-43
4.1.2 設工認の認可後に工事を着手し設置が完了している常設 又は可搬の設備	M3-添6-1-43
4.2 使用開始後の適合性確認対象設備の保全	M3-添6-1-43
 様式-1 本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画（例）	M3-添6-1-45
様式-2(1/2) 設備リスト（例）（設計基準対象施設）	M3-添6-1-46
様式-2(2/2) 設備リスト（例）（重大事故等対処設備）	M3-添6-1-47
様式-3 技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方（例）	M3-添6-1-48
様式-4(1/2) 施設と条文の対比一覧表（例）（設計基準対象施設）	M3-添6-1-49
様式-4(2/2) 施設と条文の対比一覧表（例）（重大事故等対処設備）	M3-添6-1-50
様式-5 設工認添付書類星取表（例）	M3-添6-1-51
様式-6 各条文の設計の考え方（例）	M3-添6-1-52
様式-7 要求事項との対比表（例）	M3-添6-1-53
様式-8 基準適合性を確保するための設計結果 と適合性確認状況一覧表（例）	M3-添6-1-54
様式-9 適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード 及び実績（設備関係）（例）	M3-添6-1-55
 添付1 当社におけるグレード分けの考え方	M3-添6-1-56
添付2 技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての 基本的な考え方	M3-添6-1-65
添付3 設工認における解析管理について	M3-添6-1-67
添付4 当社における設計管理・調達管理について	M3-添6-1-74

1. 概要

本資料は、設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」（以下「設工認品質管理計画」という。）に基づき、設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画、並びに、工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を記載する。

2. 基本方針

本資料では、設工認における、「設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画」及び「工事に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画」を、以下のとおり説明する。

(1) 設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画

「設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画」として、以下に示す2つの段階を経て実施した設計の管理の方法を「3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。

具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3.3 設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理、識別管理、トレーサビリティについて「3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ」に、不適合管理の方法について「3.8 不適合管理」に記載する。

また、これらの方法により行った管理の具体的な実績を、様式-1「本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画（例）」（以下「様式-1」という。）に取りまとめる。

- a. 実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認対象設備に対する技術基準規則の条文ごとの基本設計方針の作成
- b. 前項aで作成した条文ごとの基本設計方針を基に、実用炉規則の別表第二に示された事項に対して必要な設計を含む技術基準規則等への適合に必要な設備の設計（作成した条文ごとの基本設計方針に対し、工事を継続又は完了している設備の設計実績等を用いた技術基準規則等への適合に必要な設備の設計を含む。）

これらの設計に係る記載事項には、設計の要求事項として明確にしている事項及びその審査に関する事項、設計の体制として組織内外の相互関係、設計・開発の各段階における審査等に関する事項並びに組織の外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。

(2) 工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画

「工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画」として、設工認申請（届出）時点で設置されている設備、工事を継続又は完了している設備を含めた設工認対象設備の工事及び検査に係る品質管理の方法を「3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。

具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3.4 工事に係る品質管理の方法」及び「3.5 使用前事業者検査の方法」に、調達管理の方法について「3.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理、識別管理、トレーサビリティについて「3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ」に、不適合管理の方法について「3.8 不適合管理」に記載する。

また、これらの工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を、様式-1に取りまとめる。

工事及び検査に係る記載事項には、工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びその審査に関する事項、工事及び検査の体制として組織内外の相互関係（使用前事業者検査の独立性、資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。）、工事及び検査に必要なプロセスを踏ました全体の工程及び各段階における監視測定、妥当性確認及び検査等に関する事項（記録、識別管理、トレーサビリティ等に関する事項を含む。）並びに組織の外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。

(3) 設工認対象設備の施設管理

適合性確認対象設備は、必要な機能・性能を発揮できる状態に維持されていることが不可欠であり、その維持の管理の方法について「4. 適合性確認対象設備の施設管理」で記載する。

(4) 設工認で記載する設計、工事及び検査以外の品質保証活動

設工認に必要な設計、工事及び検査は、設工認品質管理計画に基づく品質マネジメントシステム体制のもとで実施するため、上記以外の責任と権限、原子力の安全の確保の重視、必要な要員の力量管理を含む資源の管理及び不適合管理を含む評価及び改善については、「美浜発電所原子炉施設保安規定」（以下「保安規定」という。）の品質マネジメントシステム計画（以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。）に従った管理を実施する。

また、当社の品質保証活動は、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動と一体

となった活動を実施している。

3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等

設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、品質マネジメントシステム及び保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき実施する。

また、特定重大事故等対処施設にかかる秘密性を保持する必要がある情報については以下の管理を実施する。

(1) 秘密情報の管理

「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機等の特性等」（平成26年9月18日原子力規制委員会）及び同ガイドを用いて作成した情報を含む文書（以下「秘密情報」という。）については、秘密情報の管理に係る管理責任者を指定し、秘密情報を扱う者（以下「取扱者」という。）の名簿での登録管理を実施する。また、秘密情報を含んだ電子データは取扱者以外の者のアクセスを遮断するためパスワードの設定等を実施する。

(2) セキュリティの観点から非公開とすべき情報の管理

上記(1)以外の特定重大事故等対処施設に関する情報を含む文書については、業務上知る必要のある者以外の者がみだりに閲覧できない状態で管理する。また、特定重大事故等対処施設に係る調達の際、当該情報を含む文書等について業務上知る必要のある者以外の者がみだりに閲覧できない状態で管理することを要求する。

以下に、設計、工事及び検査、調達管理等のプロセスを示す。

3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）

設工認に基づく設計、工事及び検査は、第3.1-1図に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。

また、設計（「3.3 設計に係る品質管理の方法」）、工事（「3.4 工事に係る品質管理の方法」）、検査（「3.5 使用前事業者検査の方法」）並びに調達（「3.6 設工認における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する箇所を第3.1-1表に示す。

第3.1-1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に関する設計、工事及び検査並びに調達について、責任と権限を持つ。

各主任技術者は、それぞれの職務に応じた監督を行うとともに、相互の職務について適宜情報提供を行い、意思疎通を図る。

設計から工事及び検査への設計結果の伝達、当社から供給者への情報伝達など、組織

内外や組織間の情報伝達については、設工認に従い確実に実施する。

3.1.1 設計に係る組織

設工認に基づく設計は、第3.1-1表に示す主管箇所のうち、「3.3 設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主管する組織として実施する。

この設計に必要な資料の作成を行うため、第3.1-1図に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。

また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す設計の段階ごとに様式ー1に取りまとめる。

3.1.2 工事及び検査に係る組織

設工認に基づく工事は、第3.1-1表に示す主管箇所のうち、「3.4 工事に係る品質管理の方法」に係る箇所が工事を主管する組織として実施する。

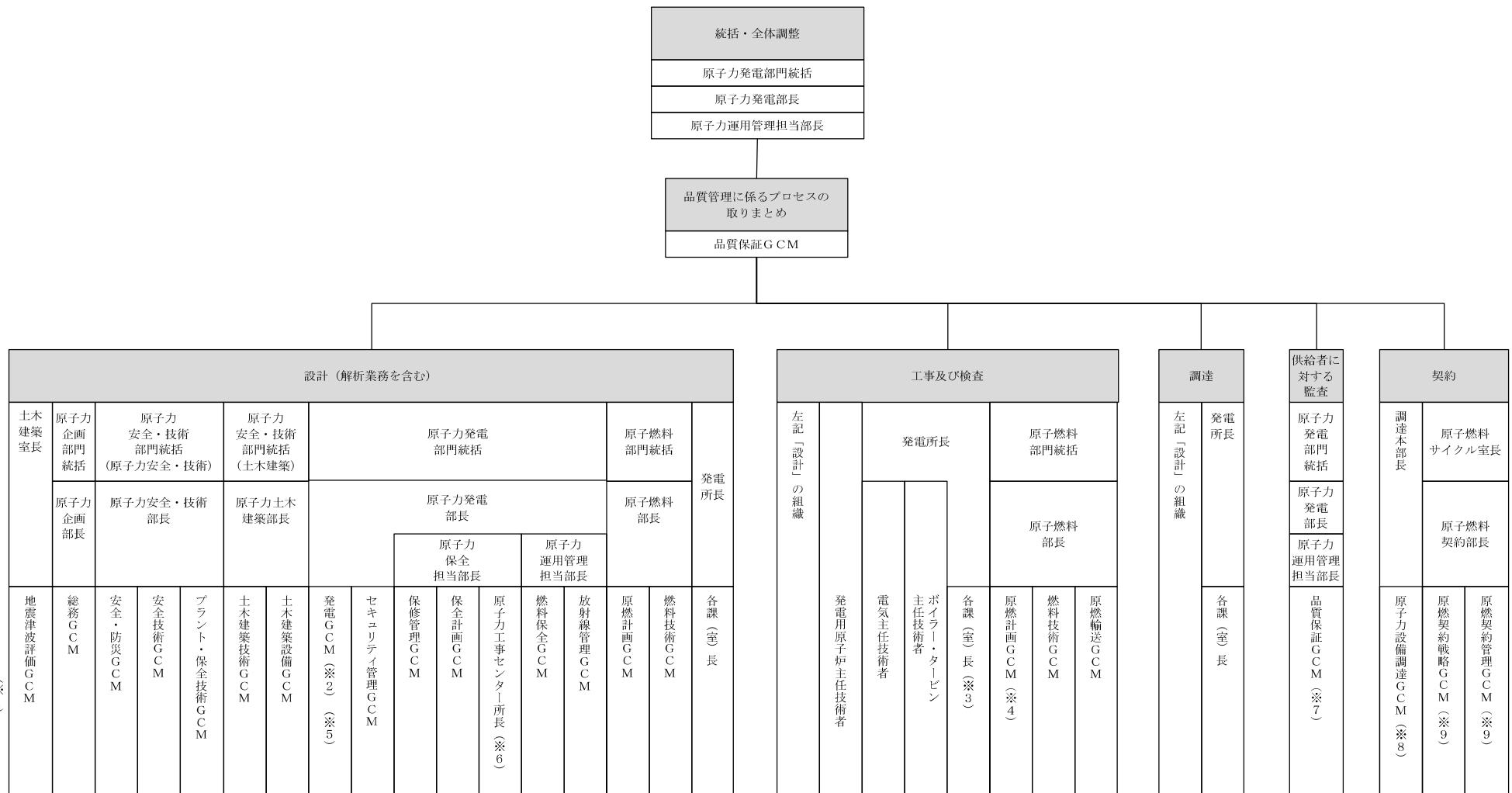
設工認に基づく検査は、第3.1-1表に示す主管箇所のうち、「3.5 使用前事業者検査の方法」に係る箇所が検査を担当する組織として実施する。

また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す工事及び検査の段階ごとに様式ー1に取りまとめる。

3.1.3 調達に係る組織

設工認に基づく調達は、第3.1-1表に示す本店組織及び発電所組織の調達を主管する箇所で実施する。

また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す設計、工事及び検査の段階ごとに様式ー1に取りまとめる。



※1 : 「G」は「グループ」、「CM」は「チーフマネジャー」をいう。

※2 : 検査(主要な耐圧部の溶接部、燃料体を除く。)に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長(発電所組織においては、技術課長とする。)

※3 : 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長

※4 : 燃料体検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長

※5 : 設工認申請(届出)書の提出手続を主管する箇所の長

※6 : 設工認申請(届出)書の取りまとめを主管する箇所の長(設計における変更において原子力工事センター所長が設計を主管する箇所とならない場合は、当該変更に係る設計を主管する箇所の長の代表者とする。)

※7 : 定期的な請負会社品質監査以外の監査においては、各G CM、センター所長又は各課(室)長

※8 : これ以外の箇所で行う契約においては、各G CM、センター所長又は各課(室)長

※9 : 原子燃料関係の契約

第3.1-1図 適合性確認に関する体制表

第3.1-1表 設計及び工事の実施の体制

プロセス		主管箇所
3.3	設計に係る品質管理の方法	本店 土木建築室 本店 原子力企画部門 本店 原子力安全・技術部門 本店 原子力発電部門 本店 原子燃料部門 発電所 安全・防災室 発電所 所長室 発電所 技術課 発電所 原子燃料課 発電所 放射線管理課 発電所 保全計画課 発電所 電気保修課 発電所 計装保修課 発電所 原子炉保修課 発電所 タービン保修課 発電所 土木建築課 発電所 電気工事グループ 発電所 機械工事グループ 発電所 土木建築工事グループ
3.4 3.5	工事に係る品質管理の方法 使用前事業者検査の方法	本店 土木建築室 本店 原子力企画部門 本店 原子力安全・技術部門 本店 原子力発電部門 本店 原子燃料部門 発電所 品質保証室 発電所 安全・防災室 発電所 所長室 発電所 技術課 発電所 原子燃料課 発電所 放射線管理課 発電所 発電室 発電所 保全計画課 発電所 電気保修課 発電所 計装保修課 発電所 原子炉保修課 発電所 タービン保修課 発電所 土木建築課 発電所 電気工事グループ 発電所 機械工事グループ 発電所 土木建築工事グループ
3.6	設工認における調達管理の方法	本店 土木建築室 本店 原子力企画部門 本店 原子力安全・技術部門 本店 原子力発電部門 本店 原子燃料部門 発電所 安全・防災室 発電所 所長室 発電所 技術課 発電所 原子燃料課 発電所 放射線管理課 発電所 電気保修課 発電所 計装保修課 発電所 原子炉保修課 発電所 タービン保修課 発電所 土木建築課 発電所 電気工事グループ 発電所 機械工事グループ 発電所 土木建築工事グループ

3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査

3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用

設工認における設計は、設工認申請（届出）時点で設置されている設備を含めた設工認対象設備に対し、第3.2-1表に示す「設工認における設計、工事及び検査の各段階」に従って技術基準規則等の要求事項への適合性を確保するために実施する工事の設計である。

この設計は、設工認品質管理計画「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照）に示すグレード分けに従い管理を実施する。

3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査

設工認における設計、工事及び検査の各段階と保安規定品質マネジメントシステム計画との関係を第3.2-1表に示す。

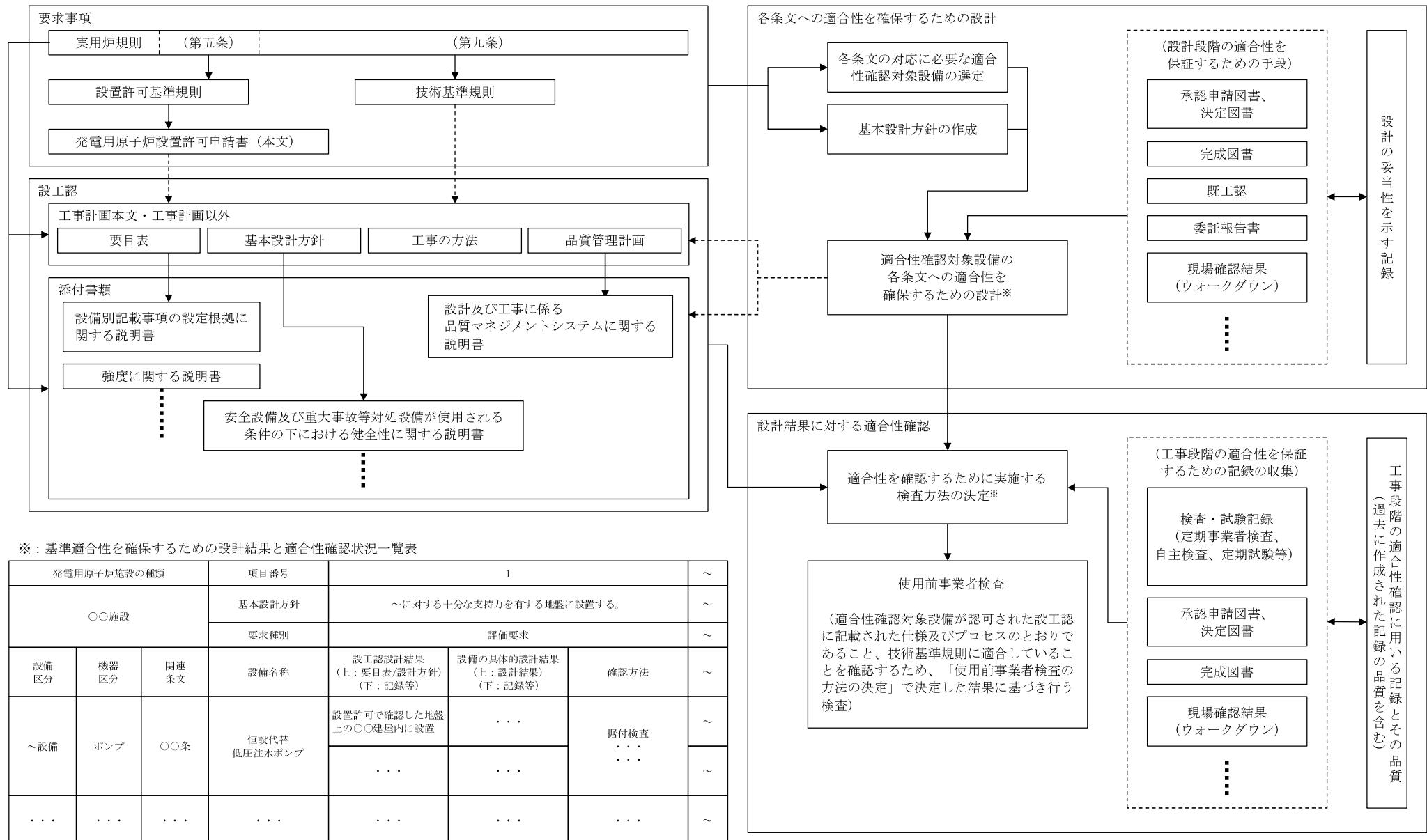
また、適合性確認に必要な作業と検査の繋がりを第3.2-1図に示す。

なお、実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認申請（届出）手続きが不要な工事を行う場合は、設工認品質管理計画のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。

設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、第3.2-1表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。

なお、設計の各段階におけるレビューについては、第3.1-1表に示す設計及び工事を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

設工認のうち、主要な耐圧部の溶接部に対する必要な検査は、「3.3 設計に係る品質管理の方法」、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す管理（第3.2-1表における「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）」～「3.6 設工認における調達管理の方法」）のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。



第3.2-1図 適合性確認に必要な作業と検査の繋がり

第3.2-1表 設工認における設計、工事及び検査の各段階

各段階		保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目	概要	
設計	3.3	設計に係る品質管理の方法	7.3.1 設計開発計画	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画
	3.3.1※	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	7.3.2 設計開発に用いる情報	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定		技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出
	3.3.3(1)※	基本設計方針の作成（設計1）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	要求事項を満足する基本設計方針の作成
	3.3.3(2)※	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	適合性確認対象設備に必要な設計の実施
	3.3.3(3)	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計開発の検証	基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック
	3.3.4※	設計における変更	7.3.7 設計開発の変更の管理	設計対象の追加や変更時の対応
工事及び検査	3.4.1※	設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報 7.3.5 設計開発の検証	設工認を実現するための具体的な設計
	3.4.2	具体的な設備の設計に基づく工事の実施	—	適合性確認対象設備の工事の実施
	3.5.1	使用前事業者検査での確認事項	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していること
	3.5.2	使用前事業者検査の計画	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する計画と方法の決定
	3.5.3	検査計画の管理	—	使用前事業者検査を実施する際の工程管理
	3.5.4	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理
	3.5.5	使用前事業者検査の実施	7.3.6 設計開発の妥当性確認 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認
調達	3.6	設工認における調達管理の方法	7.4 調達 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認に必要な、設計、工事及び検査に係る調達管理

※：「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。

3.3 設計に係る品質管理の方法

設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計として、「要求事項の明確化」、「適合性確認対象設備の選定」、「基本設計方針の作成」及び「適合性を確保するための設計」、「設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。

以下に各段階の活動内容を示す。

3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化

設計を主管する箇所の長は、以下の事項により、設工認に必要な要求事項を明確にする。

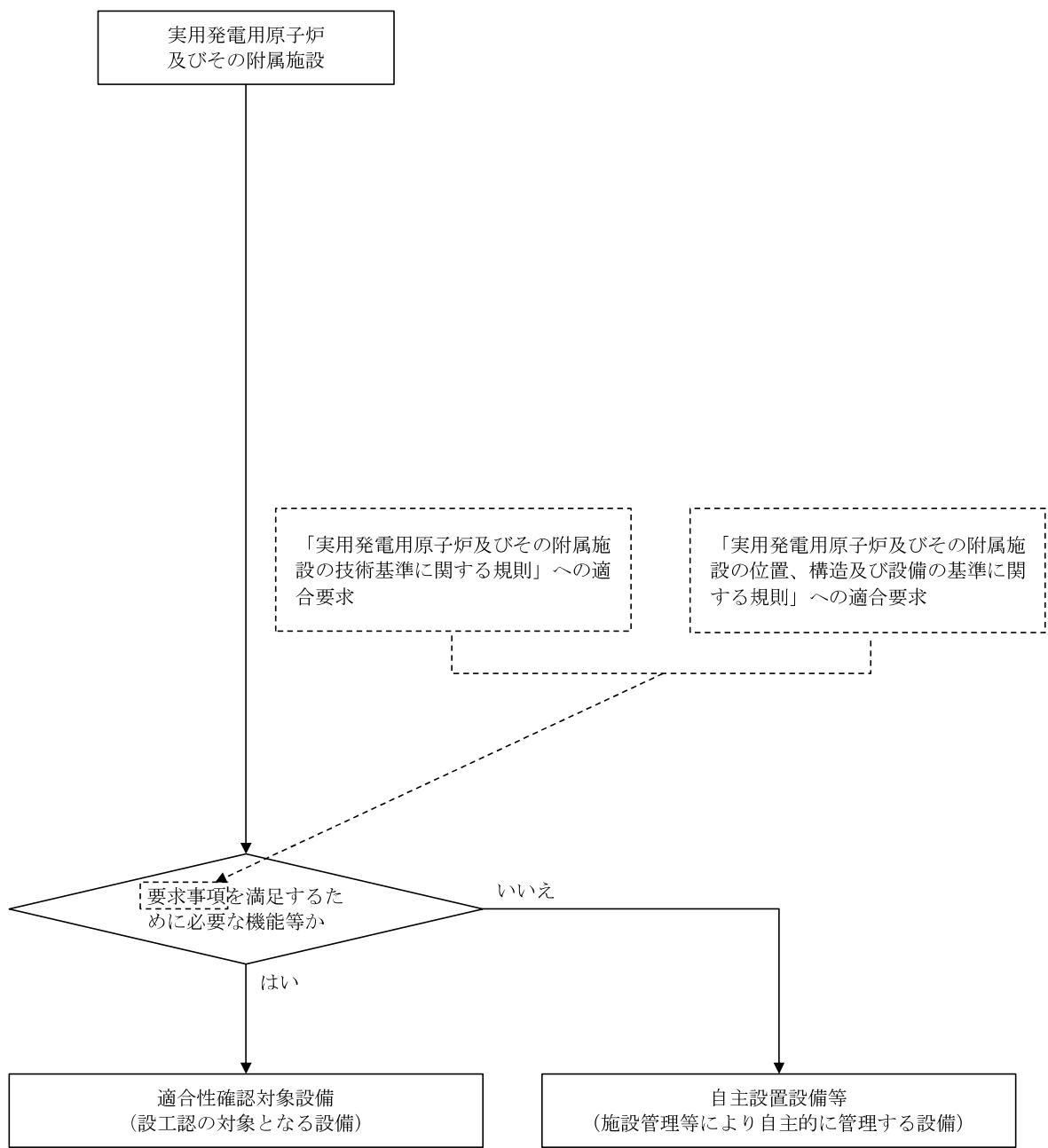
- ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号）」（以下「設置許可基準規則」という。）に適合しているとして許可された「美浜発電所発電用原子炉設置変更許可申請書」（以下「設置変更許可申請書」という。）
- ・技術基準規則
また、必要に応じて以下を参照する。
- ・許可された設置変更許可申請書の添付書類
- ・設置許可基準規則の解釈
- ・技術基準規則の解釈

3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対する技術基準規則への適合性を確保するため、設置変更許可申請書に記載されている設備及び技術基準規則への対応に必要な設備（運用を含む。）を、実際に使用する際の系統又は構成で必要となる設備を含めた適合性確認対象設備として以下に従って抽出する。

適合性確認対象設備を明確にするため、設工認に関連する工事において追加・変更となる設備・運用のうち、設工認の対象となる設備・運用を、要求事項への適合性を確保するために実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を考慮しつつ第3.3-1図に示すフローに基づき抽出する。

抽出した結果を様式-2(1/2)～(2/2)「設備リスト（例）」（以下「様式-2」という。）の該当する条文の設備等欄に整理するとともに、設備／運用、既設／新設、要求事項に対して必須の設備・運用の有無、実用炉規則 別表第二の記載対象設備に該当の有無、既工認での記載の有無、実用炉規則 別表第二に関連する施設区分／設備区分及び設置変更許可申請書添付八主要設備記載の有無を明確にする。



第3.3-1図 適合性確認対象設備の抽出について

3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。

- ・「設計1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。
- ・「設計2」として、「設計1」の結果を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。
- ・「設計1」及び「設計2」の結果を用いて、設工認に必要な書類等を作成する。
- ・「設計のアウトプットに対する検証」として、「設計1」及び「設計2」の結果について、検証を実施する。

これらの具体的な活動を以下のとおり実施する。

(1) 基本設計方針の作成（設計1）

設計を主管する箇所の長は、様式-2で整理した適合性確認対象設備に対する詳細設計を「設計2」で実施するに先立ち、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、以下により適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条項号を明確にするとともに、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。

a. 適合性確認対象設備と適用条文の整理

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則への適合に必要な設計を確実に実施するため、以下により、適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条文を明確にする。

- (a) 技術基準規則の条文ごとに各施設との関係を明確にし、明確にした結果とその理由を、様式-3「技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方（例）」（以下「様式-3」という。）の「適用要否判断」欄及び「理由」欄に取りまとめる。
- (b) 様式-3に取りまとめた結果を、様式-4(1/2)～(2/2)「施設と条文の対比一覧表（例）」（以下「様式-4」という。）の該当箇所の星取りにて取りまとめることにより、施設ごとに適用される技術基準規則の条文を明確にする。
- (c) 様式-2で明確にした適合性確認対象設備を実用炉規則別表第二の設備区分ごとに、様式-5「設工認添付書類星取表（例）」（以下「様式-5」という。）で機器として整理する。

また、様式－4で取りまとめた結果を用いて、設備ごとに適用される技術基準規則の条番号を明確にし、技術基準規則の各条番号と設工認との関連性を含めて、様式－5で整理する。

b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成

設計を主管する箇所の長は、以下により、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を具体化し、漏れなく適用していくための基本設計方針を技術基準規則の条文ごとに作成する。

なお、基本設計方針の作成に当たっての統一的な考え方を添付2「技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方」に示す。

- (a) 様式－7「要求事項との対比表（例）」（以下「様式－7」という。）に、基本設計方針の作成に必要な情報として、技術基準規則の各条文及びその解釈、並びに関係する設置変更許可申請書本文及びその添付書類に記載されている内容を原文のまま引用し、その内容を見ながら、設計すべき項目を基本設計方針として漏れなく作成する。
 - (b) 基本設計方針の作成に併せて、基本設計方針として記載する事項及びそれらの設工認申請（届出）書の添付書類作成の考え方（理由）、基本設計方針として記載しない場合の考え方、並びに詳細な検討が必要な事項として含めるべき実用炉規則別表第二に示された添付書類との関係を明確にし、それらを様式－6「各条文の設計の考え方（例）」（以下「様式－6」という。）に取りまとめる。
 - (c) (a)及び(b)で作成した条文ごとの基本設計方針を整理した様式－7及び基本設計方針作成時の考え方を整理した様式－6、並びに各施設に適用される技術基準規則の条文を明確にした様式－4を用いて、施設ごとの基本設計方針を作成する。
 - (d) 作成した基本設計方針を基に、抽出した適合性確認対象設備に対する耐震重要度分類、機器クラス、兼用する際の登録の考え方及び当該適合性確認対象設備に必要な設工認申請（届出）書の添付書類との関連性を様式－5で明確にする。
- (2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）

設計を主管する箇所の長は、様式－2で整理した適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を

用いて実施する。

a. 基本設計方針の整理

設計を主管する箇所の長は、基本設計方針（「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）」参照）に基づく設計の実施に先立ち、基本設計方針に従った設計を漏れなく実施するため、基本設計方針の内容を以下の流れで分類し、技術基準規則への適合性の確保が必要な要求事項を整理する。

- (a) 条文ごとに作成した基本設計方針を設計項目となるまとまりごとに整理する。
- (b) 整理した設計方針を分類するためのキーワードを抽出する。
- (c) 抽出したキーワードを基に要求事項を第3.3-1表に示す要求種別に分類する。
- (d) 分類した結果を、設計項目となるまとまりごとに、様式-8「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（例）」（以下「様式-8」という。）の「基本設計方針」欄に整理する。
- (e) 設工認の設計に不要な以下の基本設計方針を、様式-8の該当する基本設計方針に網掛けすることにより区別し、設計が必要な要求事項に変更があった条文に対応した基本設計方針を明確にする。
 - ・定義（基本設計方針で使用されている用語の説明）
 - ・冒頭宣言（設計項目となるまとまりごとの概要を示し、冒頭宣言以降の基本設計方針で具体的な設計項目が示されているもの）
 - ・規制要求に変更のない既設設備に適用される基本設計方針（既設設備のうち、過去に当該要求事項に対応するための設計が行われており、様式-4及び様式-5で従来の技術基準規則から変更がないとした条文に対応した基本設計方針）
 - ・適合性確認対象設備に適用されない基本設計方針（当該適合性確認対象設備に適用されず、設計が不要となる基本設計方針）

b. 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（対象設備の仕様を含む。）

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備を技術基準規則に適合したものとするために、以下により、必要な詳細設計を実施する。

また、具体的な設計の流れを第3.3-2図に示す。

- (a) 第3.3-1表に示す「要求種別」ごとの「主な設計事項」に示す内容について、「3.7.1 文書及び記録の管理」で管理されている設備図書等の記録をインプットとして、基本設計方針に対し、適合性確認対象設備が技術基準規則等への必要な設計要求事項の適合性を確保するために必要な詳細設計の方針（要求機

能、性能目標、防護方針等を含む。) を定めるための設計を実施する。

- (b) 様式-6で明確にした詳細な検討を必要とした事項を含めて詳細設計を実施するとともに、以下に該当する場合は、その内容に従った詳細設計を実施する。

イ. 評価を行う場合

詳細設計として評価(解析を含む。)を実施する場合は、基本設計方針を基に詳細な評価方針及び評価方法を定めた上で、評価を実施する。

また、評価の実施において、解析を行う場合は、「3.3.3(2)c. 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理」に基づく管理により品質を確保する。

ロ. 複数の機能を兼用する設備の設計を行う場合

複数の機能(施設間を含む。)を兼用する設備の設計を行う場合は、兼用するすべての機能を踏まえた設計を確実に実施するため、組織間の情報伝達を確実に実施し、兼用する機能ごとの系統構成を把握し、兼用する機能を集約した上で、兼用するすべての機能を満たすよう設計を実施する。

ハ. 設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合

設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合は、設計が行われることを確実にするために、組織間の情報伝達を確実に実施し、設計をまとめて実施する側で複数の対象を考慮した設計を実施したのち、設計を委ねた側においても、その設計結果を確認する。

ニ. 他号機と共に用する設備の設計を行う場合

他号機と共に用する設備の設計を行う場合は、設計が確実に行われることを確実にするため、組織間の情報伝達を確実に実施し、号機ごとの設計範囲を明確にし、必要な設計が確実に行われるよう管理する。

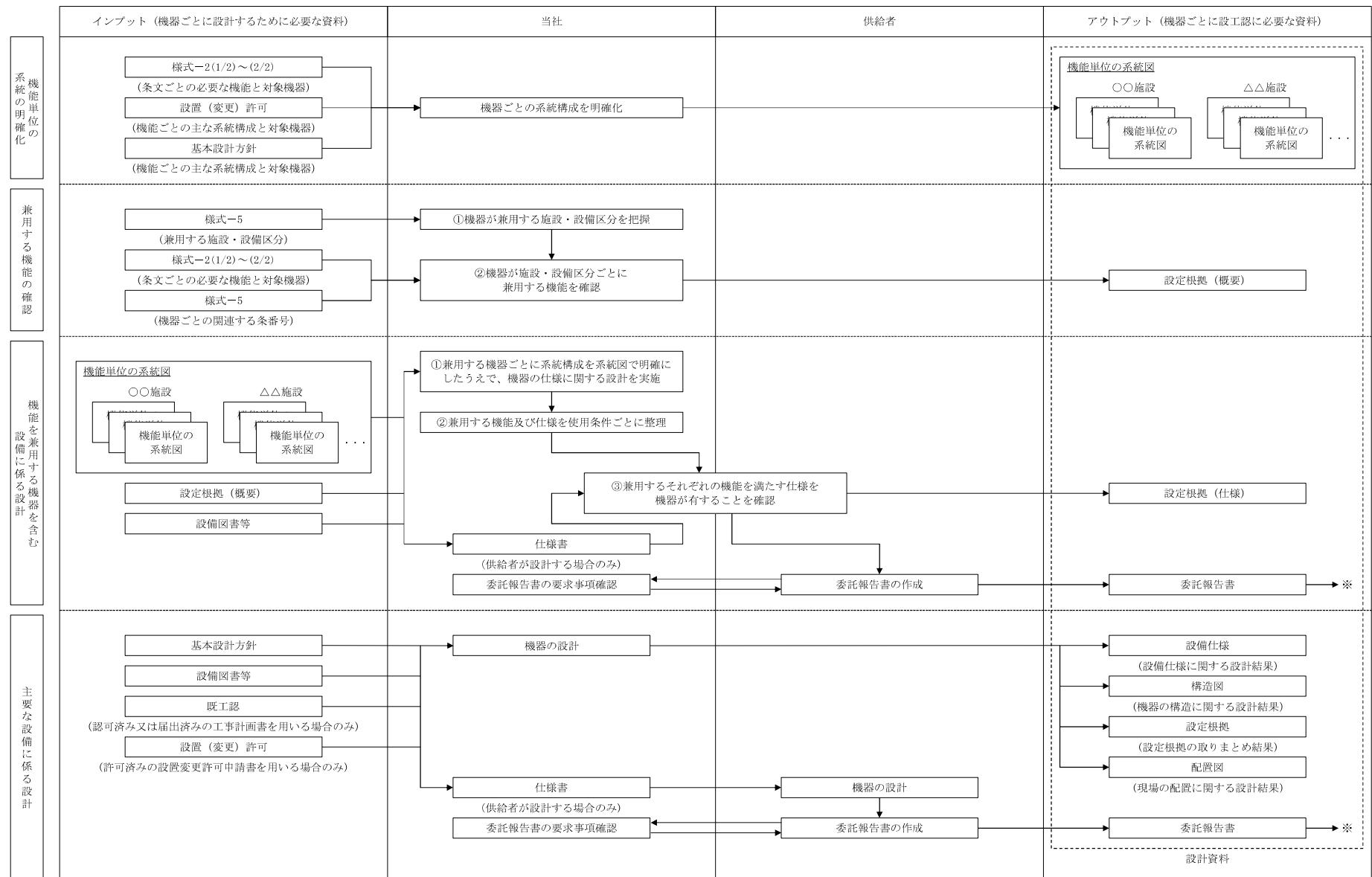
上記イ～ニの場合において、設計の妥当性を検証し、詳細設計方針を満たすことを確認するために検査を実施しなければならない場合は、条件及び方法を定めた上で実施する。

また、これらの設計として実施したプロセスを様式-1に取りまとめるとともに、設計結果を、様式-8の「設工認設計結果(要目表／設計方針)」欄に整理する。

- (c) 第3.3-1表に示す要求種別のうち「運用要求」に分類された基本設計方針については、基本設計方針を作成した箇所の長にて、保安規定に必要な対応を取りまとめる。

第3.3-1表 要求種別ごとの適合性の確保に必要となる主な設計事項と
その妥当性を示すための記録との関係

要求種別			主な設計事項	設計方針の妥当性を示す記録
設備	設計要求	設置要求	目的とする機能・性能を有する設備の選定	目的とする機能・性能を有する設備の選定 配置設計
		機能要求	目的とする機能・性能を実際に発揮させるために必要な具体的な系統構成・設備構成	設置変更許可申請書の記載を基にした、実際に使用する系統構成・設備構成の決定
		評価要求	目的とする機能・性能を実際に発揮させるために必要な設備の具体的な仕様	仕様設計 構造設計 強度設計（クラスに応じて）
			対象設備が目的とする機能・性能を持つことを示すための方法とそれに基づく評価	仕様決定のための解析 条件設定のための解析 実証試験 技術基準規則に適合していることの確認のための解析（耐震評価、耐環境評価）
運用	運用要求		保安規定で定める必要がある運用方法とそれに基づく計画	維持又は運用のための計画の作成



※：委託報告書の図面等を設計のインプットとして使用する場合は、当社が承認したのち、設備図書等として取り扱う。
 また、供給者が工事にて設計を実施した場合は、委託報告書を総括報告書に読み替える。

第3.3-2図 主要な設備の設計

c. 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理

設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、以下の活動を実施し、品質を確保する。

(a) 調達による解析の管理

基本設計方針に基づく詳細設計で解析を実施する場合は、解析結果の信頼性を確保するため、設工認品質管理計画に基づく品質保証活動を行う上で、特に以下の点に配慮した活動を実施し、品質を確保する。

イ. 調達による解析

調達により解析を実施する場合は、解析の信頼性を確保するために、供給者に対し、「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン（平成26年3月 一般社団法人原子力安全推進協会）」を反映した以下に示す管理を確実にするための品質マネジメントシステム体制の構築等に関する調達要求事項を仕様書により要求し、それに従った品質マネジメントシステム体制のもとで解析を実施させるよう「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達管理を実施する。

なお、解析の調達管理に関する具体的な流れを添付3「設工認における解析管理について」の「別図1」に示す。

(イ) 解析業務を実施するに当たり、あらかじめ解析業務の計画を策定し、解析業務実施計画書等により文書化する。

なお、解析業務の計画には、以下に示す事項の計画を明確にする。

- ・解析業務の作業手順（デザインレビュー、審査方法、時期等を含む。）
- ・使用する計算機プログラムとその検証結果*

*：解析業務実施計画書の作成段階で、使用する計算機プログラムの検証が完了していない場合は、計算機プログラムの検証計画を解析業務実施計画書に記載し当社に提出させ、また計算機プログラム検証後にその結果を当社へ提出させる。

- ・解析業務の実施体制
- ・解析結果の検証
- ・委託報告書の確認
- ・解析業務の変更管理

- ・記録の保管管理

(ロ) 解析業務に係る必要な力量を定めるとともに、従事する要員（原解析者・検証者）は必要な力量を有した者とする。

- . 計算機プログラム（解析コード）の管理

計算機プログラムは、評価目的に応じた解析結果を保証するための重要な役割を持っていることから、使用実績や使用目的に応じ、計算機プログラムが適正なものであることを以下のような方法により検証し、使用する。

- ・簡易的なモデルによる解析解の検算
- ・標準計算事例を用いた解析による検証
- ・実験又はベンチマーク試験結果との比較
- ・他の計算機プログラムによる計算結果との比較 等

- △. 解析業務で用いる入力情報の伝達

当社は供給者に対し調達管理に基づく品質マネジメントシステム上の要求事項として、IS09001の要求事項に従った文書及び記録の管理の実施を要求し、適切な版を管理することを要求する。

これにより、設工認に必要な解析業務のうち、設備又は土木建築構造物を設置した供給者と同一の供給者が主体となって解析を実施する場合は、解析を実施する供給者が所有する図面とそれを基に作成され納入されている当社所有の設備図書で、同じ最新性を確保する。

また、設備を設置した供給者以外の供給者にて解析を実施する場合は、当社で管理している図面を供給者に提供することで、供給者に最新性が確保された図面で解析を実施させる。

- ニ. 入力根拠の作成

供給者に、解析業務実施計画書等に基づき解析ごとの入力根拠を明確にした入力根拠書を作成させ、また計算機プログラムへの入力間違いがないか確認させることで、入力根拠の妥当性及び入力データが正しく入力されたことの品質を確保する。

- (b) 手計算による自社解析

自社で実施する解析（手計算）は、評価を実施するために必要な計算方法及び入力データを明確にした上で、当該業務の力量を持つ要員が実施する。

また、実施した解析結果に間違いがないようにするために、入力根拠、入力結果及び解析結果について、解析を実施した者以外の者によるダブルチェックを実施し、解析結果の信頼性を確保する。

(3) 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、「3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」の「設計1」及び「設計2」で取りまとめた様式-8を設計のアウトプットとして、これが設計のインプット（「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。

なお、この検証は適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に実施させる。

(4) 設工認申請（届出）書の作成

設計を主管する箇所の長は、設工認の設計として実施した「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）」及び「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）」からのアウトプットを基に、設工認に必要な書類等を以下のとおり取りまとめる。

a. 要目表の作成

設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）」の設計結果及び図面等の設計資料を基に、実用炉規則別表第二の「記載すべき事項」の要求に従って、必要な事項（種類、主要寸法、材料、個数等）を設備ごとに表（要目表）又は図面等に取りまとめる。

b. 施設ごとの基本設計方針のまとめ

設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(1)b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成」で作成した施設ごとの基本設計方針を基に、実用炉規則別表第二に示された発電用原子炉施設の施設ごとの基本設計方針としてまとめ直すことにより、設工認として必要な基本設計方針を作成する。

また、技術基準規則に規定される機能・性能を満足させるための基本的な規格及び基準を、「適用基準及び適用規格」として取りまとめる。

c. 工事の方法の作成

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を「工事の方法」として取りまとめる。

d. 各添付書類の作成

設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）」の設計結果及び図面等の設計資料を基に、基本設計方針に対する詳細設計の結果、及び設計の妥当性に関する説明が必要な事項を取りまとめた様式-6及び様式-7を用いて、実用炉規則別表第二に示された添付書類を作成する。

なお、実用炉規則別表第二に示された添付書類において、解析コードを使用している場合には、添付書類の別紙として「計算機プログラム（解析コード）の概要」を作成する。

e. 設工認申請（届出）書案のチェック

設計を主管する箇所の長は、設工認申請（届出）書の取りまとめを主管する箇所の長が定めた作成分担に基づき、作成した設工認申請（届出）書案について、要員を指揮して、以下の要領でチェックする。

- (a) 設計を主管する箇所でのチェック分担を明確にしてチェックする。
- (b) コメントが付されている場合は、その反映要否を検討し、必要に応じ資料を修正した上で、再度チェックする。
- (c) 設計対象の追加または変更をした場合は、関連書類の整合が取られていることをチェックする。
- (d) 必要に応じこれらを繰り返し、設工認申請（届出）書案のチェックを完了する。

(5) 設工認申請（届出）書の承認

「3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」及び「3.3.3(4)e. 設工認申請（届出）書案のチェック」を実施した設工認申請（届出）書案について、設工認申請（届出）書の取りまとめを主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が

作成した資料のチェックが確実に実施されたことを確認した上で取りまとめ、原子力発電安全委員会（原子力発電安全運営委員会）へ付議し、審議及び確認を得る。

また、設工認申請（届出）書の提出手続きを主管する箇所の長は、原子力発電安全委員会（原子力発電安全運営委員会）の審議及び確認を得た設工認申請（届出）書について、原子力規制委員会及び経済産業大臣への提出手続きを承認する。

3.3.4 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」～「3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」の各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

3.4 工事に係る品質管理の方法

工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「3.6 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。

3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）

工事を主管する箇所の長は、工事段階において、以下のいずれかの方法で、設工認を実現するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果（既に工事を着手し設置を終えている設備について、既に実施された具体的な設計の結果が設工認に適合していることを確認することを含む。）を様式-8の「設備の具体的設計結果」欄に取りまとめる。

(1) 自社で設計する場合

本店組織又は発電所組織の工事を主管する箇所の長は、「設計3」を実施する。

(2) 「設計3」を本店組織の工事を主管する箇所の長が調達し、発電所組織の工事を主管する箇所の長が調達管理として「設計3」を管理する場合

本店組織の工事を主管する箇所の長は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達により「設計3」を実施する。

また、発電所組織の工事を主管する箇所の長は、その調達の中で供給者が実施

する「設計3」の管理を、調達管理として詳細設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。

- (3) 「設計3」を発電所組織の工事を主管する箇所の長が調達し、かつ、調達管理として「設計3」を管理する場合

発電所組織の工事を主管する箇所の長は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達により「設計3」を実施する。

また、発電所組織の工事を主管する箇所の長は、その調達の中で供給者が実施する「設計3」の管理を、調達管理として詳細設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。

- (4) 「設計3」を本店組織の工事を主管する箇所の長が調達し、かつ、調達管理として「設計3」を管理する場合

本店組織の工事を主管する箇所の長は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達により「設計3」を実施する。

また、本店組織の工事を主管する箇所の長は、その調達の中で供給者が実施する「設計3」の管理を、調達管理として詳細設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。

3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施

工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施する。

なお、この工事の中で使用前事業者検査を実施する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達製品の検証の中で使用前事業者検査を含めて実施する。

また、設工認に基づき設置する設備のうち、既に工事を着手し設置を終えている設備については、以下のとおり取り扱う。

- (1) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備

設工認に基づく設備を設置する工事のうち、既に工事を着手し設置を完了して調達製品の検証段階の適合性確認対象設備については、「3.5 使用前事業者検査の方法」の段階から実施する。

(2) 既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備

設工認に基づく設備を設置する工事のうち、既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備については、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い、着手時点のグレードに応じた工事を継続して実施するとともに、「3.5 使用前事業者検査の方法」の段階から実施する。

なお、この工事の中で適合性確認を実施する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達製品の検証の中で実施する。

3.5 使用前事業者検査の方法

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、「検査・試験通達」に従い、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。

3.5.1 使用前事業者検査での確認事項

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。

①実設備の仕様の適合性確認

②実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）」及び「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。

これらの項目のうち、①を設工認品質管理計画の第3.5-1表に示す検査として、②を品質マネジメントシステムに係る検査（以下「QA検査」という。）として実施する。

②については工事全般に対して実施するものであるが、工事実施箇所が「3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理」を実施する場合は、工事実施箇所が実施する溶接に関するプロセス管理が適切に行われていることの確認をQA検査に追加する。

また、QA検査では上記②に加え、上記①のうち工事実施箇所が実施する検査の、記録（工事実施箇所が採取した記録・ミルシート等。）の信頼性確認（記録確認検査や抜取検査の信頼性確保）を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。

3.5.2 使用前事業者検査の計画

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、「3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」、

「3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）」で実施した設計1、2及び設計3のアウトプットに対する妥当性を確認するための方法を様式-8に整理し、使用前事業者検査を計画する。

使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第3.3-1表の要求種別ごとに第3.5-1表に示す確認項目、確認視点及び主な検査項目を基に計画を策定する。

適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置（運用）に必要な設備についても、使用前事業者検査を計画する。

個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運転に影響を及ぼしていないことを総合的に確認するため、特定の条文・様式-8に示された「設工認設計結果（要目表／設計方針）」によらず、定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる使用前事業者検査（負荷検査）の計画を必要に応じて策定する。

(1) 使用前事業者検査の方法の決定

検査を担当する箇所の長は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第3.3-1表の要求種別ごとに定めた第3.5-1表に示す確認項目、確認視点、主な検査項目の考え方を使って、確認項目ごとに設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を以下の手順により使用前事業者検査の方法として明確にする。第3.5-1表の検査項目ごとの概要及び判定基準の考え方を第3.5-2表に示す。

- a. 様式-8の「設工認設計結果（要目表／設計方針）」及び「設備の具体的設計結果」欄に記載された内容と該当する要求種別を基に、検査項目を決定する。
- b. 決定された検査項目より、第3.5-2表に示す「検査項目、検査概要、判定基準の考え方について（代表例）」及び「工事の方法」を参照し適切な検査方法を決定する。
- c. 決定した各設備に対する以下の内容を、様式-8の「確認方法」欄に取りまとめる。なお、「確認方法」欄では、以下の内容を明確にする。
 - (a) 検査項目
 - (b) 検査方法

第3.5-1表 要求事項に対する確認項目及び確認の視点

要求種別		確認項目	確認視点	主な検査項目
設備	設計要求	名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態	設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。	据付検査 状態確認検査 外観検査
		材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様(要目表)	要目表の記載どおりであることを確認する。	材料検査 寸法検査 建物・構築物構造検査 外観検査
		系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	据付検査 状態確認検査 耐圧検査 漏えい検査
	評価要求	上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が發揮できることを確認する。	特性検査 機能・性能検査
運用	運用要求	手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認する。	状態確認検査

第3.5-2表 検査項目、検査概要及び判定基準の考え方について（代表例）

検査項目	検査概要	判定基準の考え方
材料検査	・使用されている材料が設工認に記載のとおりであること、また関係規格※ ^{1,2} 等に適合することを、記録又は目視により確認する。	・使用されている材料が設工認に記載のとおりであること、また関係規格等に適合すること。
寸法検査	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内であることを、記録又は目視により確認する。	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内にあること。
外観検査	・有害な欠陥のないことを記録又は目視により確認する。	・機能・性能に影響を及ぼす有害な欠陥のないこと。
据付検査 (組立て及び据付け状態を確認する検査)	・常設設備の組立て状態並びに据付け位置及び状態が設工認に記載のとおりであることを、記録又は目視により確認する。	・設工認に記載のとおりに設置されていること。
耐圧検査	・技術基準規則の規定に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを、記録又は目視により確認する。	・検査圧力に耐え、異常のないこと。
漏えい検査	・耐圧検査終了後、技術基準規則の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を、記録又は目視により確認する。	・検査圧力により著しい漏えいのないこと。
建物・構築物構造検査	・建物・構築物が設工認に記載のとおり製作され、組み立てられていること、また関係規格※ ^{1,2} 等に適合することを、記録又は目視により確認する。	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内にあること、また関係規格等に適合すること。
機能・性能検査 特性検査	・系統構成確認検査 可搬型設備の実際に使用する系統構成及び可搬型設備等の接続が可能なことを、記録又は目視により確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・可搬型設備等の接続が可能のこと。
	・運転性能検査、通水検査、系統運転検査、容量確認検査 設計で要求される機能・性能について、実際に使用する系統状態又は模擬環境により試運転等を行い、機器単体又は系統の機能・性能を、記録又は目視により確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・目的とする機能・性能が発揮できること。
	・絶縁耐力検査 電気設備と大地との間に、試験電圧を連続して規定時間加えたとき、絶縁性能を有することを、記録（工場での試験記録等を含む。）又は目視により確認する。	・目的とする絶縁性能を有すること。
	・ロジック回路動作検査、警報検査、インターロック検査 電気設備又は計測制御設備について、ロジック確認、インターロック確認及び警報確認等を行い、設備の機能・性能又は特性を、記録又は目視により確認する。	・ロジック、インターロック及び警報が正常に動作すること。
	・外観検査 建物、構築物、非常用電源設備等の完成状態を、記録又は目視により確認する。	・機能・性能に影響を及ぼす有害な欠陥のないこと。 ・設工認に記載のとおりに設置されていること。
	・計測範囲確認検査、設定値確認検査 計測制御設備の計測範囲又は設定値を、記録（工場での校正記録等を含む。）又は目視により確認する。	・計測範囲又は設定値が許容範囲内であること。
状態確認検査	・設置要求における機器保管状態、設置状態、接近性、分散配置及び員数が、設工認に記載のとおりであることを、記録又は目視により確認する。	・機器保管状態、設置状態、接近性、分散配置及び員数が適切であること。
	・評価要求に対するインプット条件（耐震サポート等）との整合性確認を、記録又は目視により確認する。	・評価条件を満足していること。
	・運用要求における手順が整備され、利用できることを確認する。	・運用された手順が整備され、利用できること。
基本設計方針に係る検査※ ³	・機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していることを確認する。	・機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していること。
QA検査	・事業者が設工認に記載された品質管理の方法に従って、設計情報を工事に引継ぎ、工事の実施体制が確保されていることを確認する。	・事業者が設工認に記載された品質管理の方法に従って、設計情報を工事に引継ぎ、工事の実施体制が確保されていること。

※1：消防法及びJIS

※2：設計の際に採用した適用基準又は適用規格

※3：基本設計方針のうち、各検査項目で確認できない事項を対象とする。

3.5.3 検査計画の管理

検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査を適切な段階で実施するため、関係箇所と調整の上、発電所全体の主要工程及び調達先の工事工程を加味した適合性確認の検査計画を作成し、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。

なお、検査計画は、進捗状況に合わせて関係箇所と適宜調整を実施する。

3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理

主要な耐圧部の溶接部に係る検査を担当する箇所の長は、溶接が特殊工程であることを踏まえ、工程管理等の計画を策定し、溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。

また、溶接継手に対する要求事項は、溶接部詳細一覧表（溶接方法、溶接材料、溶接施工法、熱処理条件、検査項目等）により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ、それを審査、承認し、必要な管理を実施する。

3.5.5 使用前事業者検査の実施

使用前事業者検査は、「検査・試験通達」に基づき、検査要領書の作成、検査体制を確立して実施する。

(1) 使用前事業者検査の独立性確保

検査を担当する箇所の長は、組織的独立した箇所に検査の実施を依頼する。

(2) 使用前事業者検査の体制

使用前事業者検査の体制は、第3.5-1図を参考に検査要領書で明確にする。

なお、検査における役務は、以下のとおりとする。

a. 総括責任者

- ・発電所における保安に関する活動を統括するとともに、その業務遂行に係る品質保証活動を統括する。（燃料体に係る検査を除く。）
- ・燃料体の工事に関する活動を統括するとともに、その業務遂行に係る品質保証活動を統括する。（燃料体に係る検査に限る。）

b. 主任技術者

- ・検査内容、手法等に対して指導・助言を行うとともに、検査が適切に行われていることを確認する。

- ・検査要領書制定時の審査並びに検査要領書に変更が生じた場合には、変更内容を審査する。

- ・発電用原子炉主任技術者は、主に原子炉の核的特性や性能に係る事項等、原子炉の運転に関する保安の監督を行う。

- ・ボイラー・タービン主任技術者は、主に機械設備の構造、機能及び性能に係る事項等、原子力設備の工事、維持及び運用（電気的設備に係るもの）を除く。）に関する保安の監督を行う。

- ・電気主任技術者は、主に電気設備の構造、機能及び性能に係る事項等、電気工作物の工事、維持及び運用（電気的設備）に関する保安の監督を行う。

c. 品質保証責任者

- ・品質マネジメントシステムの観点から、検査範囲、検査方法等の妥当性の確認を実施するとともに、検査要領書の制定又は改訂が適切に行われていることを審査する。（QA検査を除く。）

d. 検査実施責任者

- ・検査を担当する箇所の長からの依頼に基づき検査を実施する。
- ・検査要領書を制定する。また、検査要領書に変更が生じた場合には、変更内容を確認、承認し、関係者に周知する。
- ・検査員から報告された検査結果（合否判定）が技術基準規則に適合していることを最終確認し、若しくは自らが合否判定を実施し、リリース許可する。

e. 検査員

- ・検査実施責任者からの指示に従い、検査を実施する。
- ・検査要領書の判定基準に従い、立会い又は記録の確認により合否判定する。
- ・検査記録及び検査成績書を作成し、検査実施責任者へ報告する。

f. 助勢員

- ・検査実施責任者又は検査員からの指示に従い、検査に係る作業を行う。
- ・検査員の役務内容のうち、合否判定以外を行う。

(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、「検査・試験通達」に基づき、「3.5.2(1) 使用前事業者検査の方法の決定」で決定した様式-8の「確認方法」欄で明確にした確認方法に従った使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成する。

また、検査を担当する箇所の長は、検査目的、検査場所、検査範囲、設備項目、

検査方法、判定基準、検査体制、不適合処置要領、検査手順、検査工程、検査用測定機器、検査成績書の事項等を記載した検査要領書を作成し、主任技術者（燃料体に係る検査を除く。）及び品質保証責任者（QA検査は除く。）の審査を経て検査実施責任者が制定する。

なお、検査要領書には使用前事業者検査の確認対象範囲として含まれる技術基準規則の条文を明確にするとともに、適合性確認対象設備ではない使用前事業者検査の対象を明確にする。

各検査項目における代替検査を行う場合、「3.5.5(4) 代替検査の確認方法の決定」に従い、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。

(4) 代替検査の確認方法の決定

a. 代替検査の条件

代替検査を用いる場合は、通常の方法で検査ができない場合であり、例えば以下の場合をいう。

- ・耐圧検査で圧力を加えることができない場合
- ・構造上外観が確認できない場合
- ・系統に実注入ができない場合
- ・電路に通電できない場合
- ・当該検査対象の品質記録（要求事項を満足する記録）がない場合（プロセス評価を実施し検査の成立性を証明する必要がある場合）※

※：「当該検査対象の品質記録（要求事項を満足する記録）がない場合（プロセス評価を実施し検査の成立性を証明する必要がある場合）」とは、以下の場合をいう。

- ・材料検査で材料検査証明書（ミルシート）がない場合
- ・寸法検査記録がなく、実測不可の場合

b. 代替検査の評価

検査を担当する箇所の長は、代替検査による確認方法を用いる場合、本来の検査目的に対する代替性の評価を実施し、その結果を「3.5.5(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成」で作成する検査要領書の一部として添付し、該当する主任技術者による審査を経て適用する。

なお、検査目的に対する代替性の評価においては、以下の内容を明確にする。

- ・設備名称

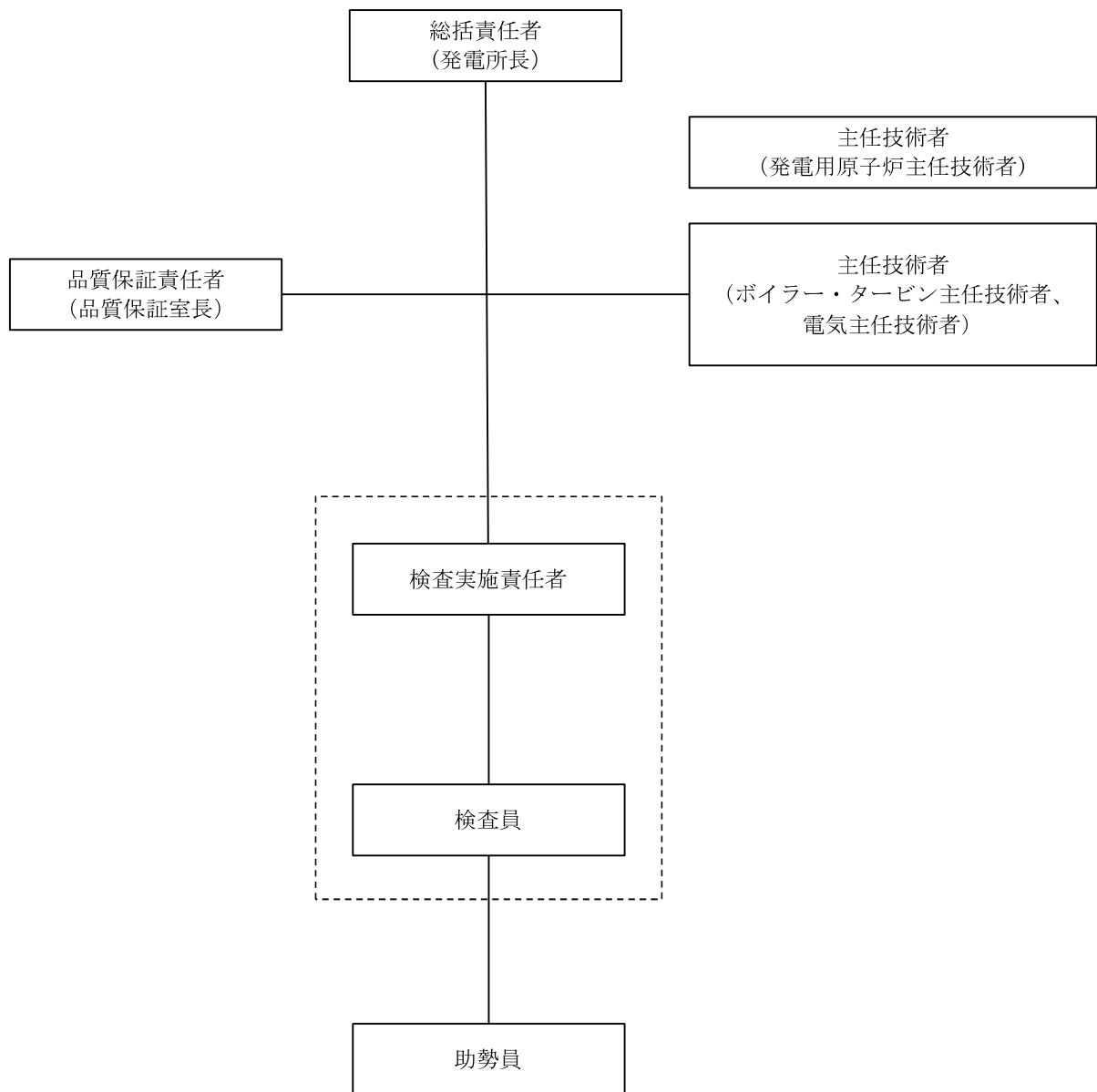
- ・検査項目
- ・検査目的
- ・通常の方法で検査ができない理由
 - (例) 既存の発電用原子炉施設に悪影響を及ぼすための困難性
 - 現状の設備構成上の困難性
 - 作業環境における困難性 等
- ・代替検査の手法及び判定基準
- ・検査目的に対する代替性の評価

(5) 使用前事業者検査の実施

検査実施責任者は、検査員等を指揮して、検査要領書に基づき、確立された検査体制のもとで使用前事業者検査を実施し、その結果を検査を担当する箇所の長に報告する。

報告を受けた検査を担当する箇所の長は、検査プロセスが検査要領書に基づき適正に実施されたこと、及び検査結果が判定基準を満足していることを確認したのち、検査結果を受領する。

また、検査を担当する箇所の長は、受領した検査結果を主任技術者に通知する(燃料体に係る検査を除く。)とともに、総括責任者に報告する。



破線部は工事を主管する箇所から組織的独立した者

第3.5-1図 検査実施体制（例）

3.6 設工認における調達管理の方法

調達を主管する箇所の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、「施設管理通達」、「原子力部門における調達管理通達」及び「原子燃料サイクル通達」に基づき、以下に示す管理を実施する。

3.6.1 供給者の技術的評価

調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。（添付4「当社における設計管理・調達管理について」の「1. 供給者の技術的評価」参照）

3.6.2 供給者の選定

調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力の安全に及ぼす影響、供給者の実績等を考慮し、調達の内容に応じたグレード分けの区分（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表3」参照）を明確にした上で、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。

また、契約を主管する箇所の長は、「3.6.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。

3.6.3 調達製品の調達管理

業務の実施に際し、当社においては、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、設計管理及び調達管理に係るグレード分けを適用している。

設工認に適用した機器ごとの現行の各グレードに該当する実績は様式-9「適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）（例）」（以下「様式-9」という。）に取りまとめる。

設工認に係る品質管理として、仕様書作成のための設計から調達までのグレードごとの流れ、各グレードで実施した各段階の管理及び組織内外の相互関係を添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別図1(1/3)～(3/3)」に示す。

調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力の安全に及ぼす影響及び供給者の実績等を考慮し、グレード分けの区分（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表3」参照）を明確にした上で、以下の調達管理に基づき業務を実施する。

また、一般産業用工業品については、(1)の仕様書を作成するに当たり、あらかじめ採用しようとする一般産業用工業品について、原子力施設の安全機能に係る機器

等として使用するための技術的な評価を行う。

(1) 仕様書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、以下のa～oを記載した仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理※する。（「3.6.3(2) 調達製品の管理」参照）

※：添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表1(1/2)」に示すAクラス、Bクラス、Cクラス又は「別表1(2/2)」に示すSA常設のうち、設計・開発を適用する場合は、仕様書の作成に必要な設計として、添付4「当社における設計管理・調達管理について」の「2. 仕様書作成のための設計について」の活動を実施する。

- a. 工事又は購入に関する機器仕様（グレード分け（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照）を含む。）
- b. 供給者が実施する業務範囲
- c. 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する以下の要求事項（出荷許可の方法を含む。）
 - (a) 法令、基準、規格、仕様、図面、プロセス要求事項等の技術文書の引用
 - (b) 当社の承認を必要とする範囲（手順、プロセス等）
 - (c) 適用する法令、基準、規格等への適合性及び技術的な妥当性等を保証するために必要な要求事項
 - (d) グレード分け（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照）に応じた性能、機能、設計のインターフェイス、材料・部品、製作、据付、検査・試験、洗浄、保管、取扱い、梱包、運転上の要求事項等の要求の範囲・程度
 - (e) 主要部材の品名・仕様（寸法・材質等）、数量
 - (f) 部材の保存に関する要求事項
 - (g) 検査・試験に関する要求事項
 - (h) 特殊な装置等を取り扱う場合、装置等を安全かつ適正に使用するために必要な設備の機能・取扱方法
 - (i) 設備が安全かつ適正に機能するために必要な運転操作、並びに保守及び保管における注意・考慮すべき事項
- d. 要員の適格性確認に関する要求事項
- e. 品質マネジメントシステムに関する要求事項
 - (a) 当社が要求する品質マネジメントシステム規格※

※：ISO9001を基本とし、設工認品質管理計画及び保安規定の要求事項及びIAEA基準の特徴、並びにキャスク問題等の不適合反映の要求事項を考慮した、原子力発電所の保修等に係る品質マネジメントシステム仕様をいう。

- (b) 文書・記録に関する要求事項
- (c) 外注先使用時における要求事項
- f. 特殊工程等に関する要求事項
- g. 秘密情報の範囲
- h. 不適合の報告及び不適合の処理に関する要求事項
- i. 健全な安全文化を育成し及び維持するために必要な要求事項
- j. 調達製品を当社に引き渡す場合における調達要求事項への適合の証拠となる記録の提出に関する要求事項
- k. 製品の引渡し後における製品の維持又は運用に必要な保安に係る技術情報の提供及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する要求事項
- l. 解析業務に関する要求事項（解析委託の管理については、添付3「設工認における解析管理について」参照）
- m. 悪天候における屋外機材の安全確保措置
- n. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
- o. 調達を主管する箇所の長が供給先で検査を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることに関する事項

(2) 調達製品の管理

調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、「施設管理通達」、「原子力部門における調達管理通達」及び「原子燃料サイクル通達」に従い、業務の実施に当たって必要な図書（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表1(1/2)」に示すAクラス及びBクラス、「別表1(2/2)」に示すSA常設、及び「別表4」に示す業務委託のグレードI、作業計画書等）を供給者に提出させ、それを審査し確認する等の製品に応じた必要な管理を実施する。

(3) 調達製品の検証

調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確實にするために、グレード分けの区分、調達数量、調達内容等を考慮した調達製

品の検証を行う。

なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

また、調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認するために実施する検証を、以下のいずれか1つ以上 の方法により実施する。

a. 検査・試験

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、「検査・試験通達」に基づき工場又は発電所で検査・試験を実施する。

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、検査・試験のうち、当社が立会又は記録確認を行う検査・試験に関して、以下の項目のうち必要な項目を含む要領書を供給者に提出させ、それを事前に審査し、承認した上で、その要領書に基づく検査・試験を実施する。

- ・対象機器名（品名）
- ・検査・試験項目
- ・適用法令、基準、規格
- ・検査・試験装置仕様
- ・検査・試験の方法、手順、記録項目
- ・品質管理員における作業記録、作業実施状況、検査データの確認時期、頻度
- ・準備内容及び復旧内容の整合性
- ・判定基準
- ・検査・試験成績書の様式
- ・測定機器、試験装置の校正
- ・検査員の資格

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、設工認に基づく使用前事業者検査として必要な検査・試験を適合性確認対象設備ごとに実施又は計画し、設備のグレード分けの区分に応じて管理の程度を決めたのち、「3.5.5 使用前事業者検査の実施」に基づき実施する。

なお、添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表1(2/2)」に示すSA可搬（購入のみ）については、当社にて機能・性能の確認をするための検査・試験を実施する。

b. 受入検査の実施

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、製品の受入れに当た

り、受入検査を実施し、現品及び記録の確認を行う。

c. 記録の確認

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、工事記録等調達した役務の実施状況を確認できる書類により検証を行う。

d. 報告書の確認

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達した役務に関する実施結果を取りまとめた報告書の内容を確認することにより検証を行う。

e. 作業中のコミュニケーション等

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達した役務の実施中に、適宜コミュニケーションを実施すること及び立会等を実施することにより検証を行う。

f. 請負会社他品質監査（「3.6.4 請負会社他品質監査」参照）

3.6.4 請負会社他品質監査

供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し及び維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。

（請負会社他品質監査を実施する場合の例）

- ・設備：添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表3」に示すAクラス、Bクラス及びCクラスのうち設工認申請（届出）の対象設備並びにSA常設に該当する場合（原則として3年に1回の頻度で実施）

- ・役務：過去3年以内に監査実績がない供給者で、添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表4」に示すグレードIに該当する場合

また、供給者の発注先（以下「外注先」という。）について、以下に該当する場合は、直接外注先の監査を行う。

- ・供給者が実施した外注先に対する品質監査、又は更に外注先が実施した外注又は下請会社の品質マネジメントシステム状況が不十分と判断した場合
- ・トラブル等で必要と認めた場合

3.6.5 設工認における調達管理の特例

設工認の対象となる適合性確認対象設備は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を以下のとおり適用する。

(1) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備

設工認の対象となる設備のうち、既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備は、「3.6.1 供給者の技術的評価」から「3.6.3(2) 調達製品の管理」まで、調達当時のグレード分けの考え方（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照）で管理を完了しているため、「3.6.3(3) 調達製品の検証」以降の管理を設工認に基づき管理する。

(2) 既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備

設工認の対象となる設備のうち、既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備は、「3.6.1 供給者の技術的評価」から「3.6.3 (1) 仕様書の作成」まで、調達当時のグレード分けの考え方（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照）で管理を完了しているため、「3.6.3(2) 調達製品の管理」以降の管理を設工認に基づき管理する。

3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ

3.7.1 文書及び記録の管理

(1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録

「3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」の第3.1-1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し、これらを「原子力部門における文書・記録管理通達」に基づき管理する。

設工認に係る主な記録の品質マネジメントシステム上の位置付けを第3.7-1表に示すとともに、技術基準規則等への適合性を確保するための活動に用いる文書及び記録を第3.7-1図に示す。

(2) 供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合の管理

設工認において供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合、当社が供給者評価等により品質マネジメントシステム体制を確認した供給者で、かつ、対象設備の設計を実施した供給者が所有する設計当時から現在に至るまでの品質が確認された設計図書を、当該設備として識別が可能な場合において、適用可能な設計図書として扱う。

この供給者が所有する設計図書は、当社の文書管理下で第3.7-1表に示す記録として管理する。

当該設備に関する設計図書がない場合で、代替可能な設計図書が存在する場合、供給者の品質マネジメントシステム体制を確認して当該設計図書の設計当時から現在に至るまでの品質を確認し、設工認に対する適合性を保証するための設計図書として用いる。

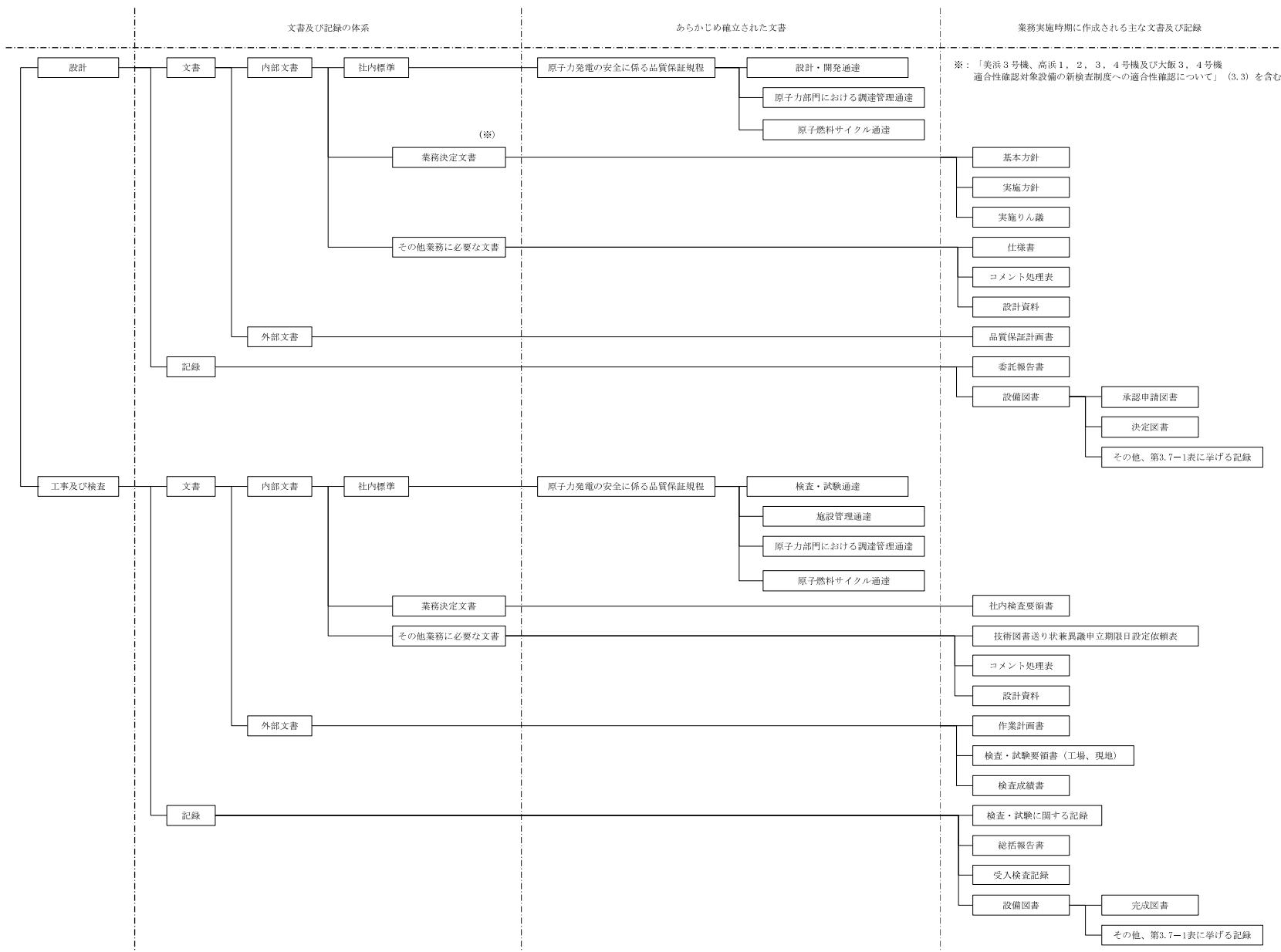
(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録

検査を担当する箇所の長は、使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場合、第3.7-1表に示す記録を用いて実施する。

なお、適合性確認対象設備のうち、既に工事を着手し設工認申請（届出）時点で工事を継続している設備、並びに添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表1(2/2)」に示すSA可搬（購入のみ）の設備に対して記録確認検査を実施する場合は、検査に用いる文書及び記録の内容が、使用前事業者検査時の適合性確認対象設備の状態を示すものであること（型番の照合、確認できる記載内容の照合又は作成当時のプロセスが適切であること。）を確認することにより、使用前事業者検査に用いる記録として利用する。

第3.7-1表 記録の品質マネジメントシステム上の位置付け

主な記録の種類	品質マネジメントシステム上の位置付け
承認申請図書、決定図書	設備の工事中の図書であり、このうち図面等の最新版の維持が必要な図書においては、工事完了後に完成図書として管理する図書
完成図書	品質マネジメントシステム体制下で作成され、建設当時から設備の改造等に併せて最新版に管理している図書
既工認	設置又は改造当時の工事計画書の認可を受けた図書で、当該工事計画に基づく使用前検査の合格を以って、その設備の状態を示す図書
設計記録	作成当時の適合性確認対象設備の設計内容が確認できる記録（自社解析の記録を含む。）
委託報告書	品質マネジメントシステム体制下の調達管理を通じて行われた、業務委託の結果の記録（解析結果を含む。）
供給者から入手した文書・記録	供給者を通じて入手した、供給者所有の設計図書、製作図書、検査記録、ミルシート等
製品仕様書又は仕様が確認できるカタログ等	供給者が発行した製品仕様書又は仕様が確認できるカタログ等で、設計に関する事項が確認できる図書
現場確認結果 (ウォークダウン)	品質マネジメントシステム体制下で確認手順書を作成し、その手順書に基づき現場の適合状態を確認した記録



第3.7-1図 設計、工事及び検査に係る品質マネジメントシステムに関する文書体系

3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ

(1) 計量器の管理

a. 当社所有の計量器の管理

(a) 校正・検証

工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、校正の周期を定め管理するとともに、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証又はその両方を行う。

なお、そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。

(b) 識別管理

①. 計量器管理台帳による識別

工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、校正の状態を明確にするため、計量器管理台帳に、校正日及び校正頻度を記載し、有効期限内であることを識別する。

なお、計量器が故障等で使用できない場合、使用禁止を計量器管理台帳に記載するとともに、修理等で使用可能となれば、使用禁止から校正日へ記載を変更することで、使用可能であることを明確にする。

②. 有効期限表示ラベルによる識別

工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、計量器の校正の状態を明確にするため、有効期限表示ラベルに必要事項を記載し、計量器の目立ちやすいところに貼り付けて識別する。

b. 当社所有以外の計量器の管理

工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、供給者所有の計量器を使用する場合、計量器の管理が適正に行われていることを確認する。

(2) 機器、弁及び配管等の管理

工事を主管する箇所の長は、機器、弁、配管等を、刻印、タグ、銘板、台帳、塗装表示等にて管理する。

3.8 不適合管理

設工認に基づく設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については「不適合管理および是正処置通達」に基づき処置を行う。

4. 適合性確認対象設備の施設管理

適合性確認対象設備の工事は、「施設管理通達」の「保全計画の策定」の中の「設計および工事の計画の策定」として、施設管理に係る業務プロセスに基づき業務を実施している。また、特定重大事故等対処施設に関わる秘匿性を保持する必要がある情報については、3.(1)、(2)に示す「秘密情報の管理」及び「セキュリティの観点から非公開とすべき情報の管理」を実施している。

施設管理に係る業務のプロセスと品質マネジメントシステムの文書との関連を第4-1図に示す。

4.1 使用開始前の適合性確認対象設備の保全

工事又は検査を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の保全を、以下のとおり実施する。

4.1.1 工事を着手し設置が完了している常設又は可搬の設備

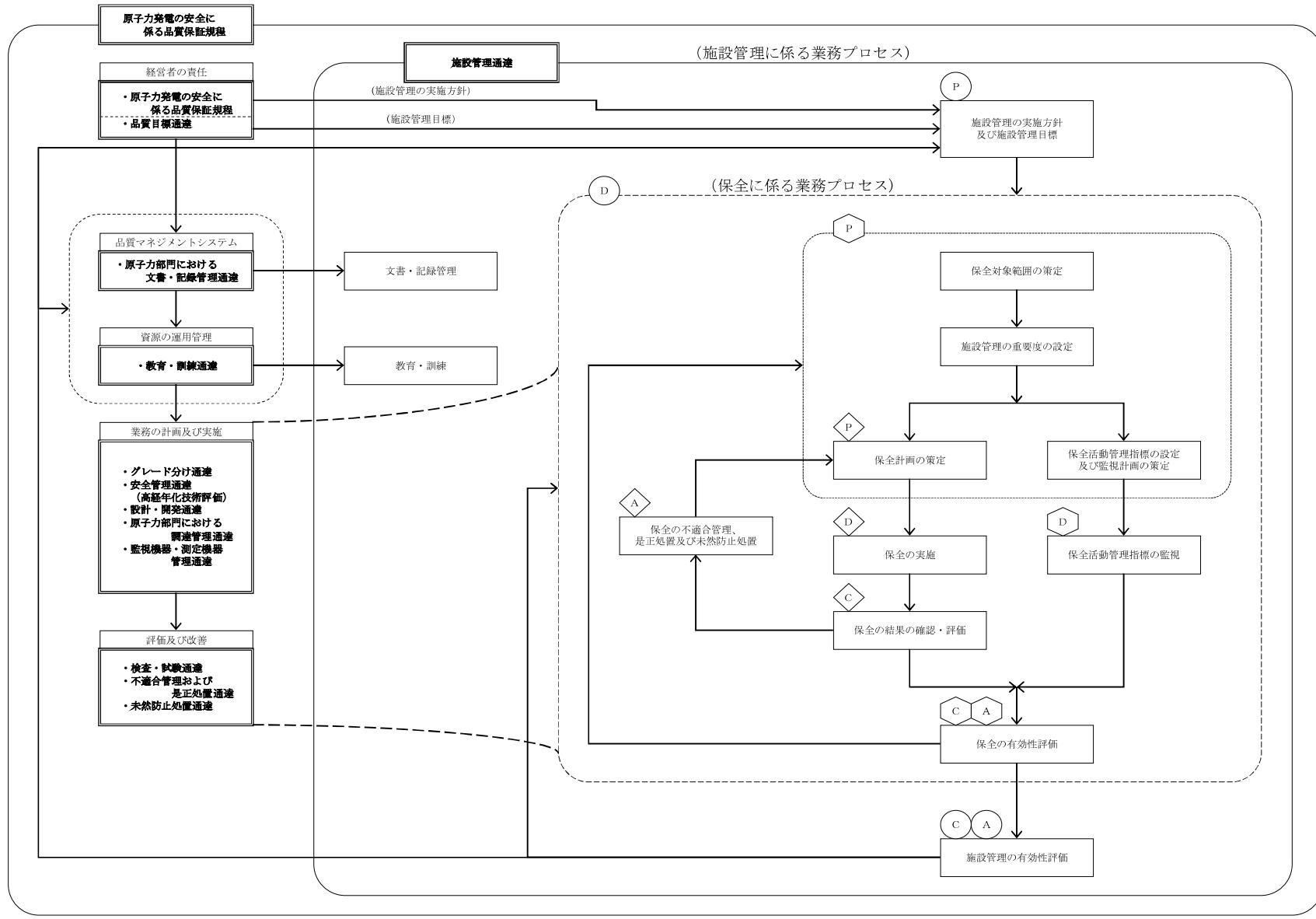
工事を着手し、設置が完了している常設又は可搬の設備は、巡回点検又は日常の保守点検（月次の外観点検、動作確認等）の計画を定め、設備の状態を点検し、異常のないことを確認する。

4.1.2 設工認の認可後に工事を着手し設置が完了している常設又は可搬の設備

設工認の認可後に工事を着手し、設置が完了している常設又は可搬の設備は、巡回点検又は日常の保守点検（月次の外観点検、動作確認等）の計画を定め、設備の状態を点検し、異常のないことを確認する。

4.2 使用開始後の適合性確認対象設備の保全

工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき保全重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。



◇ ◇ ○ : JEAC4209-2007 MC-4 「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。

第4-1図 施設管理に係る業務プロセスと品質マネジメントシステムの文書との関連

本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画（例）

各段階	プロセス・設計対象 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2	組織内外の相互関係 ⑤：主任担当 () : 関連 原（自）力 事業本部 承認所		手續 () 計画 (八)	インプット アサトソフト	他の情報類
		供給者				
3.3.1	適合性確認引算設備に対する要求事項 の明確化					
3.3.2	各文書の勾札が必要な適合性確認引算 設備の選定					
3.3.3(1)	基本設計力制約の作成（設計1）					
3.3.3(2)	適合性確認引算設備の各条文への適合 性を確保するための設計（設計2）					
3.3.3(3)	設計のアサトソフトに対する検証					
3.3.3(4)	設計申請（届出）書の作成					
3.3.3(5)	設計申請（届出）書の承認					
3.4.1	設計に基づく具体的な設備の設計の 実施（設計3）					
3.4.2	具体的な設備の設計が並びて工事の実 施					
3.5.2	使用済申込者検査の計画					
3.5.3	検査計画の管理					
3.5.4	主要な耐圧部の溶接部に係る使用済 業者検査の管理					
3.5.5	使用前審査者検査の実施					
3.7.2	識別管理及びトレーサビリティ					

設備リスト(例) (設計基準対象施設)

様式—2(1/2)

表題はリスト作成時に具体的な名称に書き換える。
網掛け欄は記載設備に応じて記載する。

設置許可 ／ 技術基準 規則	設置許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	既設 ／ 新設	要求事項に 対して必須の 設備(○、×)	実用規則 別表第二の 記載対象 設備か (○、×)	既工認に 該当がされ ないか (○、×)	必要な判断が (a)、(b)、(c) [*] のうち、 どこに対応するか	実用規則 別表第二に 関連する 施設、設備区分	設置許可 申請書 添付書類ハ 主要設備 計画有無	備考

※:(a)、(b)及び(c)が示す分類は以下のとおり。
(a):適合性確認対象設備のうち認可済み又は届出済みの設備に記載されていない設備
(b):適合性確認対象設備のうち認可済み又は届出済みの設備(自主設置設備等)
(c):適合性確認対象外の設備(自主設置設備)

設備リスト（例）（重大事故等対処設備）

様式—2(2/2)

表題は、リスト作成時に具体的な名稱に書き換える。
網掛け欄は記載設備に応じて記載する。

①: 新設の設工認可対象(要目表に記載)

- （1）既存の取扱い規則による対象外（次頁に記載）
（2）既存の取扱い規則による対象外（次頁に記載）
（3）既存の取扱い規則による対象外（次頁に記載）
（4）実用新規別表第二の記載範囲を越える場合（次頁に記載）

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方（例）

技術基準規則 第〇〇条 (〇〇〇〇〇)		条文の分類		
対象施設 原子炉本体 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉冷却系統施設 計測制御系統施設 放射性廃棄物の廃棄施設 放射線管理施設 原子炉格納施設	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則		実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	
	適用要否 判断 (○□△)	理由		備考
	原子炉本体			
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設			
	原子炉冷却系統施設			
	計測制御系統施設			
	放射性廃棄物の廃棄施設			
	放射線管理施設			
	原子炉格納施設			
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 常用電源設備 補助ボイラー 火災防護設備 浸水防護施設 補機駆動用燃料設備 非常用取水設備 敷地内土木構造物 緊急時対策所	非常用電源設備			
	常用電源設備			
	補助ボイラー			
	火災防護設備			
	浸水防護施設			
	補機駆動用燃料設備			
	非常用取水設備			
	敷地内土木構造物			
	緊急時対策所			
第7、13条への対応に必要となる施設 (原子炉冷却系統施設)				
【記号説明】		○：条文要求に追加・変更がある。又は追加設備がある。 □：保安規定等にて維持・管理が必要な追加設備がある。 △：条文要求に追加・変更がなく、追加設備もない。		

施設と条文の対比一覧表（例）（設計基準対象施設）

○：条文要求に追加・変更がある。又は追加設備がある。

卷之三

口：深安焼足等に之淮持・旨煙川花妻は道山院廟小である。

施設と条文の対比一覧表（例）（重大事故等対処設備）

		重大事故等対処施設																														
条文	分類	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	
		地盤	地震	津波	火災	特種設備	重大事故等対処設備	材料構造	破裂防止	安全弁	耐圧試験	未臨界	高圧時	低圧時	冷却減圧	ハウンダリ	CV過圧	下部格子炉心冷却	CV過圧	水素爆発抑制	原子炉水素爆発差	SHP冷却	CV過圧	下部格子炉心冷却	CV過圧	水素爆発抑制	原子炉制御室	計装設備	電源設備	水の供給	監視測定設備	緊急時対策所
原子炉施設の種類	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	共通			
原子炉本体																																
核燃料物質の貯蔵施設及び貯藏施設																																
原子炉冷却系系統施設																																
放射性廃棄物の処理施設																																
放射線管理施設																																
原子炉格納施設																																
非常用電源設備																																
常用電源設備																																
補助ボイラー																																
火災防護設備																																
浸水防護施設																																
有機蒸留槽用燃料設備																																
非常用取水設備																																
敷地内土木構造物																																
緊急時対策所																																

【記号説明】

○：条文要求に追加・変更がある、又は追加設備がある。

△：条文要求を受ける設備がない。

□：保安規定等にて維持・管理が必要な追加設備がない。

設工認添付書類星取表(例)

樣式一五

各条文の設計の考え方（例）

第〇条 (○○○○○)								
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方								
No.	基本設計方針で記載する事項	設工認資料作成の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類			
2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方								
No.	項目	考え方	添付書類					
3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方								
No.	項目	考え方	添付書類					
4. 添付書類等								
No.	書類名							

要求事項との対比表（例）

技術基準規則	設工認申請 (届出) 書 基本設計方針	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付資料八	備考

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（例）

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）（例）

樣式—9

※：「業務区分Ⅰ～Ⅲ」とは添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「1.2(1)～(3)」をいう。

当社におけるグレード分けの考え方

当社では業務の実施に際し、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、グレード分けの考え方を適用している。

設計管理（保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」）及び調達管理（保安規定品質マネジメントシステム計画「7.4 調達」）に係るグレード分けについては以下のとおりである。

なお、平成25年7月に施行された新規制基準を見据えて、平成25年3月に重大事故等対処設備に対する重要度の考え方を策定し運用を開始した。（別表1(2/2)参照）

1. 当社におけるグレード分けの考え方と適用

設計・調達の管理に係るグレード分けの考え方とその適用については、以下のとおりである。

1.1 設備の設計・調達の管理に係るグレード分けの考え方

当社における設備の設計・調達の管理に係るグレード分けの考え方は、「グレード分け通達」に規定しており、その内容を別表1(1/2)～(2/2)に示す。

なお、解析単独の調達の場合については、役務の調達として管理し、供給者に対する品質マネジメントシステム上の要求事項にグレード分けを適用している。

1.2 設備の設計・調達の各段階におけるグレードの適用

設備の設計・調達の各段階において「施設管理通達」、「設計・開発通達」、「原子力部門における調達管理通達」、「検査・試験通達」及び「原子燃料サイクル通達」並びに業務決定文書「シビアアクシデント対策設備に係る品質管理活動および保全活動の基本的な考え方」に基づき、別表1(1/2)～(2/2)のグレードに応じた品質保証活動を適用しており、その内容を別表2に示す。

また、設備の設計・調達の業務の流れを、別表2に基づき以下の3つに区分する。

(1) 業務区分 I

Aクラス、Bクラス、Cクラス又はSA常設のうち設計・開発を適用する場合を対象とし、その業務の流れを別図1(1/3)に示す。

(2) 業務区分 II

Aクラス、Bクラス、Cクラス又はSA常設のうち設計・開発を適用しない場合並びにSA可搬（工事等含む。）を対象とし、その業務の流れを別図1(2/3)に示す。

(3) 業務区分III

SA可搬（購入のみ）を対象とし、その業務の流れを別図1(3/3)に示す。

1.3 調達要求事項と検査・試験におけるグレードの適用

調達要求事項と検査・試験の項目においては、別表1(1/2)～(2/2)のグレードのほか、工事等の範囲、内容の複雑さ、実績等を勘案の上、品質保証活動を適用しており、その内容を別表3に示す。

なお、別表1(1/2)に示すCクラスについては、品質保証計画書の提出を要求しないことから、品質マネジメントシステムに関する要求事項は適用していないが、発電用原子炉設置変更許可申請、設工認申請（届出）の対象となる場合は、検査等が追加されることから、品質マネジメントシステムに関する要求事項等を追加している。

また、SA可搬（購入のみ）については、汎用（市販）品であり、原子力特有の技術仕様を要求するものではないことから、供給者に対する要求事項は必要なものに限定している。

なお、具体的な適用は個々の設備により異なることから、仕様書で明確にしている。

1.4 業務委託におけるグレードの適用

解析業務等を委託する場合には、「原子力事業本部他業務委託取扱要綱」に基づき供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項についてグレード分けを適用しており、その内容を別表4に示す。

供給者のグレード分けの考え方は、別表1(1/2)～(2/2)のグレード等に応じて、供給者の品質管理活動を品質保証計画書の提出又は品質監査により確認している。

別表1(1/2) 設計・調達の管理に係るグレード分け

(原子炉施設)

重要度*	グレードの区分
次のいずれかに該当する工事 ○クラス1の設備に係る工事 ○クラス2の設備に係る工事 ・ クラス2の設備のうち、「安全設計審査指針」でいう「重要度の特に高い安全機能を有する系統」は、クラス1に分類 ○クラス3の設備及びその他の設備のうち、発電への影響度区分がR3「その故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備」を除く設備に係る工事	Aクラス 又は Bクラス
上記以外の設備に係る工事	Cクラス

* : 上記の「クラス1～3」は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」のクラス1～3であり、発電への影響度区分との関係は以下のとおり。

発電への影響度区分	安全上の機能別重要度区分						
	クラス1		クラス2		クラス3		その他
	PS-1	MS-1	PS-2	MS-2	PS-3	MS-3	
R1	A			B			
R2	A			B			
R3	A			C			

R1 : その故障により発電停止となる設備

R2 : その故障がプラント運転に重大な影響を及ぼす設備 (R1 を除く)

R3 : 上記以外でその故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備

別表1(2/2) 設計・調達の管理に係るグレード分け

(原子炉施設のうち重大事故等対処施設)

重要度	グレードの区分
○特定重大事故等対処施設 ○重大事故等対処設備（常設設備）	SA常設
○重大事故等対処設備（可搬設備）	SA可搬（工事等含む。） 又は SA可搬（購入のみ）

別表2 設計・調達の管理に係る各段階とその実施内容

管理の段階		実施内容	グレードの区分				
			A、B クラス	C クラス	SA 常設	SA可搬	
			工事等 含む	購入 のみ			
I	工事計画	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.1 個別業務に必要なプロセスの計画」に基づき、工事の基本となる計画を作成する。 (設計開発計画と兼ねる場合がある※ ¹)	○	○	○	○	○
II	調達要求事項作成のための設計	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3.1 設計開発計画」～「7.3.5 設計開発の検証」に基づき、仕様書作成のための設計を実施する。	○※ ¹	○※ ¹	○※ ¹	—	—
III	調達	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.4 調達」に基づき、設計・工事及び検査のための仕様書を作成する。(購入のみの調達を含む。)	○	○	○	○	○
IV	設備の設計	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3.5 設計開発の検証」に基づき、詳細設計の確認を実施する。	○	○	○	○	—
V	工事及び検査	工事は、保安規定品質マネジメントシステム計画「7.1 個別業務に必要なプロセスの計画」及び「7.5.1 個別業務の管理」に基づき管理する。 また、検査は、保安規定品質マネジメントシステム計画「7.1 個別業務に必要なプロセスの計画」、「7.3.6 設計開発の妥当性確認」、「7.5.1 個別業務の管理」及び「8.2.4 機器等の検査等」に基づき管理する。	○	○	○	○※ ^{2,3}	○※ ³
	SA可搬(購入のみ)に対する機能・性能確認	SA可搬(購入のみ)においても、機能・性能を確認するための検査・試験を実施する。	—	—	—	—	○

○：該当あり　－：該当なし

※1：以下の工事における業務は保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」を適用し、それ以外の工事の計画は保安規定品質マネジメントシステム計画「7.1 個別業務に必要なプロセスの計画」を適用している。

【保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」を適用する工事】

「設計・開発通達」に定めるところの、既設備の原設計を機能的又は構造的に変更する工事であって、発電用原子炉設置変更許可申請、設工認申請（届出）を伴う工事のうち、以下のいずれかに該当する工事をいう。

ただし、当社で過去に実績のある工事は除く。（SA常設の場合は海外での実績を含む。）

- ・Aクラス又はBクラスの機器を対象とした工事
- ・Aクラス又はBクラスの機器に影響を及ぼすおそれのあるCクラスの機器を対象とした工事

※2：必要な場合は確認を実施する。

※3：当社による受入検査を含む。

別表3 調達要求事項と検査・試験に係るグレード分け

項目	グレードの区分	A、B クラス	C クラス	SA 常設	SA可搬	
					工事等 含む	購入 のみ
調達 要求 事項	機器仕様	○	○	○	○	○
	適用法令等	○	○	○	○	—
	設計要求事項	○	○	○	○	—
	材料・製作・据付等	○	○	○	○	—
	要員の適格性	○	○	○	○	—
	品質マネジメントシス テム要求事項	○	—*1	○	—	—
	不適合の報告・処理	○	—*1	○	○	—
	健全な安全文化を育成し 及び維持するための活動	○	—*1	○	—	—
	調達要求事項適合の記録	○	○	○	○	—
	調達後の技術情報提供	○	○	○	○	○
	解析業務	○*2	—*1, 2	○*2	○*2	—
	耐震・強度計算等	○*2	—*1, 2	○*2	○*2	—
検査・ 試験	材料検査	○	○	○	—*2	—
	寸法検査	○	○	○	—*2	—
	非破壊検査	○	○	○	—*2	—
	耐圧・漏えい検査	○	○	○	—*2	—
	外観検査	○	○	○	○	○
	性能機能検査	○	○	○	—*2	—

○：該当あり　—：該当なし

※1：Cクラスのうち、発電用原子炉設置変更許可申請、設工認申請（届出）の対象設備

並びに使用前事業者検査（溶接）の対象設備に適用する。

※2：必要に応じ実施する。

別表4 業務委託に係るグレード分け

グレードの区分	内 容	品質保証 計画書	品質監査
グレード I	成果が設備・業務に直接反映される委託 ・関連法令に定める「設工認申請（届出）」及び検査に係る業務 ・重要度分類Aクラス又はBクラスの設備の設計・評価に係る役務 等	○	○
グレード II	成果が設備・業務に直接反映される委託 ・上記以外	—※	—
グレード III	成果が設備・業務に直接反映されない委託	—	—

※：業務に従事する要員の必要な力量等を含めた「品質管理事項の説明書」を、供給者から提出させる。

管理の段階		設計、工事及び検査の業務フロー			組織内外の部門間の相互関係 ◎：主管箇所 ○：関連箇所	実施内容	添付本文 (記載項目)	証拠書類
		当社	供給者	事業本部 原子力部※1				
I	工事計画			◎	◎	—	・設計を主管する箇所の長は、設計の基本となる計画を「基本方針」として作成する。	・基本方針
II	調達要求事項作成のための設計			◎	◎	—	・設計を主管する箇所の長は、設計へのインプットとして要求事項を明確にした「実施方針」を作成し、「実施方針」の承認過程で適切性をレビューする。 また、設計に関与する組織間のインターフェイスを明確にし、効果的なコミュニケーション及び明確な責任の割当てを実施する。 工事を主管する箇所の長は、設計からのアウトプットとして「実施りん議」及び「仕様書」を作成し、「実施りん議」及び「仕様書」の承認過程でレビューとともに、インプットの要求事項を満たしていることを確実にするために検査を実施する。	・実施方針 ・実施りん議 ・仕様書
III	調達			◎	◎	○	・工事を主管する箇所の長は、承認された「実施りん議」に添付した「仕様書」にて、契約を主管する箇所の長に契約の手続きを依頼する。 契約を主管する箇所の長は、登録された供給者（取引先）の中から工事等の要求品質、価格、規模、納（工）期、技術力、実績等に基づき取引先を選定する。	・実施りん議 ・仕様書
IV	設備の設計			◎	◎	○	・工事を主管する箇所の長は、供給者の品質保証システムを審査するために「品質保証計画書」を微収し、審査・承認する。（ただし、定期的に微収している場合はこの限りではない。） また、供給者の詳細設計結果を「承認申請図書」として提出させ、「コメント処理表」により審査・承認し、「決定図書」として提出させる。	・品質保証計画書 ・承認申請図書 ・コメント処理表 ・決定図書
V	工事及び検査			—	◎	(-) (※3)	・工事を主管する箇所の長は、調達要求事項を満たしていることを確実にするために、供給者から「作業計画書」、「検査・試験要領書（工場、現地）」等の必要な承認申請図書を提出させ、「技術図書送り状兼異議申立期限日設定依頼表」及び「コメント処理表」を用いて審査・承認する。 検査を担当する箇所の長は、「社内検査要領書」を作成し、それにに基づき社内検査を実施し、「検査・試験に関する記録」を作成する。 また、供給者の検査・試験の結果を立会いまたは記録により確認する。 工事を主管する箇所の長は、工事及び検査の結果を「総括報告書」及び「完成図書」として提出させる。	・作業計画書 ・検査・試験要領書（工場、現地） ・技術図書送り状兼異議申立期限日設定依頼表 ・コメント処理表 ・社内検査要領書 ・検査・試験に関する記録 ・総括報告書 ・完成図書

※1 : 調達本部を含む。

※2 : 設計・開発の計画は、保安規定品質保証計画「7.1 業務の計画」に基づく実施方針を兼ねる。

※3 : (-) 表示は、燃料体に係る検査の場合を示す。

別図 1(1/3) 業務フロー（業務区分 I）

管理の段階		設計、工事及び検査の業務フロー			組織内外の部門間の相互関係 ◎：主管箇所 ○：関連箇所			実施内容	添付本文 (記載項目)	証拠書類
		当社	供給者	事業本部※1	発電所	供給者				
I	工事計画			◎	◎	—	設計又は工事を主管する箇所の長は、設計の要求事項を明確にした「実施方針」又は「実施りん議」を作成する。	・3.6 設工認における調達管理の方法	・実施方針 ・実施りん議	
II	調達要求事項作成のための設計			—	—	—	—	—	—	
III	調達			◎	◎	○	工事を主管する箇所の長は、承認された「実施りん議」に添付した「仕様書」にて、契約を主管する箇所の長に契約の手続きを依頼する。 契約を主管する箇所の長は、登録された供給者（取引先）の中から工事等の要求品質、価格、規模、納（工）期、技術力、実績等に基づき取引先を選定する。	・3.6.1 供給者の技術的評価 ・3.6.2 供給者の選定 ・3.6.3 調達製品の調達管理	・実施りん議 ・仕様書	
IV	設備の設計			◎	◎	○	工事を主管する箇所の長は、供給者の品質保証システムを審査するために「品質保証計画書」を徴収し、審査・承認する。（ただし、定期的に徴収している場合はこの限りではない。） また、供給者の詳細設計結果を「承認申請図書」として提出させ、「コメント処理表」により審査・承認し、「決定図書」として提出させる。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・品質保証計画書 ・承認申請図書 ・コメント処理表 ・決定図書	
V	工事及び検査			—	(◎) (—) ※2	○	工事を主管する箇所の長は、調達要求事項を満たしていることを確實にするために、供給者から「作業計画書」、「検査・試験要領書（工場、現地）」等の必要な承認申請図書を提出させ、「技術図書送り状兼異議申立期限日設定依頼表」及び「コメント処理表」を用いて審査・承認する。 検査を担当する箇所の長は、「社内検査要領書」を作成し、それに基づき社内検査を実施し、「検査・試験に関する記録」を作成する。 また、供給者の検査・試験の結果を会見または記録により確認する。 工事を主管する箇所の長は、工事及び検査の結果を「総括報告書」及び「完成図書」として提出させる。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・作業計画書 ・検査・試験要領書（工場、現地） ・技術図書送り状兼異議申立期限日設定依頼表 ・コメント処理表 ・社内検査要領書 ・検査・試験に関する記録 ・総括報告書 ・完成図書	

※1 : 調達本部を含む。

※2 : () 表示は、燃料体に係る検査の場合を示す。

別図 1(2/3) 業務フロー（業務区分 II）

管理の段階		設計、工事及び検査の業務フロー			組織内外の部門間の相互関係 ◎：主管箇所 ○：関連箇所	実施内容			添付本文 (記載項目)	証拠書類
		当社	供給者	事業本部 原子力部 ※1		発電所	供給者			
I	工事計画	実施方針の作成		◎	◎	—	設計又は工事を主管する箇所の長は、設計の要求事項を明確にした「実施方針」又は「実施りん議」を作成する。	・3.6 設工認における調達管理の方法	・実施方針 ・実施りん議	
II	調達要求事項作成のための設計			—	—	—	—	—	—	—
III	調達	仕様書の作成		◎	◎	○	工事を主管する箇所の長は、承認された「実施りん議」に添付した「仕様書」にて、契約を主管する箇所の長に契約の手続きを依頼する。 契約を主管する箇所の長は、登録された供給者（取引先）の中から工事等の要求品質、価格、規模、納（工）期、技術力、実績等に基づき取引先を選定する。	・3.6.1 供給者の技術的評価 ・3.6.2 供給者の選定 ・3.6.3 調達製品の調達管理	・実施りん議 ・仕様書	
IV	設備の設計			—	—	—	—	—	—	—
V	工事及び検査	出荷		—	◎	○	工事を主管する箇所の長は、必要に応じ供給者から「検査成績書」等を提出させて確認する。 工事を主管する箇所の長は、受入検査を実施し、「受入検査記録」を作成する。 検査を担当する箇所の長は、「社内検査要領書」を作成し、それに基づき社内検査を実施し、「検査・試験に関する記録」を作成する。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・検査成績書 ・受入検査記録 ・社内検査要領書 ・検査・試験に関する記録	

※1：調達本部を含む。

別図1(3/3) 業務フロー（業務区分III）

技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方

1. 設置変更許可申請書との整合性を確保する観点から、設置変更許可申請書本文に記載している適合性確認対象設備に関する設置許可基準規則に適合させるための「設備の設計方針」、及び設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。
2. 技術基準規則の本文及び解釈への適合性を確保する観点で、設置変更許可申請書本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項（多様性拡張設備等）がある場合は、その理由を様式－6「各条文の設計の考え方（例）」に明確にした上で記載する。
3. 自主的に設置したものは、原則として記載しない。
4. 基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の記載順となるように構成し、箇条書きにする等表現を工夫する。
5. 基本設計方針の作成に当たっては、必要に応じ、以下に示す考え方で作成する。
 - (1) 設置変更許可申請書本文の記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるために特定できる手段がわかるように記載する。

また、技術基準規則への適合性を確保する観点で、設置変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。

なお、手段となる「仕様」が要目表で明確な場合は記載しない。
 - (2) 設置変更許可申請書本文の記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件が分かる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所（品質マネジメントシステムの2次文書で定める場合は「保安規定」を記載する。）の呼込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する実用炉規則別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。

また、技術基準規則の本文及び解釈への適合性を確保する観点で、設置変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。
 - (3) 設置変更許可申請書本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認申請（届出）書の添付書類として担保する条件を以下の方法を使い分けることにより記載する。

- a. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認申請（届出）の対象とする。
 - b. 今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、並びにその評価結果に応じて取る措置の両方を設計対象とする。
- (4) 各条文のうち、要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。
- (5) 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という設工認申請（届出）の審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。
- (6) 技術基準規則の解釈等に示された指針、原子力規制委員会文書、（旧）原子力安全・保安院文書、他省令等の呼込みがある場合は、以下の要領で記載を行う。
- a. 設置時に適用される要求等、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。
 - b. 監視試験片の試験方法を示した規格等、条文等で特定の版が示されているが、施設管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名及び必要に応じそのコード番号を記載する。
 - c. 解釈等に示された条文番号は、当該文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題で記載する。
 - d. 条件付の民間規格又は設置変更許可申請書の評価結果等を引用する場合は、可能な限りその条件等を文章として反映する。

また、設置変更許可申請書の添付書類を呼び込む場合は、対応する本文のタイトルを呼び込む。

なお、文書名を呼び込む場合においても「技術評価書」の呼込みは行わない。

設工認における解析管理について

設工認に必要な解析のうち、調達（「3.6 設工認における調達管理の方法」参照）を通じて実施した解析は、「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン（一般社団法人日本原子力技術協会、平成22年12月発行）」に示される要求事項に、当社の要求事項を加えて策定した「原子力発電所保修業務要綱」及び「原子力発電所請負工事一般仕様書に関する要綱指針」のうち別紙「許認可申請等に係る解析業務に関する特別な調達管理の実施について」により、供給者への設工認申請（届出）に係る解析業務の要求事項を明確にしている。

これに基づき、解析業務を主管する箇所の長は、調達要求事項に解析業務を含む場合、以下のとおり特別な調達管理を実施する。

なお、事業者と供給者の解析業務の流れを別図1に示すとともに、設工認の解析業務の調達の流れを別図2に示す。

また、過去に国に提出した解析関係の委託報告書等でデータ誤りがあった不適合事例とその対策実施状況を別表1(1/2)～(2/2)に示す。

1. 仕様書の作成

解析業務を主管する箇所の長は、解析業務に係る必要な品質保証活動として、通常の調達要求事項に加え、「原子力発電所請負工事一般仕様書に関する要綱指針」の別紙で定めた「許認可申請等に係る解析業務に関する特別な品質管理の実施について」を仕様書で追加要求する。

2. 解析業務の計画

解析業務を主管する箇所の長は、供給者から解析業務を実施する前に下記事項の計画（実施段階、目的、内容、実施体制等）を明確にした解析業務実施計画書を提出させ、仕様書の要求事項を満たしていることを確実にするため検証する。

- (1) 解析業務の作業手順（デザインレビュー、審査方法、時期等を含む。）
- (2) 解析結果の検証
- (3) 委託報告書の確認
- (4) 解析業務の変更管理

また、解析業務を主管する箇所の長は、供給者の解析業務に変更が生じた場合、及び契約

締結後に当社の特別の理由により契約内容等に変更の必要が生じた場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に基づき必要な手続きを実施する。

3. 解析業務の実施

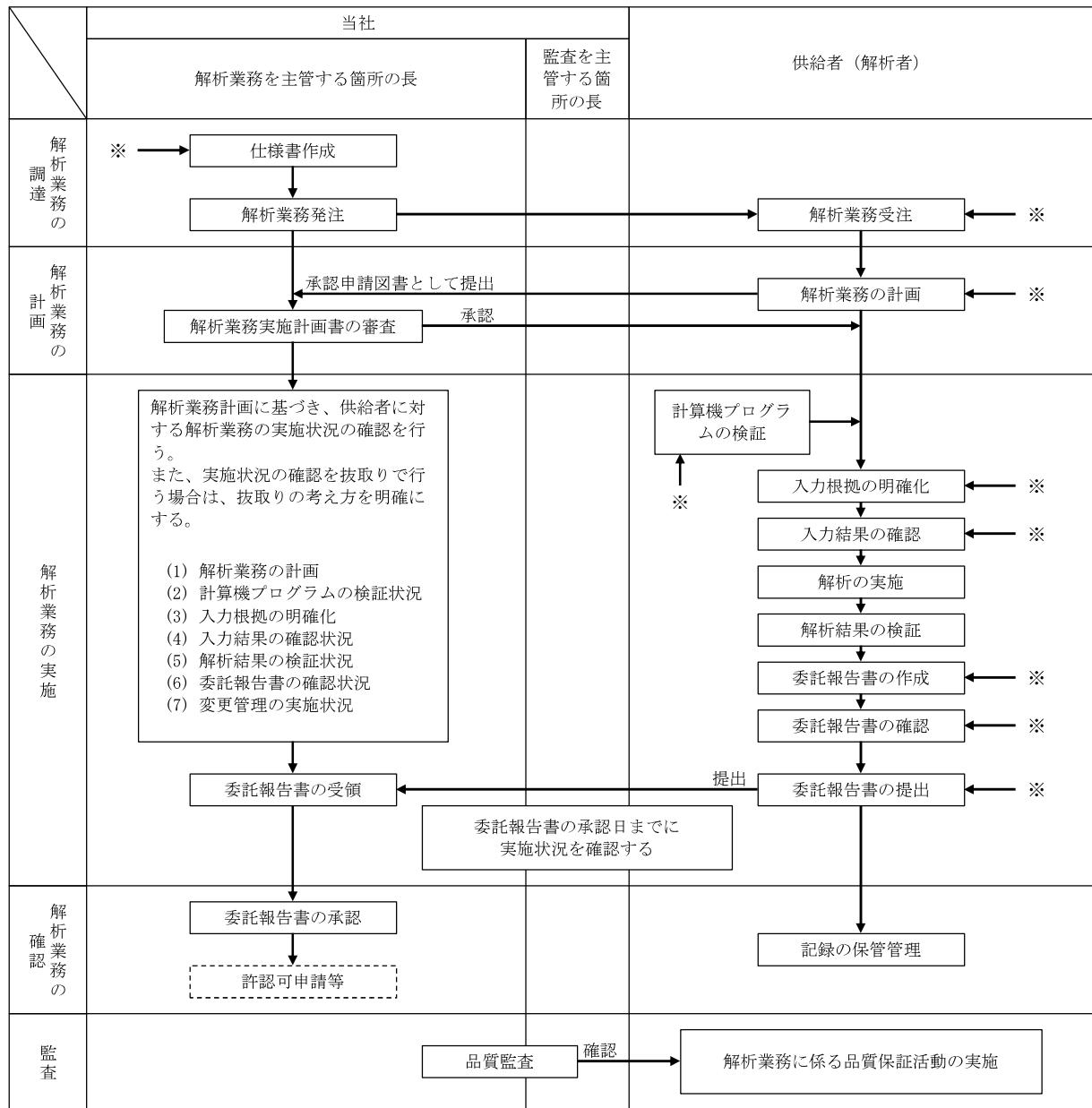
解析業務を主管する箇所の長は、供給者から委託報告書が提出されるまでに解析業務が確實に実施されていることを確認する。

当社の供給者に対する確認は「解析業務実施状況の確認チェックシート」を参考に、確認者を指名し実施する。

具体的な確認の視点を別表2に示す。

4. 委託報告書の確認

解析業務を主管する箇所の長は、供給者から提出された委託報告書が要求事項に適合していること、また供給者が実施した検証済みの解析結果が適切に反映されていることを確認する。



※：解析業務に変更が生じる場合は、各段階においてその変更を反映させる。

別図1 解析業務の流れ

管理の段階	設計、工事及び検査の業務フロー			組織内外の部門間の相互関係 ◎：主管箇所 ○：関連箇所			実施内容	添付本文 (記載項目)	証拠書類
	当社	供給者	事業子本部	発電所	供給者				
仕様書の作成	仕様書の作成		◎	—	—		解析業務を主管する箇所の長は、「仕様書」を作成し、解析業務に係る要求事項を明確にした。	・ 3.6.1 供給者の技術的評価 ・ 3.6.2 供給者の選定 ・ 3.6.3 調達製品の調達管理	・ (委託・工事) 仕様書
解析業務の計画	解析業務実施計画書の審査、承認	↓ 解析業務実施計画書の作成、確認	◎	—	○		解析業務を主管する箇所の長は、供給者から提出された「解析業務実施計画書」で、計画（解析業務の作業手順／使用する計算機プログラムとその検証結果／解析業務の実施体制／解析結果の検証／委託報告書の確認／解析業務の変更管理／記録の保管管理）が明確にされていることを確認した。	・ 3.6.3 調達製品の調達管理	・ 解析業務実施計画書（供給者提出）
解析業務の実施	解析実施状況の確認	↓ 解析業務の実施	◎	—	○		解析業務を主管する箇所の長は、「解析業務実施状況の確認チェックシート」を用いて、実施状況（解析業務の計画状況／計算機プログラムの検証状況／入力根拠の明確化状況／入力結果の確認状況／解析結果の検証状況／委託報告書の確認状況／解析業務の変更管理状況）について確認した。	・ 3.6.3 調達製品の調達管理	・ 解析業務実施状況の確認チェックシート
委託報告書の確認	委託報告書の承認	← 委託報告書の作成、確認	◎	—	○		解析業務を主管する箇所の長は、供給者から提出された「委託報告書」で、供給者が解析業務の計画に基づき適切に解析業務を実施したことを確認した。	・ 3.6.3 調達製品の調達管理	・ 委託報告書（供給者提出）

別図2 本工事に係る設計・調達の流れ（解析）

別表1(1/2) 国に提出した解析関係の委託報告書等でデータ誤りがあった

不適合事例とその対策実施状況

No.	不適合事象とその対策	
1	報告年月	平成 22 年 3 月
	件 名	美浜 2, 3 号機耐震バックチェック中間報告書（追補版）の応力評価値誤りについて
	事 象	<p>平成 21 年 3 月 31 日付け※で国等へ提出した「美浜発電所『発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針』の改訂に伴う耐震安全性評価結果中間報告書（追補版）」において、美浜 2 号機及び美浜 3 号機の一次冷却材管の応力評価値に誤りが確認された。</p> <p>原因は、エクセルを用いた簡易評価を行う際、「地震応力」と「地震以外の応力」を取り違えて入力してしまったことにより発生したものであった。</p> <p>※：本事象は「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン（平成 22 年 12 月発行、一般社団法人日本原子力技術協会）」（以下「解析ガイドライン」という。）の制定以前に発生した。</p>
	対策実施状況	<p>対策として、チェックシートの改善、入力フォーム（エクセル）の色分けによる識別及び注意喚起を行った。</p> <p>また、解析担当者（原解析者）以外の者による、入出力データのダブルチェックの実施を「原子力発電所請負工事一般仕様書」にて調達要求している。</p>
2	報告年月	平成 23 年 9 月
	件 名	高浜 3, 4 号機耐震安全性評価報告書の再点検結果の追加報告について
	事 象	<p>原子力安全・保安院文書「九州電力株式会社玄海原子力発電所第 3 号機の原子炉建屋及び原子炉補助建屋の耐震安全性評価における入力データの誤りを踏まえた対応について（指示）」（平成 23 年 7 月 22 日）を受け、指示があった九州電力と同じ調達先へ発注した原子炉建屋・原子炉補助建屋の入力データに加え、それ以外の調達先へ発注した原子炉建屋・原子炉補助建屋の入力データについても自主的に調査を実施した結果、平成 19 年度に実施した高浜 3, 4 号機の原子炉建屋の耐震安全性評価の解析において、3 箇所に入力データ誤りがあることが確認された。</p> <p>原因は、解析を実施した平成 19 年当時※は解析担当者自身が入力データを確認することになっており、客観的な視点で誤入力をチェックできる体制になつていなかつたことによるものであった。</p> <p>※：本解析は解析ガイドラインの制定以前に実施していた。</p>
	対策実施状況	<p>解析業務に係る品質管理の充実を図るために、平成 23 年 3 月 8 日に「原子力発電所修業要綱指針」及び「原子力発電所請負工事一般仕様書に関する要綱指針」を改正して解析ガイドラインを反映し、平成 23 年 4 月 8 日に施行して以下のとおり実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解析担当者（原解析者）以外の者による、入出力データのダブルチェックの実施を、「原子力発電所請負工事一般仕様書」にて調達要求している。 ・「原子力発電所修業要綱指針」に基づき、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合、「原子力発電所請負工事一般仕様書」の別紙「許認可申請等に係る解析業務に関する特別な品質管理の実施について」に基づく特別な品質管理を実施する旨を調達文書へ明記することにより、調達要求事項の明確化を図っている。 ・「原子力発電所修業要綱指針」に基づき、当社は契約の都度、調達先に対して「原子力発電所修業要綱指針」の別紙に基づく業務の実施状況の確認を行っている。 ・上記の事象を受け、更なる改善として、建屋の設工認申請（届出）に係る解析業務については、当社による解析結果の全数チェックを自主的に実施している。

別表1(2/2) 国に提出した解析関係の委託報告書等でデータ誤りがあった

不適合事例とその対策実施状況

No.	不適合事象とその対策	
3	報告年月	平成 26 年 7 月
	件 名	高浜発電所新規制基準適合性に係る審査会合のうち津波水位評価における入力データ誤りについて
	事 象	<p>高浜発電所の設置変更許可申請書の補正に向けて、高浜発電所の津波影響評価に係るデータの最終確認を実施していたところ、「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 高浜発電所津波水位評価」における入力データ誤りを確認した。</p> <p>入力データ誤りについては、入力根拠書作成段階において、鉛直方向破壊伝播速度と地すべり地形変化分布図より、供給者が「地すべり終了時間」を算出しておらず、「破壊継続時間（120 秒）」を「地すべり終了時間」として誤って入力したものである。</p> <p>原因は、計算プログラムを変更（地形変化計算プログラムを追加）した際に、当社と供給者で解析に用いる入力根拠書の作成にコミュニケーションが不足していたことによるものであった。</p>
	対策実施状況	原子力部門全体の入力根拠の確認方法を改善するため、解析業務の調達管理に関する品質マネジメントシステムの社内標準「原子力発電所保修業務要綱指針」及び「原子力発電所請負工事一般仕様書に関する要綱指針」を改正した。
4	報告年月	2021 年 2 月
	件 名	美浜 3 号機特重設工認申請書のうち耐震計算書の記載修正について
	事象	<p>2020 年 7 月 10 日に申請した美浜 3 号機特重設工認申請書のうち、E S トレーニング（カルバート構造部）の耐震評価において、入力地震動と断面二次モーメントの入力誤りがあり、それらを基にした評価結果において誤りがあることが確認された。</p> <p>入力地震動の入力誤りについては、解析モデルに水平方向の入力地震動（断層波 : Ss-2~22）を入力する際に、位相が反転した状態で入力を行ったものである。断面二次モーメントの入力誤りについては、解析モデルのはり要素の入力条件である断面二次モーメントの値を誤って入力し解析を実施したものである。</p> <p>原因は、当社が受注者の解析業務の実施状況の確認を行ったことを確認する際に、その具体的な確認方法を定めておらず、両事象の入力誤りに気付くことができなかつたことによるものであった。</p>
	対策実施状況	<p>受注者が解析業務の実施状況の確認を行ったことを当社が確認する方法を改善するため、社内マニュアルを改正し、以下の対策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の 2 点を受注者に対する当社からの調達要求としている。 <ul style="list-style-type: none"> - 受注者が下請先の解析業務の実施状況を確認において、確認した項目を示すこと。 - 入力根拠書のうち計算を伴う項目について、エビデンスの再計算を実施すること。 ・受注者が下請先の解析業務の実施状況を確認するにあたり、そのチェック項目に不足がないか、当社が確認している。 ・入力根拠書のうち計算を伴う項目について、受注者がエビデンスの作成時に再計算を実施していることを当社が確認している。

別表2 解析業務を実施する供給者に対する確認の視点

No.	検証項目	当社の供給者に対する確認の視点
1	解析業務の計画	<ul style="list-style-type: none"> ・解析業務に係る必要な力量が明確にされ、また従事する要員（原解析者・検証者）が必要な力量を有していること。 ・解析業務をアウトソースする場合、解析業務に係る必要な品質保証活動を仕様書、文書等で供給者に要求していること。
2	計算機プログラムの検証	<ul style="list-style-type: none"> ・計算機プログラムは、適正なものであることを事前に検証し、リストへ登録していること。 ・バージョンアップがある場合は、その都度検証を行い、リストへ登録していること。 ・リストには、検証された計算機プログラム名称及びバージョンを明記していること。
3	入力根拠の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・解析業務実施計画書に基づき解析ごとに入力根拠を明確にしていること。
4	入力結果の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・計算機プログラムへの入力データに間違이がないことを確認していること。 ・エコーバック以外の方法で入力データを確認している場合は、入力桁数についても確認していること。
5	解析結果の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・解析結果に問題がないことを、原解析者以外の者が検証していること。
6	委託報告書の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・計算機プログラムを用いた解析結果、又は汎用表計算ソフトウェアを用いた計算、若しくは手計算による解析・計算結果を、当社の指定する書式に加工及び編集して、委託報告書としてまとめていていること。 ・作成された委託報告書が、解析業務実施計画書の内容を満足していることを確認していること。
7	解析業務の変更管理	<ul style="list-style-type: none"> ・解析業務に変更が生じた場合は、変更内容を文書化し、解析業務の各段階（解析業務の調達、計画及び実施）においてその変更を反映していること。

当社における設計管理・調達管理について

1. 供給者の技術的評価

契約を主管する箇所の長は、供給者（以下「取引先」という。）が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、取引先の評価、登録及び再評価を「原子力部門における調達管理通達」に基づき実施する。

また、設工認については、取引先の評価を実施し、取引先の調達製品を供給する能力に問題はないことを確認しており、必要に応じて監査を実施している。

1.1 取引先の評価

契約を主管する箇所の長は、取引希望先に対して、契約前に信頼性、技術力、実績及び品質マネジメントシステム体制等について調査及び評価を行うものとする。

なお、評価基準については、設備重要度等に応じて定めることができる。

1.2 取引先の登録

取引先登録とは、評価の結果、取引先として認定することをいう。ただし、調達の都度、評価を行う場合（以下「都度評価」という。）は、取引先登録を省略することができる。

1.3 取引先の再評価

契約を主管する箇所の長は、登録取引先及び都度評価した取引先について、継続取引を行う場合には、経営状態、発注実績及び品質マネジメントシステム体制並びにその状況等についての再評価を定期的又は都度行い、継続取引の可否等を検討する。

なお、再評価基準については、設備重要度等に応じて定めることができる。

別表1 取引先に係るグレード分け

グレードの区分	対 象
第1種取引先	重要度分類Aクラス又はBクラスの機器施工会社、機器製作会社（メーカ）、機器の運転等業務委託会社
第2種取引先	上記以外の原子炉施設施工会社（土木建築工事施工会社を含む。）、機器製作会社（メーカ）、機器の運転等業務委託会社、第1種取引先又は第2種取引先の代理店
第3種取引先	原子炉施設関連の汎用（市販）品購入先、原子炉施設以外の施工・業務委託会社

2. 仕様書作成のための設計について

設計、工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は、「施設管理通達」、「設計・開発通達」及び「原子力部門における調達管理通達」に基づき、添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表1(1/2)」に示すAクラス、Bクラス及びCクラス並びに「別表1(2/2)」に示すSA常設のうち、保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」を適用する場合の仕様書作成のための設計を、設計・調達の管理の各段階（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表2」に示す管理の段階Ⅱ、Ⅳ及びV）において、管理を実施する。

なお、仕様書作成のための設計の流れを別図1(1/2)～(2/2)に示すとともに、仕様書作成のための設計に関する活動内容を以下に示す。

2.1 設計・開発の管理

2.1.1 設計・開発の計画

設計を主管する箇所の長は、以下の事項を明確にした設計・開発の計画を策定する。

- (1) 設計・開発の段階（インプット、アウトプット、検証及び妥当性確認）
- (2) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認
- (3) 設計・開発に関する責任及び権限

2.1.2 設計・開発へのインプット

設計を主管する箇所の長は、設計・開発へのインプットとして、以下の要求事項を明確にした実施方針等を作成する。

- (1) 機能及び性能に関する要求事項
- (2) 適用される法令・規制要求事項
- (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
- (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項

2.1.3 インプット作成段階のレビュー

設計を主管する箇所の長は、実施方針等の承認過程で、実施方針等の適切性をレビューする。

2.1.4 アウトプットの作成

設計を主管する箇所の長は、アウトプットとして仕様書を作成する。

アウトプットは、調達管理に用いられることから、「原子力部門における調達管理通達」の要求事項も満たすように作成する。

2.1.5 アウトプット作成段階のレビュー及び検証

設計を主管する箇所の長は、仕様書の承認過程で、仕様書が「原子力部門における調達管理通達」の要求事項を満たすように作成していることを確認するためにレビューするとともに、仕様書がインプットの要求事項を満たしていることを確実にするために対比して検証する。

インプット及びアウトプットのレビュー及び検証の結果の記録並びに必要な処置があればその記録を維持する。

なお、レビューへの参加者には、工事範囲がまたがる組織の長及び当該設計・開発に係る専門家を含め、必要に応じ、レビュー会議を開催する。

また、検証は適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に実施させる。

2.1.6 設計・開発の検証（設備の設計段階）

設計又は工事を主管する箇所の長は、設計図書及び検査・試験要領書の審査・承認の段階で、調達要求事項を変更する必要が生じた場合、「原子力発電所保修業務要綱」等に基づき変更手続きを行う。

2.1.7 設計・開発の妥当性確認

工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、工事段階で実施する検査・試験の結果により、設計・開発の妥当性を確認する。

2.2 設計・開発の変更管理

設計を主管する箇所の長は、設計・開発の変更を要する場合、以下に従って手続きを実施する。

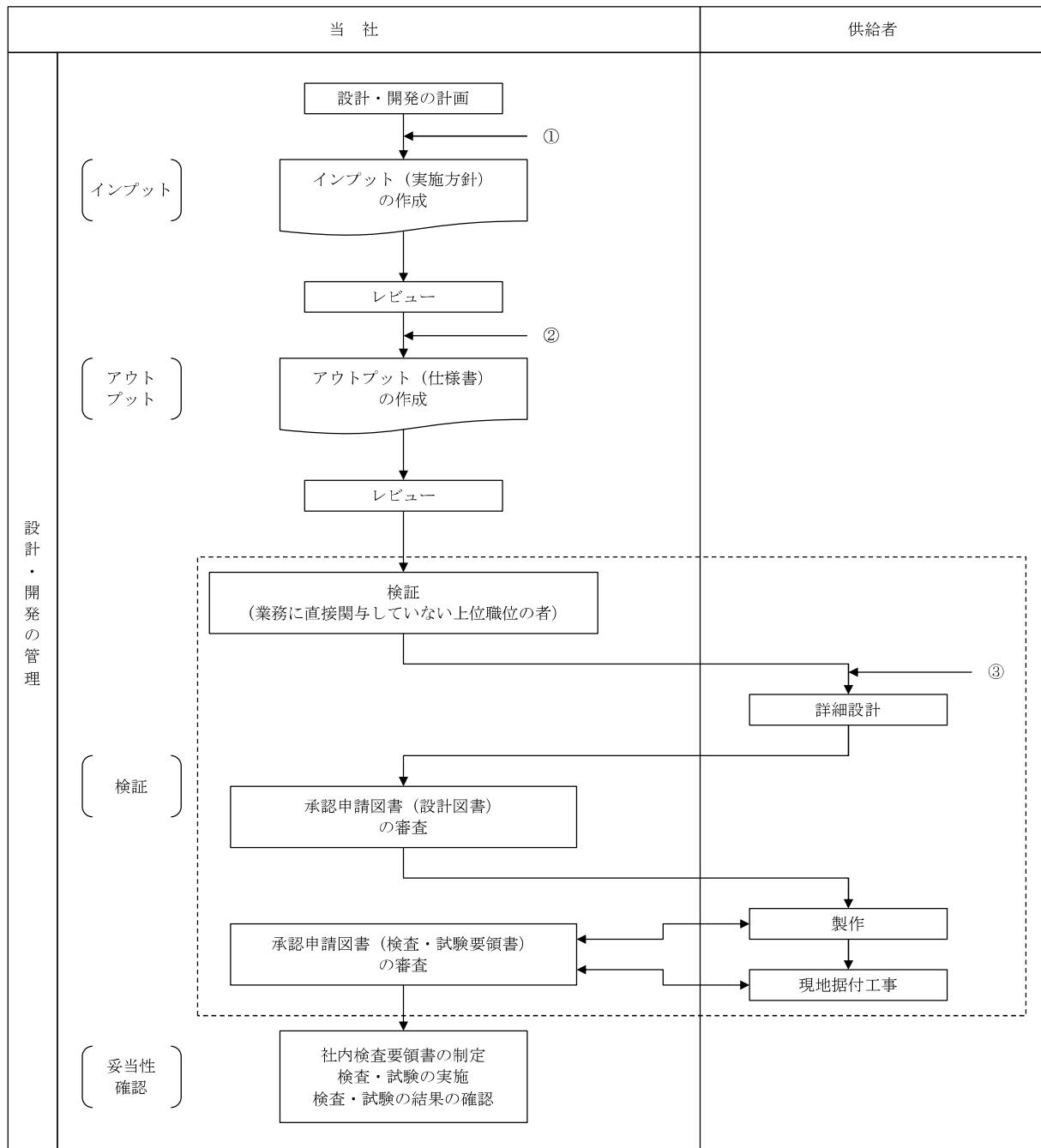
(1) 次の設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。

- a. 仕様書の変更
- b. 承認申請図書確認以降の調達先での内容変更

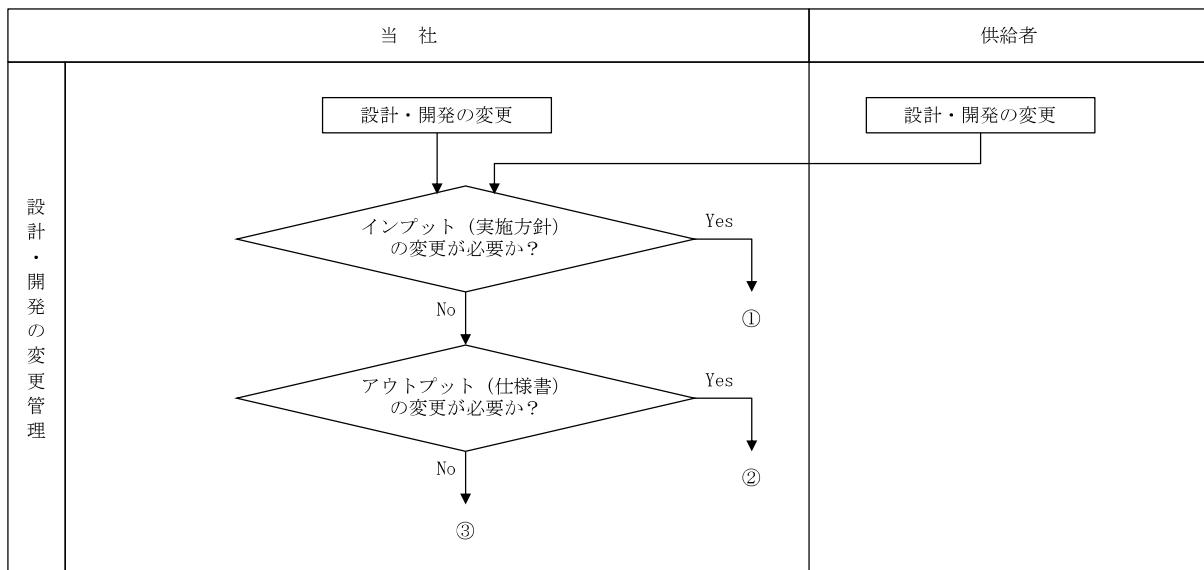
(2) (1)の変更に対し、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施す

る前に承認する。

- (3) レビューには、その変更が、原子炉施設を構成する要素及び関係する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。
- (4) 変更のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を維持する。



別図1(1/2) 設計・開発業務の流れ



別図1(2/2) 設計・開発業務の流れ

資料 6-2 本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画

目 次

頁

1. 概要	M3-添6-2-1
2. 基本方針	M3-添6-2-1
3. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画	M3-添6-2-1

1. 概要

本資料は、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に基づく設計に係るプロセスの実績、工事及び検査に係るプロセスの計画について説明するものである。

2. 基本方針

美浜発電所第3号機における設計に係るプロセスとその実績について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に示した設計の段階ごとに、組織内外の関係、進捗実績及び具体的な活動実績について説明する。

工事及び検査に関する計画として、組織内外の関係、進捗実績及び具体的な活動計画について説明する。

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について説明する。

3. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に基づき実施した、美浜発電所第3号機における設計の実績、工事及び検査の計画について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の様式-1により示す。

また、適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」の様式-9により示す。

本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画（1/2）

各段階	プロセス（設計対象） 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2	組織内外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連		インプット	アウトプット	他の記録類
		原 子 力 事業本部	発電所			
設 計	3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	—	◎	—	設置変更許可申請書・添付資料、技術基準規則・解釈、設置許可基準規則・解釈	—
	3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	—	◎	—	設置変更許可申請書・添付資料、技術基準規則・解釈、設置許可基準規則・解釈	様式-2
	3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）	—	◎	—	様式-2、技術基準規則	様式-3、4
				—	様式-2、4、技術基準規則、実用炉規則別表第三	様式-5
				—	設置変更許可申請書・添付資料、技術基準規則・解釈、実用炉規則別表第二、設置許可基準規則・解釈	様式-6、7
	3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）	—	◎	—	様式-5、7（基本設計方針）	設計のレビュー・検証の記録（設計段階）
	資料2 機器別記載事項の設定根拠に関する説明書	—	◎	—	基本設計方針、既工認、設計図書	構成、基本方針
	資料3 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	—	◎	—	基本設計方針、既工認、設置（変更）許可	設計資料
	資料4 耐震性に関する説明書	—	◎	—	基本設計方針、既工認	設計資料
	資料5 原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	—	◎	—	基本設計方針、既工認、設計図書	構成、基本方針
3.3.3(3)	設計のアウトプットに対する検証	—	◎	—	様式-2～8	設計のレビュー・検証の記録（設計の段階）
3.3.3(4)	設工認申請（届出）書の作成	—	◎	—	設計-1、2	設工認申請（届出）書案
3.3.3(5)	設工認申請（届出）書の承認	—	◎	—	設工認申請（届出）書案	設工認申請（届出）書
						原子力発電安全運営委員会議事録

本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画（2/2）

各段階	プロセス（設計対象） 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2	組織内外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連			インプット	アウトプット	他の記録類
		原 子 力 事業本部	発電所	供給者			
工事及び検査	3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）	—	◎	—	設計資料	様式-8、仕様書	設計のレビュー・検証の記録（工事の段階）
	3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施	—	◎	○	仕様書	工事記録	
	3.5.2 使用前事業者検査の計画	—	◎	○	様式-8（中欄）	様式-8（右欄）、使用前事業者検査工程表（計画）	
	3.5.3 検査計画の管理	—	◎	○	使用前事業者検査工程表（計画）	使用前事業者検査工程表（実績）	
	3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—	◎	○	使用前事業者検査（溶接）要領書	検査記録	
	3.5.5 使用前事業者検査の実施	—	◎	○	様式-8 検査要領書	検査要領書 検査記録	
	3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ	—	◎	○	—	検査記録	

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）

施設区分／設備区分／機器区分	名 称	グレードの区分					工事の区分	該当する業務区分 [*]			備 考
		A、B クラス	C クラス	SA 常設	SA可搬			業務区分 I	業務区分 II	業務区分 III	
原子炉冷却系統施設	原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置	—	○	—	—	—	—	—	○	—	

※：「業務区分 I ~ III」とは添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「1.2(1)~(3)」をいう。